

品川区災害廃棄物処理計画（素案）について （パブリックコメントの実施）

1. 計画作成の背景

大規模災害の発災時には、家屋の倒壊や浸水により膨大な災害廃棄物が発生する。これらの災害廃棄物は、人命救助などの応急救助活動の支障になるだけでなく、区民の生活再建の妨げとなる。

今後発生が予想される大規模地震、風水害、その他自然災害により生じる区の災害廃棄物などの処理体制を確立し、災害廃棄物対策のさらなる強化が必要となったため、災害廃棄物処理計画の作成に至った。

2. 検討経過

- ・防災まちづくり部長、災害対策担当部長、品川区清掃事務所長、防災課長、公園課長、道路課長、環境課長を委員とした庁内会議等で内容検討
- ・(株)オリエンタルコンサルタンツに計画策定の支援を業務委託

3. 計画の目的

- ①首都直下地震などの大規模災害に伴い発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することによる、区民の生活環境保全、公衆衛生の確保、早期の復旧・復興
- ②発災後の事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによる、発災初期の混乱低減
- ③区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、協定に基づく事業者、区民の役割を明確にすることによる、円滑な相互連携の実現

4. 計画の内容

別紙 1・2 のとおり

5. パブリックコメントの実施

広報しながら 11 月 21 日号および区ホームページに掲載

(1) 実施期間

令和 3 年 11 月 21 日から 12 月 20 日まで

(2) 閲覧場所

防災課、区政資料コーナー、図書館および地域センター

6. 今後のスケジュール（予定）

令和4年 1月 パブリックコメントの意見を計画へ反映

令和4年 3月 計画決定

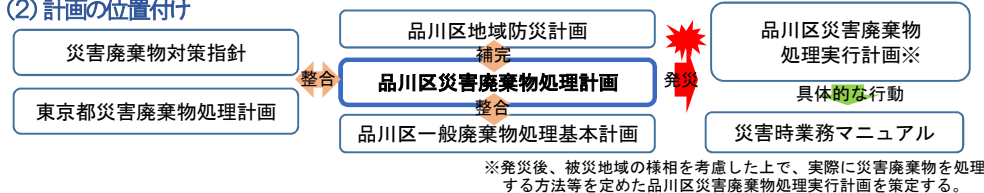
1. 品川区災害廃棄物処理計画について

(1) 計画作成の背景・目的

- 東日本大震災では、膨大な災害廃棄物により被災地の復旧・復興に大きな影響が発生
- 近年、自然災害が激甚化・頻発化していることから、**災害廃棄物対策のさらなる強化**が必要
 - 国：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「災害対策基本法」一部改正、「災害廃棄物対策指針」改定
 - 東京都：「東京都災害廃棄物処理計画」策定

- 首都直下地震などの大規模災害に伴い発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することによる、**区民の生活環境保全、公衆衛生の確保、早期の復旧・復興**
- 発災後の事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによる、**発災初期期の混乱低減**
- 区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、協定に基づく事業者、区民の役割を明確にすることによる、**円滑な相互連携の実現**

(2) 計画の位置付け



(3) 計画の基本方針

①計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路、施設、仮置場被災状況や処理能力等を逐次把握した上での、計画的処理の推進
②衛生的な処理	生活環境の保全及び公衆衛生を確保するための処理優先度の考慮、適正な処理、円滑・迅速な処理
③安全性の確保	宅地での解体作業、仮置場での搬入・搬出作業における、周辺住民や処理従事者の安全性確保
④環境に配慮した処理	処理現場の周辺環境等への配慮
⑤経済性に配慮した処理	最少費用・最大効果での処理方法の選択（公費処理のため）
⑥分別・再生利用の推進	処理・処分量削減のための、分別・再生利用・再資源化の促進
⑦区民やボランティアとの協力	排出・分別ルールの広報、混乱防止、区民・ボランティアとの協力
⑧共同処理及び関係機関との連携	特別区・清掃一組・清掃協議会等との連携、国・他自治体との協力・支援

2. 対象とする災害

(1) 対象とする災害

- 地震災害**：地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発、その他の異常な現象により生ずる被害
※被害が最大となる条件：東京湾北部地震（風速8m/s・冬18時）
- 風水害**：大雨や台風、低気圧や前線、そして竜巻などの突風により生じる被害
※被害が最大となる条件：最大規模の降雨による浸水

3. 対象とする廃棄物

(1) 対象とする廃棄物の種類

災害時に発生する廃棄物の種類	概要
災害がれき	・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物
片付けごみ	・損壊家屋から排出される家財道具（通常の粗大ごみは除く）
生活ごみ	・被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く） ※避難施設および在宅避難で排出される生活ごみを含む
事業系一般廃棄物	・被災した事業所からの廃棄物（通常の事業活動に伴う廃棄物は除く） ※有料ごみ処理券で区が一般廃棄物と合わせて収集している産業廃棄物を含む
し尿	・被災施設の簡易トイレや仮設トイレからのし尿（通常生活で排出されるし尿は除く）

※品川区では通常、燃やすごみ・陶器ガラス金属ごみ・粗大ごみは各戸収集、資源については資源回収ステーションでの収集を行っている。発災後72時間経過後に通常収集を再開予定。

(2) 対象とする廃棄物の例

【災害がれきの例】

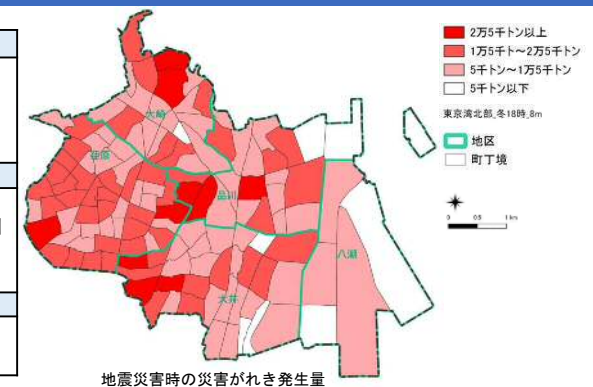


【片づけごみ（損壊家屋等からの排出ごみ）の例】



4. 災害廃棄物発生量の推定 ※例：地震による発生量

災害がれき発生量
➢重量：約190万 t ➢体積：約253万 m ³ ※風水害によるがれき発生量は約7.4万 t
ごみ発生量
➢生活ごみ：約278t/日 ※避難施設における生活ごみ：約82 t/日 ➢片づけごみ（粗大ごみ）：約7.7千 t/年
し尿発生量
➢約32万 L/日



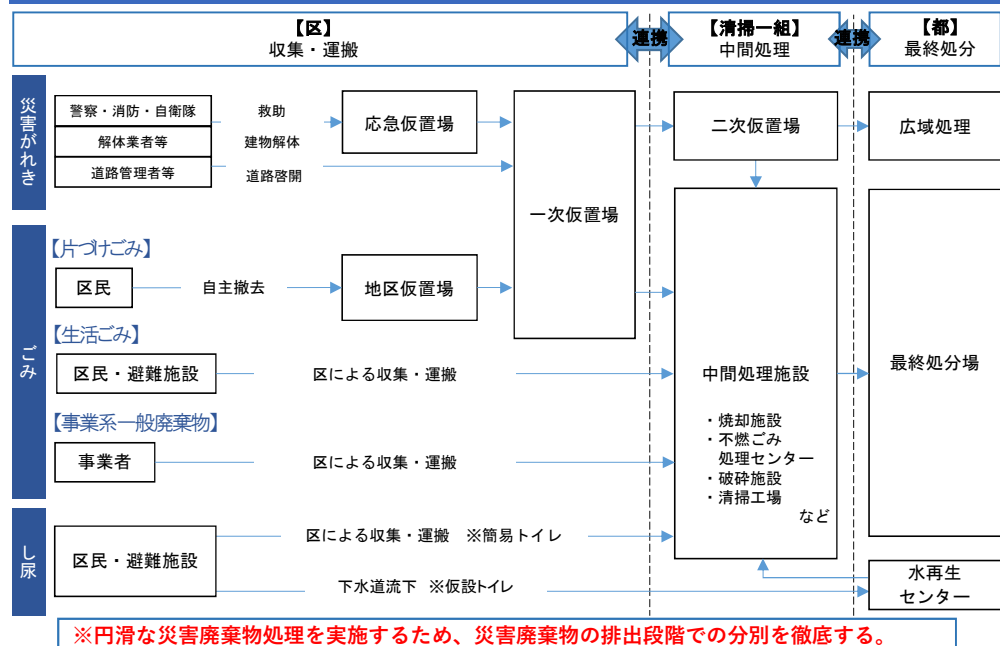
- 風水害と比較し、地震による災害廃棄物発生量が大きく上回るため、地震による災害廃棄物を対象として処理計画を検討
- 風水害による災害廃棄物処理について留意が必要な点についても補足的に検討

品川区災害廃棄物処理計画 概要版 令和3年11月

5. 各主体の役割分担の基本的な考え方

①品川区	・自区域内で発生した災害廃棄物の収集・運搬
②特別区	・各区域内で発生した災害廃棄物について、連携した収集・運搬 ・二次仮置場、仮設処理施設、資源化一時保管場所などの共同設置、処理の実施
③清掃一組	・中間処理：可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理など ・くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等）
④清掃協議会	・特別区及び清掃一組の事務のうち、廃棄物収集・運搬に係る請負契約の締結に関する事務の連絡調整、管理、執行
⑤東京都	・災害の被害状況や対応状況等を踏まえた、区への技術的支援や各種調整 ・区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合、廃棄物処理主体の代行 ・広域処理：他道府県への広域処理の要請 ・最終処分：最終処分の実施
⑥国	・災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等による技術的な指導・助言
⑦自衛隊・警察・消防	・道路上の災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去
⑧協定自治体	・災害廃棄物処理に係る必要資機材等の支援 ・災害廃棄物等の収集運搬・処理支援
⑨協定事業者	・災害廃棄物処理に係る必要資機材等の支援 ・業務委託による災害廃棄物等の収集運搬・処理支援
⑩ボランティア	・被災家屋の後片付け等の被災者支援
⑪事業者	・被災した事業場から排出される廃棄物の分別、再生利用、再資源化
⑫区民	・廃棄物の排出段階での分別の徹底

6. 災害廃棄物処理の流れ



7. 仮置場の確保・運営

(1) 仮置場の種類

種別	定義	
地区仮置場	住宅地等に設置し区民が自ら片づけごみ等を搬入する仮置場。 (区立公園等を利用した区民に身近な場所に設置する仮置場)	3日後～1か月
応急仮置場	救助活動、建物解体、道路啓開等により発生する災害がれきの一時的な仮置場として設置する。	発災24時間以内～1週間
一次仮置場	救助活動、建物解体、道路啓開現場や、地区仮置場、応急仮置場等から区が収集した災害廃棄物を集積し、分別・保管する仮置場。	3日後～3年
二次仮置場	各区の災害廃棄物を集積、分別し、処理するまでの間保管する仮置場。仮設処理施設も併設する。(特別区内で数か所を想定)	3週間後～3年
資源化一時保管場所	資源化処理した災害廃棄物を買取り業者に引き渡すまでの間、必要に応じて一時的に保管する場所(二次仮置場に併設することを想定)	3週間後～3年

(2) 区内の仮置場候補地

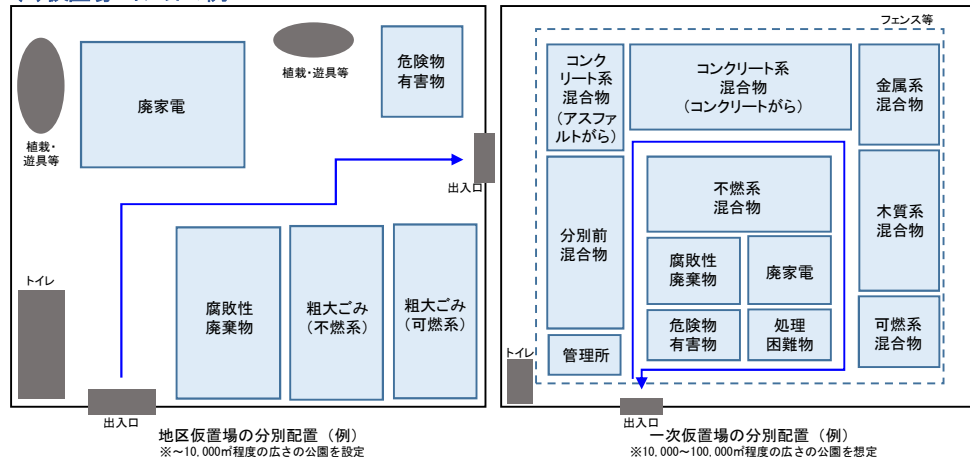


地区	公園数	公園面積 (㎡)	有効面積 (㎡) ※
品川	65	159,427	79,714
大崎	57	270,094	135,047
大井	33	35,180	17,590
荏原	113	180,075	90,037
八潮	10	724,142	362,071
合計	278	1,368,919	684,459

※有効面積50%と仮定

※仮置場候補地は区内の全公園とし、公園の面積規模ごとに使用用途を検討する。
なお、区内の公園は災害時に様々な用途で利用されるため、発災時の状況に応じて検討を行う。

(3) 仮置場レイアウトの例



品川区災害廃棄物処理計画 素案

令和 3 年 11 月

品川区

目 次

第1章 総則.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
1 品川区災害廃棄物処理計画の位置付け	2
2 発災後に策定する計画の位置付け	2
第3節 計画の対象.....	3
1 対象とする災害	3
2 対象とする廃棄物	3
3 災害廃棄物発生量	7
第4節 災害廃棄物処理の実施主体	12
1 各主体の役割分担に関する基本的な考え方.....	12
第5節 災害廃棄物処理の基本的な考え方	13
1 基本方針	13
第6節 災害廃棄物処理の流れ	14
1 災害廃棄物処理の流れ	14
2 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ.....	17
3 災害廃棄物処理の進め方	18
第2章 災害廃棄物対策.....	20
第1節 平常時.....	20
1 組織体制の検討	20
2 協力・支援（受援）体制	24
3 情報収集・連絡	27
4 仮置場等の確保	29
5 地区仮置場の確保	44
6 応急仮置場の確保	46
7 一次仮置場の確保	47
8 二次仮置場の確保	51
9 資源化物一時保管場所	51
10 最終処分	51
11 仮置場等の原状復帰	52
12 道路啓開に伴う災害がれき処理	52
13 公費解体に関する災害がれき処理	53
14 し尿処理方法の検討	54
15 ごみの処理方法の検討	55
16 区民への事前周知	56

第2節 初動期（発災後約1か月まで）	57
1 初動体制の構築	58
2 災害がれき処理	58
3 ごみ処理	65
4 し尿処理	68
5 区民やボランティアへの周知	73
6 （仮称）特別区災害廃棄物処理対策本部との連携	75
7 災害廃棄物処理実行計画の作成	75
第3節 応急期（おおよそ3か月まで）	77
1 発生量、要処理量、処理可能量の見直し（随時）	77
2 公費解体範囲の公表	77
3 国庫補助金対応	78
4 特別区で連携した処理	78
第4節 復旧期（おおよそ3年まで）	81
1 公費解体受付準備	81
2 公費負担災害がれき処理	81
3 進行管理	82
4 災害廃棄物処理実行計画見直し	82
5 仮置場の原状復帰	82
6 特別区で連携した処理	82
第3章 継続的な計画の見直し	83
第1節 教育・訓練計画	83
第2節 計画の見直し、マニュアルの整備	83
第3節 今後の取組み	84

第1章 総則

第1節 目的

品川区災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）の目的は以下のとおりである。

- (1) 首都直下地震をはじめとする大規模な災害に伴い発生した災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生を確保するとともに、早期の復旧、復興に資すること。
- (2) 発災後に想定される事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによって、発災初動期の混乱を最小限にとどめること。
- (3) 区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」とする）、東京二十三区清掃協議会（以下、「清掃協議会」とする）、東京都（以下、「都」とする）、協定に基づく事業者（廃棄物処理業、建設業、その他）、区民、それぞれの役割を明確にし、円滑な相互連携の実現に資すること。

第2節 計画の位置付け

1 品川区災害廃棄物処理計画の位置付け

本計画は、東日本大震災での経験を踏まえて策定された、環境省「災害廃棄物対策指針（以下、「国指針」とする）」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正」、環境省「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）」、「東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月）」、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（平成27年3月特別区清掃主管部長会）」を踏まえ、品川区地域防災計画（以下、「区地域防災計画」とする）との整合性を図り、災害に伴い発生した廃棄物に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定める。

2 発災後に策定する計画の位置付け

災害発生後、本計画に基づき初動対応を実施する。その後、災害の規模、被災状況等を踏まえ、廃棄物を適正に処理するために必要となる具体的事項を定めた「品川区災害廃棄物処理実行計画」を策定する。各計画や指針との相関関係は、以下に示すとおりである。

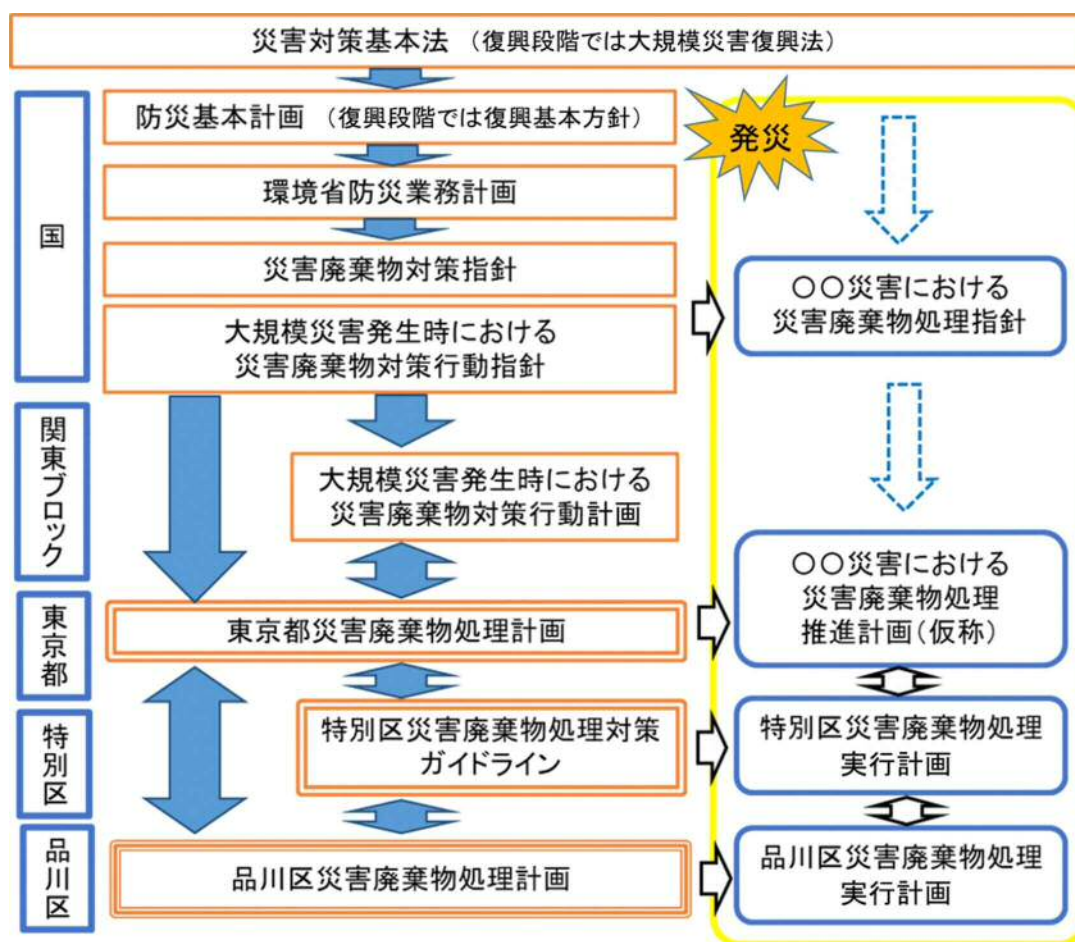


図 品川区災害廃棄物処理計画の位置付け

第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画は、自然災害のうち、主に**地震災害および風水害を対象**とする。

地震災害とは、大規模地震対策措置法第2条第1号の定義のとおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害をいう。

風水害とは、大雨や台風、低気圧や前線、そして竜巻などの突風により生じる被害をいう。

2 対象とする廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、**「災害によって発生する廃棄物」及び「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物」**とする。なお、通常生活で排出されるごみ、し尿は除く。

事業系廃棄物については、原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うこととするが、被災した事業場からの事業系一般廃棄物、有料ごみ処理券で区が一般廃棄物と合わせて収集している産業廃棄物は、計画に含めて検討する。

表 本計画で対象とする廃棄物

災害時に発生する 廃棄物の種類		概要
災害がれき		- 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 - 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物
ごみ	片付けごみ	損壊家屋から排出される家財道具（通常の粗大ごみは除く）
	生活ごみ	- 被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く） ※避難施設および在宅避難で排出される生活ごみを含む - その他、災害に起因する廃棄物
	事業系一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物（通常の事業活動に伴う廃棄物は除く） ※有料ごみ処理券で区が一般廃棄物と合わせて収集している産業廃棄物を含む
し尿		被災施設の簡易トイレや仮設トイレからのし尿 （通常生活で排出されるし尿は除く）

※品川区では通常、燃やすごみ・陶器ガラス金属ごみ・粗大ごみは各戸収集、資源については資源回収ステーションでの収集を行っている。発災後 72 時間経過後に通常収集を再開予定。

第1章 総則
第3節 計画の対象

表 災害時に発生する災害がれきの種類（例）

混合物名	特徴や備考	図	
可燃系混合物	- 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃物が主体の混合廃棄物である。 - 重機等による粗分別では分けることができない木くずやプラスチック等が混在した廃棄物である。コンクリートがらや金属等も混在している。 - 火災防止措置を検討する必要がある。		
不燃系混合物	不燃物が主体の混合廃棄物である。重機等による粗分別では分けることができないコンクリートがらやブロック、レンガ、土砂等が混在した廃棄物である。木くずやプラスチック等も混在している。		
木質系混合物 (木くず)	- 柱・張・壁材（角材・柱材）や流木等が主体の混合廃棄物である。 - リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要である。 - 火災防止措置を検討する必要がある。		
金属系混合物 (金属くず)	- 構造物の鉄骨・鉄筋等の鋼材やアルミ材などが主体の混合廃棄物である。 - スチール家具等が多く含まれる。		
コンクリート系混合物 (コンクリートがら、アスファルトがら)	- コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずが主体の混合廃棄物である。 - リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去、破砕等が必要である。		
腐敗性廃棄物	- 廃置類、食品系廃棄物、水産廃棄物、農林・畜産廃棄物など - 水分を多く含むと腐敗しやすく、悪臭や汚水が発生するため、優先処理が必要 - 発酵により発火の可能性のある量など、収集・保管には注意が必要		
危険物 有害物	- PCB 廃棄物、消火器、高圧ガスボンベ、化学物質・薬品等、医療廃棄物、廃油、乾電池・リチウム電池類、バッテリー類、蛍光灯、太陽光パネル、ガスボンベ、塗料など - 爆発の危険性のあるガスボンベなど、収集・保管には注意が必要		
廃家電	- エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、テレビは家電リサイクル法に基づき処理する。 - パソコン（モニター含む）は、資源有効利用促進法に基づき処理する。 - 腐敗防止のため冷蔵庫内の生鮮品等は除去する。		

混合物名	特徴や備考	図	
	・品目、寸法、メーカー毎に整理が必要である。 ・ただし、破損品はリサイクル不可である。 ・その他廃家電として小型家電がある。		
処理困難物	・廃石膏ボード、シート類、塩ビ（塩ビ管等）、光ファイバー、タイヤ、ピアノ、墓石・法名碑等、仏像・縁起物等、漁具・漁網・鉛入りロープ類、肥料原料、油混じり土砂など		-

表 本計画で対象とするごみの種類（例）

分類	混合物名	特徴や備考	図	
片づけ ごみ	粗大ごみ (可燃系)	・木製の家具（たんす、本棚等）、布団類、カーペット、じゅうたん、障子・ふすま等の建具、プラスチック製品など	-	-
	粗大ごみ (不燃系)	・電気製品（テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機・パソコンを除く）、金属製の家具（机・いす等）、鏡、自転車、トタン、ガステーブル、チャイルドシート、一斗缶など	-	-
	腐敗性 廃棄物	「表 災害時に発生する災害がれきの種類（例）」参照	-	-
	危険物 有害物	「表 災害時に発生する災害がれきの種類（例）」参照	-	-
	廃家電	「表 災害時に発生する災害がれきの種類（例）」参照	-	-
生活 ごみ	資源	・食料の梱包などの段ボール・新聞紙、食料・水の包装等のビニール類・プラスチック類、ペットボトル、びん、缶、乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計など	-	-
	燃やすごみ	・残飯等の生ごみ、汚れの落ちないプラスチック製容器、洗濯できないことによる衣類、ゴム・革製品、紙くず、ティッシュなど ・生ごみなどは、ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に使用したマスク等は、ゴミ袋を二重にするなど対策を行う。	-	-
	陶器 ガラス 金属ごみ	・陶器、ガラス、金属類、小型の家電製品（一辺が30cm以内のもの）、カセットボンベ、スプレー缶、ライター、電球・LEDなど	-	-
	医療 廃棄物	・医療行為に伴う注射器、血の付着したガーゼなど	-	-
事業系 一般 廃棄物	-	・被災した事業場からの廃棄物（通常の事業活動に伴う廃棄物は除く） ※有料ごみ処理券で区が一般廃棄物と合わせて収集している産業廃棄物を含む	-	-

第1章 総則
第3節 計画の対象

表 本計画で対象とするし尿の種類（例）

混合物名	特徴や備考	図	
仮設トイレからのし尿	- 被災施設の仮設トイレからのし尿 - 公衆衛生の確保のため、速やかに処理し、周辺の清掃、消毒が必要	-	-
簡易トイレによるし尿	- 避難施設や家庭で使用した簡易トイレ - 公衆衛生の確保のため、袋に入れて分別保管し、速やかな処理が必要	-	-

表 その他災害廃棄物の種類（例）

混合物名	特徴や備考	図	
土砂系混合物	- 土砂災害、水害等により発生する土砂堆積物である（災害発生土）。 - 通常は、流用可能な土として取り扱われ、災害廃棄物としては取り扱われない。 - 再生資材とするためには、土のう袋を取り除く必要がある。		
廃自動車 廃タイヤ等	- 災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車である。 - リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 - 平置保管の場合、敷地が必要である。 - 盗難対策が必要である。ELVは感電に注意する。 - 溜まり水から蚊が発生することがあるため、シート掛け、害虫駆除等を検討する必要がある。		
廃船舶等	- 災害により被害を受け使用できなくなった船舶である。 - FRP船（ガラス繊維強化プラスチック）等は二次仮置場で破碎等を行わない場合は処理施設に搬出する必要がある。		-
思い出の品 貴重品等	- 写真 - 他の災害廃棄物と混在しないよう取扱いに関する手続を定める。 - また、公開方法についての検討が必要である。		-

※参考：災害廃棄物対策情報サイト(<http://kouikishori.env.go.jp/>)「災害廃棄物の種類（環境省）」等

3 災害廃棄物発生量

「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 東京都防災会議）」（東京湾北部地震・冬の 18 時・風速 8m/s）に基づき、地震による災害廃棄物（災害がれき）の発生量を試算すると、最大で約 190 万トンにも上ると推計される。

一方で、浸水想定区域図（想定最大規模）に基づき、風水害による災害廃棄物（災害がれき）の発生量を試算すると、最大で約 7.4 万トンにも上ると推計される。

風水害と比較し、地震による災害廃棄物（災害がれき）の発生量が大きく上回るため、本計画では、基本的に地震による災害廃棄物を対象として処理計画を検討する。なお、風水害による災害廃棄物の処理について留意が必要な点についても、補足的に検討する。

3.1 地震による災害廃棄物発生量

（1）地震による被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 東京都防災会議）」によると、東京湾北部地震・冬の 18 時・風速 8m/s の条件で被害が最大となる。

表 東京湾北部地震における地震の規模

前 提 条 件	
地震の震源地	東京湾北部
地震の規模	M7.3（震度別面積率：6 弱 70.9%、6 強 95.9%）

表 東京湾北部地震における被害想定

条件	規 模		東京湾北部地震（M7.3）					
	時期及び時刻		冬の朝 5 時		冬の昼 12 時		冬の夕 18 時	
	風 速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別 建物 全壊	ゆれ(棟)	5,214		5,214		5,214	
		液状化(棟)	29		9		9	
		急傾斜地崩壊(棟)	57		57		57	
		計	5,281※		5,281※		5,281※	
	火災	焼失棟数(棟)	1,240		2,901		19,667	
		倒壊建物を含まない	1,284		3,015		20,095	
	ライフ ライン	電力(停電率)	20.8%		23.5%		47.4%	
		固定電話(不通率)	3.0%		6.2%		35%	
		ガス(供給停止率)	16.1 ～100.0%		16.1 ～100.0%		16.1 ～100.0%	
		上水道(断水率)	46.2%		46.2%		46.2%	
人的被害	下水道(管きょ被害率)		28.7%		28.7%		28.7%	
	エレベーター閉じ込め台数(台)		288	289	297	297	368	370
	震災廃棄物(万 t)		144	144	148	148	189	190
	死者(人)		351	352	322	325	768	779
	うち要配慮者死者数(人)		166	166	110	111	285	289
	負傷者(人)		6,096	6,100	5,995	6,009	7,966	8,016
	うち重傷者(人)		812	813	807	811	1,362	1,376
	避難者(人)		101,279	101,476	108,614	109,115	182,621	184,510
	滞留者数(人)		-	-	480,501		480,501	
	うち帰宅困難者数(人)		-	-	179,084		179,084	
	自力脱出困難者(人)		2,682		2,425		2,459	

想定される被害が最大

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 東京都防災会議）」

【資料編：資料 2. 対象とする災害の規模及び種類 （1）地震】

(2) 地震による災害がれきの発生量（推計）

東京湾北部地震（冬の18時・風速8m/s）を想定した都の被害想定結果に基づき、地震による災害廃棄物（災害がれき）の発生量を試算すると、最大で約190万トンにも上ると推計される。

表 地震による災害廃棄物（災害がれき）の発生量

地震の震源地	重量（万トン）	体積（万m ³ ）
東京湾北部地震	190	253
多摩直下地震	75	93
元禄関東地震	180	241
立川断層帯地震	0	0

想定される被害が最大

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年東京都防災会議）報告書 p.1-180

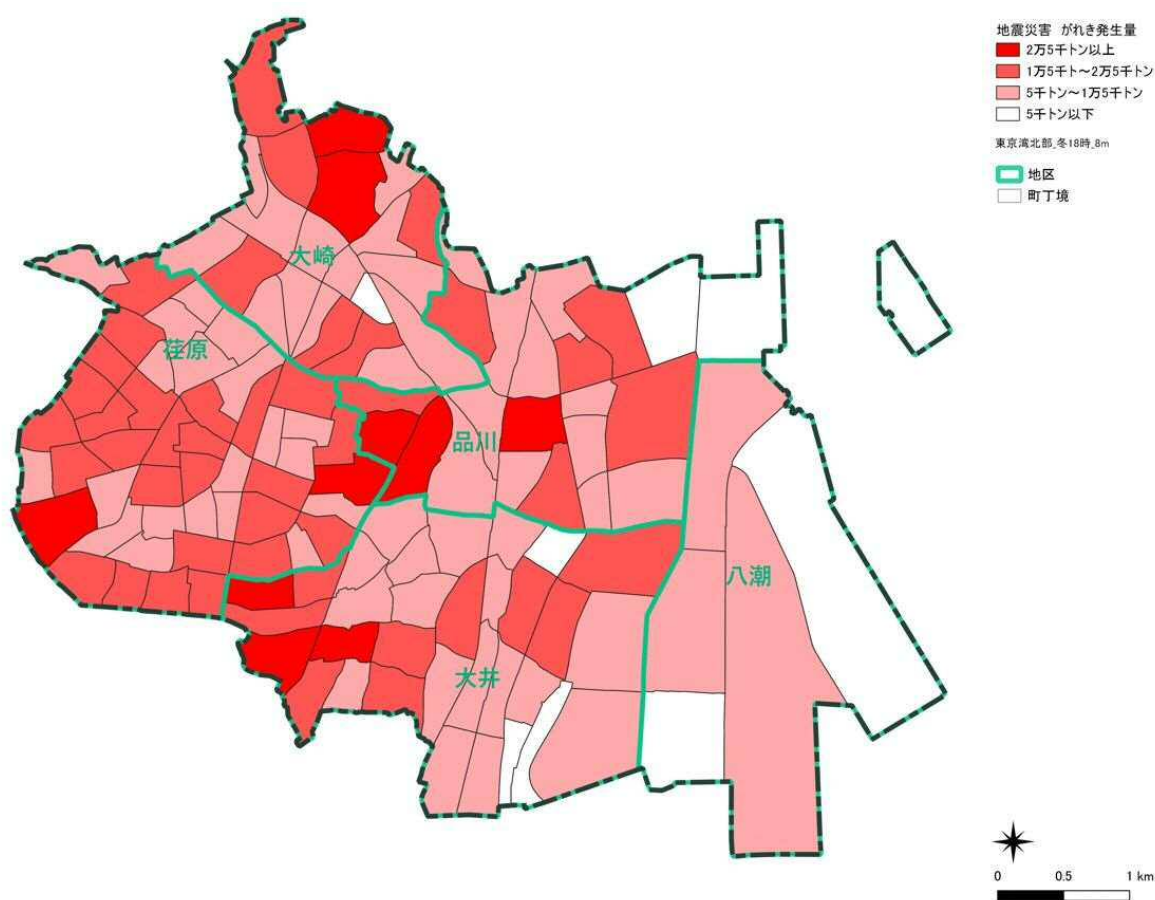


図 地震による災害がれきの発生量（東京湾北部地震（冬の18時・風速8m/s））

【資料編：資料3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理 1. 災害がれき発生量 （1）地震】

(3) 地震によるごみ発生量（推計）

平常時の粗大ごみ発生量および災害時ごみ発生量増加分にに基づき試算すると、地震時の片づけごみ発生量（粗大ごみ）は、約 7.7 千 t/年と推計される。

また、区の令和 3 年 10 月の人口に基づき計算すると、地震時の生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）は、約 278t/日と推計される。

東京湾北部地震（冬の 18 時・風速 8m/s）を想定した都の被害想定結果の避難者数に基づき計算すると、地震時の生活ごみ（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）発生量のうち、地震時の避難所における生活ごみ発生量は、約 82t/日と推計される。

【資料編：資料 3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理 2. ごみ発生量】

【事業系一般廃棄物について】

上記の推計には、事業系廃棄物は含まれていない。原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うこととするが、被災した事業場からの事業系一般廃棄物及び有料ごみ処理券で区が一般廃棄物と合わせて収集している産業廃棄物も本計画で取扱う範囲としている。そのため、事業系一般廃棄物及びあわせて処理する産業廃棄物の発生量は、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めている品川区一般廃棄物処理実施計画を参考とする。

(4) 地震によるし尿発生量（推計）

東京湾北部地震（冬の 18 時・風速 8m/s）を想定した都の被害想定結果の避難者数に基づき試算すると、約 32 万 L/日のし尿が発生すると推計される。

【資料編：資料 3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理 3. し尿発生量】

3. 2 風水害による災害廃棄物発生量

(1) 風水害による被害想定

大雨による浸水（想定最大規模の降雨による浸水）の条件で被害が最大となる。

	想定される災害	被害状況 想定される被害が最大
大雨による浸水	想定最大規模の降雨による浸水	城南地区河川流域で想定し得る最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）が、品川区全域に降った場合に想定される浸水。
	東海豪雨規模の降雨による浸水（東海豪雨規模降雨）	東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）と同じ条件の雨が降り、目黒川が氾濫した場合に区内の一部地域で浸水することが想定されている。
	多摩川流域で想定される最大規模の降雨による浸水	多摩川流域で想定される最大規模の雨（多摩川流域の 48 時間総雨量 588mm）が降り多摩川が決壊した場合に、約 8 時間後に氾濫水が到達し、区内の一部地域で浸水することが想定されている。
高潮による浸水	想定最大規模の台風による高潮浸水	東京湾に想定し得る最大規模の台風（室戸台風級：910hPa）が通過し、堤防等が決壊した場合に想定される浸水。
	過去 100 年の最高潮位による浸水（浸水想定計画規模）	過去 100 年の最高潮位（T.P. +2.5m）により、立会川が氾濫した場合に区内の一部地域で浸水することが想定されている。

第1章 総則
第3節 計画の対象

	想定される災害	被害状況	想定される被害が最大
土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所	東京都は、傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害の及ぼす恐れのある急傾斜地及び近接地と定義している急傾斜地崩壊危険箇所について、品川区において 43 か所を公表している。区では、東京都公表の急傾斜地崩壊危険箇所 43 か所のうち、自然斜面で建物の立地状況等により、土砂災害につながる恐れのある 6 か所を警戒区域として選定している。	
	土砂災害（特別）警戒区域	平成 13 年 4 月に施工された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に伴い、令和元年 9 月 26 日に東京都が区内 49 か所の急傾斜地を土砂災害警戒区域に指定。そのうち、37 か所を土砂災害特別警戒区域に指定した。	

【資料編：資料 2. 対象とする災害の規模及び種類 （2）風水害】

（２）風水害による災害廃棄物（災害がれき）の発生量（推計）

浸水想定区域図（想定最大規模）に基づき、風水害による災害廃棄物（災害がれき）の発生量を試算すると、最大で約7.4万トンにも上ると推計される。

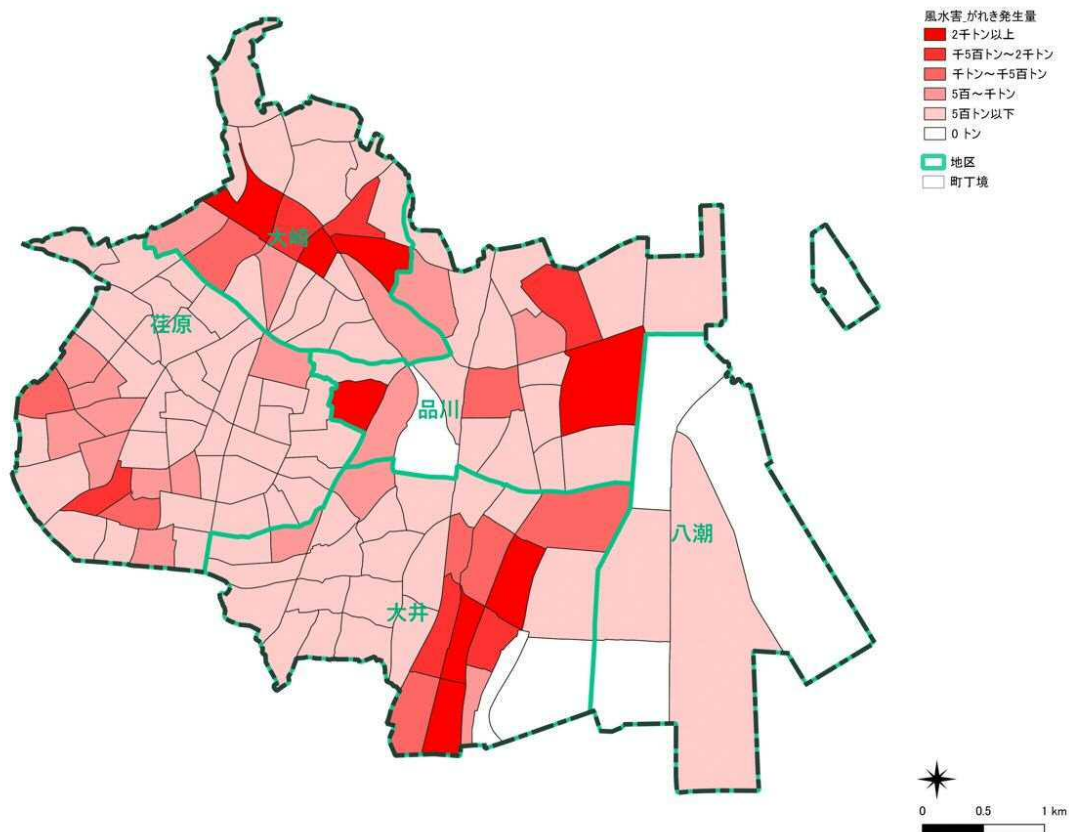


図 風水害による災害廃棄物（災害がれき）の発生量
（大雨による浸水（想定最大規模の降雨による浸水））

【資料編：資料3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理 1. 災害がれき発生量 （２）風水害】

第4節 災害廃棄物処理の実施主体

1 各主体の役割分担に関する基本的な考え方

(1) 区の役割

区は、自区域内で発生した災害廃棄物について、収集・運搬を実施し、中間処理については、清掃一組が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を活用するなどして、特別区で連携し、処理を行うものとする。

また、特別区で共同処理しきれない場合は、都を窓口として、他府県での広域処理を実施する。なお、最終処分の実施については、特別区及び都と連携して実施するものとする。

(2) 特別区の役割

特別区は、各区域内で発生した災害廃棄物について、連携して収集・運搬を行うとともに、二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所などを共同で設置し、処理を行う。

(3) 清掃一組の役割

清掃一組は、各区域内で発生した災害廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理などの中間処理を行う。またくみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等）を行う。

(4) 清掃協議会の役割

清掃協議会は、特別区及び清掃一組の事務のうち、廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行う。

(5) 都の役割

都は、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、被災区に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

(6) 事業者の役割

事業者は、廃棄物の排出者であり、被災した事業場から排出される廃棄物の処理について、分別や再生利用、再資源化を行うなど、廃棄物の適正処理に努める。

また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、区及び特別区が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見及び能力を生かした役割を果たすように努める。

(7) 区民の役割

被災地域の区民は、廃棄物の排出者であり、災害廃棄物の適正な処理のためには、廃棄物の排出段階での分別の徹底など、早期の復旧・復興に向けて、一定の役割を果たすように努める。

第5節 災害廃棄物処理の基本的な考え方

1 基本方針

(1) 計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路、施設、仮置場の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。

(2) 衛生的な処理

生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、災害廃棄物処理の優先度を考慮し、被災者の生活ごみやし尿について最優先としながら、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理を行う。

(3) 安全性の確保

宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全性の確保を徹底する。

(4) 環境に配慮した処理

混乱した状況下でも、災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

(5) 経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

(6) 分別・再生利用の推進

災害廃棄物の処理、処分量を削減するため、災害廃棄物の分別や再生利用、再資源化を促進する。

(7) 区民やボランティアとの協力

生活ごみや片付けごみ等の分別ルールをわかりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、区民やボランティアと協力して分別を徹底する。

(8) 共同処理及び関係機関との連携

災害がれき処理にあたっては、特別区で連携し、一体となって清掃一組・清掃協議会・都・民間企業と緊密な連携を図りながら処理を行う。また、処理能力が不足する場合には国、他自治体などとの協力・支援を受けて処理する。

第6節 災害廃棄物処理の流れ

1 災害廃棄物処理の流れ

(1) 災害がれき処理の流れ

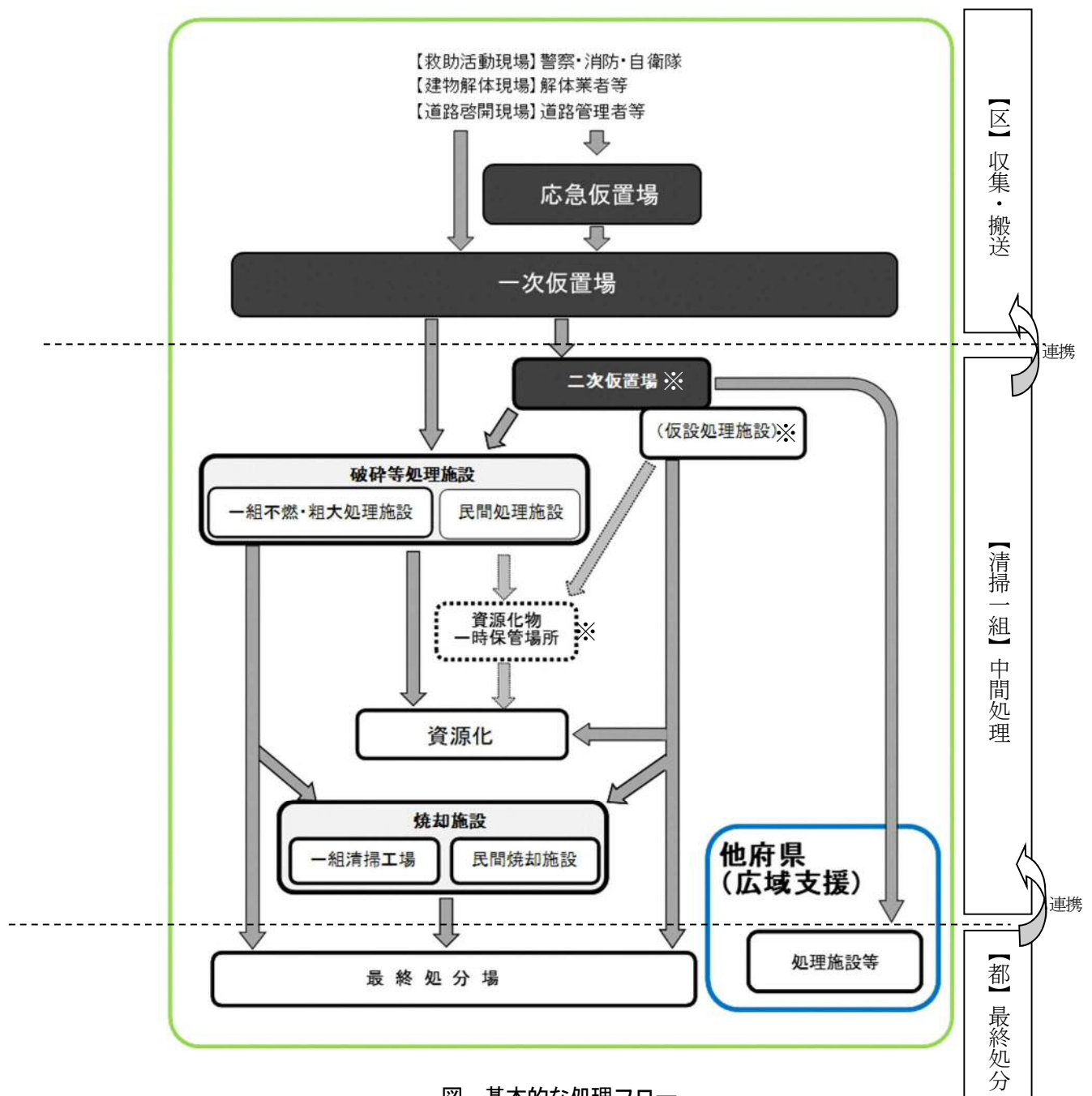


図 基本的な処理フロー

※ 二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所は特別区が共同で設置する。

(2) ごみ処理の流れ

発災後 72 時間以降に順次各戸収集を再開予定

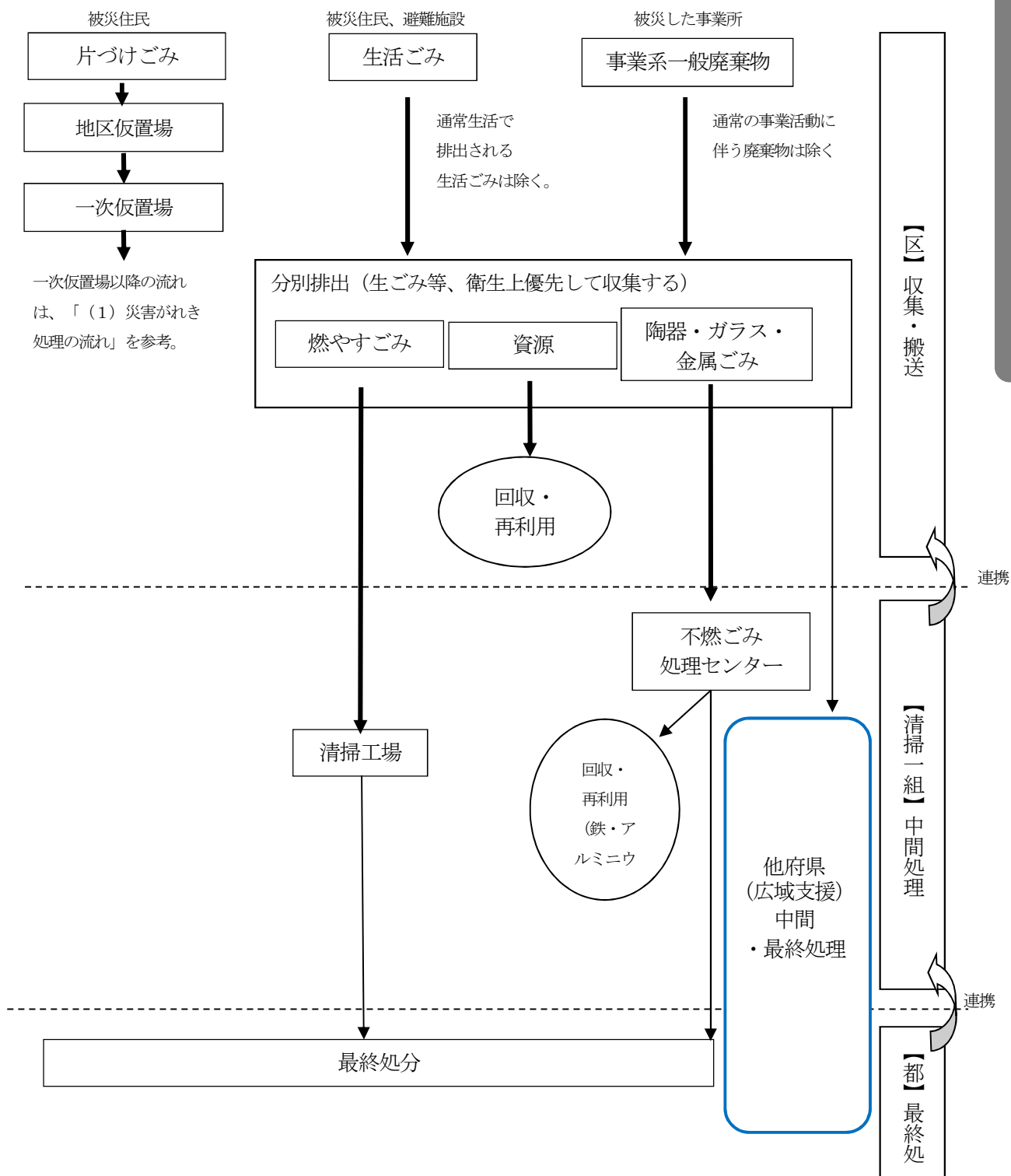


図 基本的な処理フロー

※ 黒太線は区が実施する役割を示す。

(3) し尿処理の流れ

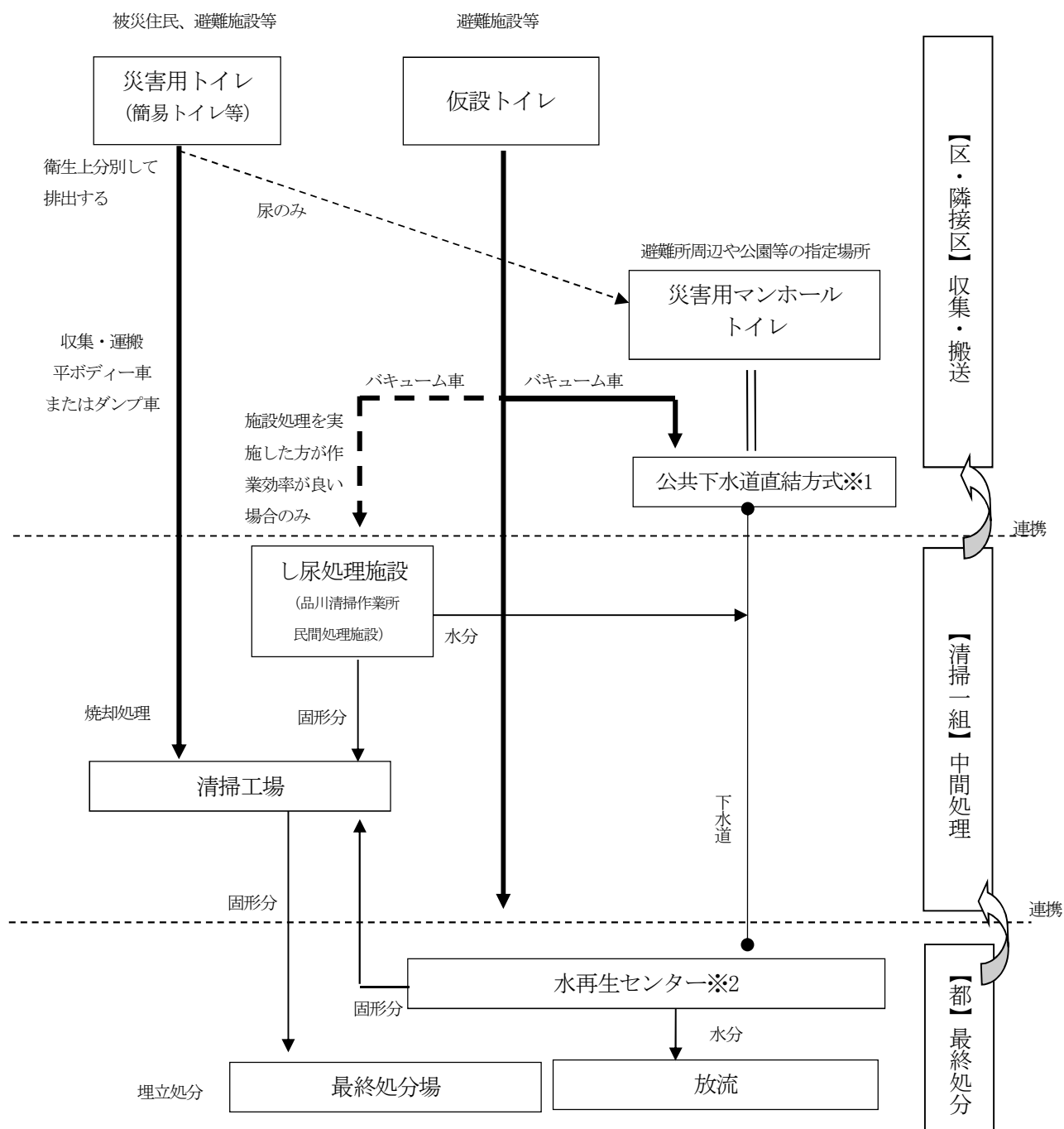


図 基本的な処理フロー

※ 黒太線は区が実施する役割を示す。

※1 原則、指定されたマンホールを使用する。

※2 原則、森ヶ崎水再生センター、芝浦水再生センターを使用する。

2 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ

被災建築物の分別解体や地区仮置場及び一次仮置場における選別、二次仮置場における中間処理を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を推進するとともに、埋立処分量を低減する。被災した家電製品（テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ含む）、冷蔵庫（冷凍庫・保冷庫・冷温庫含む）、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）、自動車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。危険物及び有害物は、適正に保管し、確実な処理を行う。

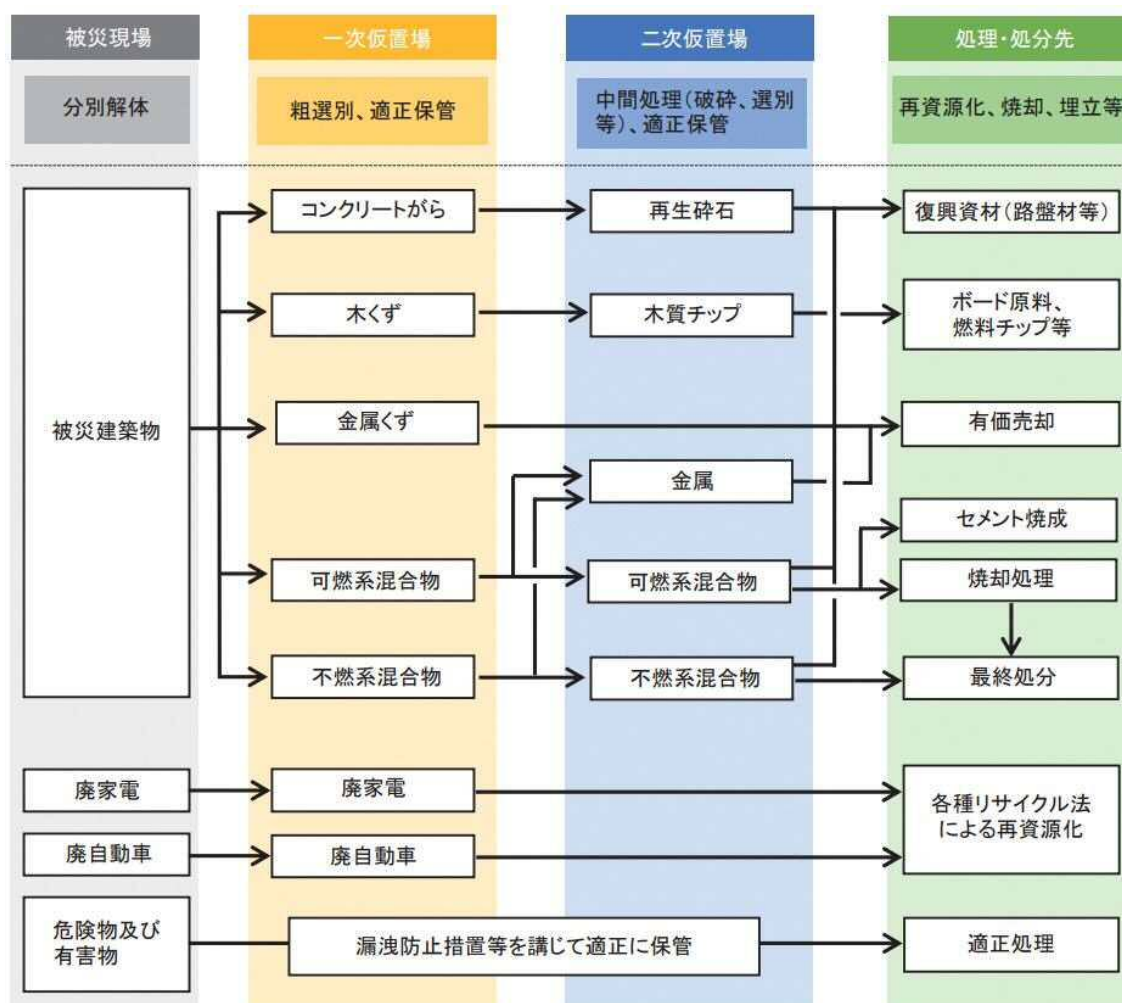


図 災害廃棄物の標準処理フロー

出典：東京都災害廃棄物処理計画 平成29年6月改定

3 災害廃棄物処理の進め方

時系列		取組事項
初動期	発災直後	＜迅速な体制整備に向けた準備＞ 【組織体制】 ・職員の安否確認を行い、災害廃棄物処理の実行体制を整備する。
	～3日目 (72時間)	＜被害状況の把握、住民周知、仮置場等の運営＞ 【被害状況の把握・指揮命令】 ・避難者、道路被害、建物被害、廃棄物処理施設及び雇上業者等の状況を把握し、集約を行う。 ・23区の災害時協定先の状況確認および特別区、清掃一組、清掃協議会等と連絡調整を行う。 【避難所ごみ、し尿処理】 ・避難所の開設、被災者の受入れ、避難所生活が開始されるため、避難所ごみ、し尿の収集運搬、ごみ収集処理体制を整備する。 ・仮設トイレや災害用トイレ等の必要量を把握し、必要量を確保する。 【被災住民の排出するごみ、し尿処理】 ・住民によるごみの搬出が開始されるため、被災現場からのごみの回収方法を決定する。家庭ごみの収集は、発災後72時間は一時休止する。 ・ごみの分別方法や回収方法等に関する住民周知を行う。 【仮置場等の運営】 ・協定締結先等の協力を得て道路啓開を行う。道路啓開に伴う応急仮置場を確保し、設置する。 ・片付けごみなども想定した地区仮置場の設置・運営を行う。 ・協定締結先との役割分担および指揮命令を行う。
	～3週間程度 (21日間)	＜仮置場等の管理、収集運搬の開始、実行計画策定＞ 【仮置場等の管理運営】 ・一次仮置場を選定、確保する。 ・災害廃棄物の収集運搬、処分や一次仮置場管理業務に関する委託契約を締結する。 【収集・運搬の開始】 ・道路啓開災害がれき等を一次仮置場へ運搬する。 ・仮設トイレのし尿汲み取り搬入、簡易トイレ等の収集・運搬を行う。 ・生活ごみ収集運搬を開始する。 ・運搬車両が不足する場合は、都や都を通じた広域応援要請を行う。
	～1か月後 (30日間)	【指揮命令】 ・協定先や自治体の応援職員の指揮を執り、災害廃棄物の処理を行う。 ・ボランティアの受け入れ調整を行う。 【実行計画の作成】 ・災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量の暫定値を算定する。 ・品川区災害廃棄物処理実行計画の作成

時系列		取組事項
応急期	～3 か月 (90 日間)	＜公費解体の実施決定、災害廃棄物処理の開始＞ 【公費解体】 ・公費解体の災害がれき処理の対象となる範囲を決定し、公表する。 ・公費解体等に関する国庫補助金の対応を開始する。 【処理ルート整備】 ・二次仮置場、最終処分場の確保を行う。 ・必要に応じて、都外施設への広域処理を検討する。 ・処理施設への搬入、中間処理、再資源化、最終処分を開始する。 ・仮設処理施設の設置運営を開始する。
	～6 か月 (180 日間)	＜公費解体の開始、円滑な処理ルートの確保＞ 【公費解体】 ・公費解体の申請・相談窓口の設置、受付を開始し、順次、解体工事を開始する。 ・排出現場での分別をできる限り行う。 【処理ルートの整備】 ・二次仮置場への廃棄物の搬入、破碎、選別等を開始する。 ・処理施設への搬入、中間処理、最終処分を実施する。 ・必要に応じて、都外施設への広域処理を実施する。
復旧 復興期	～1 年 (365 日間)	＜処理体制の継続的改善＞ 【公費解体】 ・公費解体の申請・相談窓口の運営や解体工事を継続し、排出現場での分別をできる限り行い、仮置場等へ搬入するとともに、効率的な解体を進める。
	～2 年 (730 日)	【処理ルートの最適化】 ・都内施設、都外施設への搬出を継続する。 ・進捗状況を踏まえ、人材や資機材の配分の最適化を行う。
	～3 年程度 (1095 日)	＜処理完了に向けた準備＞ ・仮置場の閉鎖準備を行う（早期に閉鎖できる場合は早期に着手）。 ・公費解体申請・相談窓口での受付終了に関する区民への周知を行う。 ・仮置場の原状復旧を行う。

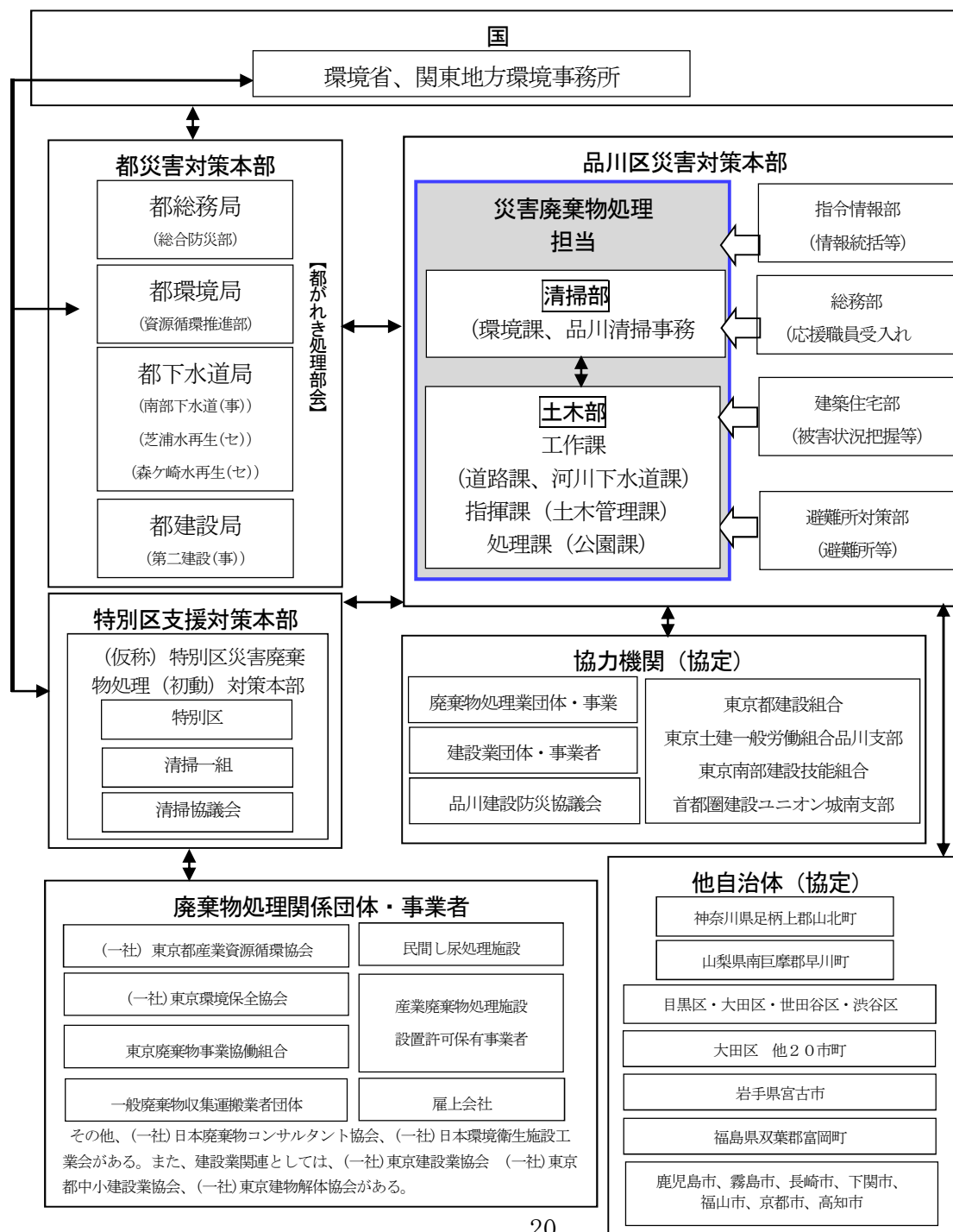
第2章 災害廃棄物対策

第1節 平常時

1 組織体制の検討

(1) 災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物処理の実施にあたっては、区地域防災計画に基づき、清掃部を中心に土木部と連携して実施する。また、国、都、特別区、清掃一組、清掃協議会、関係機関と連携した体制を構築する。



(2) 対策内容と役割分担

清掃部および土木部の主な活動内容は、以下の通り。

組織	主な活動内容
清掃部 (環境課、品川清掃事務所)	・被害状況の把握、集約 ・処理実行計画の策定 ・特別区、清掃一組、清掃協議会等との連絡調整 ・協定先、他自治体の応援職員、ボランティアの役割分担および指揮命令 ・ごみ・し尿の処理・対策 ・仮置場等の設置・運営
土木部 工作課 (道路課、河川下水道課) 指揮課 (土木管理課) 処理課 (公園課)	・緊急道路障害物除去路線及び被災建築物から排出される災害がれきの処理・対策 ・災害がれきの処理に関する都等の関係機関との連絡調整 ・災害がれきの発生量推計、処理基本計画の策定

【参考】区地域防災計画における関係部の事務分掌

※ 二重下線部は、災害廃棄物処理に関係する事務分掌である。

災対組織	通常組織	事務または業務大綱
指令情報部	総務課 防災課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 広報広聴課	<u>1 本部情報の総括に関すること。</u> <u>2 各部への指令および活動状況の集約に関すること。</u> <u>3 自衛隊の出動要請に関すること。</u> 4 住民対応班（コールセンター）の配置計画に関すること。 5 災害救助法の適用申請に関すること。 6 義援金品の受領に関すること。 7 災害対策本部の設置に関すること。 <u>8 国、都および関係機関の情報収集に関すること。</u> 9 災害復興計画の調整に関すること。 <u>10 災害に伴う広報/報道機関の対応に関すること。</u> 11 庁内放送に関すること。 <u>12 災害の記録に関すること。</u>
企画部	財政課 企画調整課 情報推進課 施設整備課	<u>1 災害に伴う予算の編成に関すること。</u> 2 情報システムの復旧に関すること。 3 区有施設（総合庁舎を除く）の安全確認および被害状況の調査、集約に関すること。 4 区有施設（総合庁舎を除く）の被災箇所の応急措置に関すること。
総務部	人事課 経理課 税務課	1 総合庁舎来庁者の救護に関すること。 <u>2 他自治体からの応援職員の受入れに関すること。</u> 3 災害対応職員の対応に伴う予算の編成に関すること。 4 総合庁舎の管理保全に関すること。 5 工事等の契約に関すること。 <u>6 車両、船舶等輸送手段の調達および配車調整に関すること。</u> <u>7 緊急通行車両章の準備に関すること。</u>

災対組織	通常組織	事務または業務大綱
		8 住家被害認定調査に関すること。 9 被災台帳作成に関すること。 10 リ災証明書の発行に関すること。
会計部	会計管理室	1 経費の支払いに関すること。 2 義援金品の出納保管に関すること。 3 災害対策用物品の出納保管/金融機関との連絡、調整に関すること。
区民支援部	地域活動課 商業・ものづくり課 戸籍住民課 国保医療年金課 <地域センター> <消費者センター>	1 地域拠点（地域センター）の総括に関すること。 2 地域拠点（地域センター）の周辺被害状況集約、報告に関すること。 3 地域拠点および避難所への支援職員の派遣に関すること。 4 商店街、事業所の支援に関すること。 5 中小企業センターの管理保全および利用者の安全に関すること。 6 外国人に対する支援に関すること。 7 見舞金、災害弔慰金の支給に関すること。 8 災害援護資金の貸付に関すること。 9 非常用食料品の調達および配送に関すること。 10 救助物資の受領および配給に関すること。 11 総合相談窓口に関すること。 12 広域避難場所の状況把握、情報収集、報告に関すること。 13 避難所の支援に関すること。 14 消費生活の安定化に関すること。
滞留者支援部	文化観光課 スポーツ推進課 オリンピック・パラリンピック準備課 人権啓発課 <文化センター> <品川歴史館> <品川文化振興事業団> <品川区スポーツ協会> <男女共同参画センター>	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握に関すること。 2 帰宅困難者の収容および援護（物資含む）に関すること。 3 被災状況の把握および報告に関すること。 4 帰宅困難者受入れ施設開設および管理運営に関すること。
子ども支援部	子ども育成課 子ども家庭支援課 保育課 保育支援課 <児童センター> <保育園、幼稚園>	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握に関すること。 2 情報の収集および連絡に関すること。 3 避難所の支援に関すること。 4 保護者への連絡に関すること。
福祉部	福祉計画課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握／情報の収集および連絡に関すること。 2 要配慮者の救助、支援に関すること。

災対組織	通常組織	事務または業務大綱
	障害者福祉課 生活福祉課 ＜品川区社会福祉協議会＞ ＜シルバーセンター＞ ＜品川総合福祉センター＞	3 避難行動要支援者対策班の設置に関する事。 4 二次避難所・福祉避難所の開設および管理運営（情報集約、報告）に関する事。 5 施設利用者の家族等への連絡に関する事。 6 被保護者の救援に関する事。 7 ボランティアの受入れ、配置、運用に関する事。
避難所対策部	庶務課 学務課 指導課 教育総合支援センター ＜品川図書館＞ ＜学校、すまいるスクール＞	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全に関する事。 2 各学校との連絡調整および指導に関する事。 3 学校施設、設備の被災箇所の応急措置に関する事。 4 教育長および教育委員との連絡調整に関する事。 5 被災児童および生徒への教科書、学用品の給付に関する事。 6 授業再開の準備に関する事。 7 <u>避難所（区民、補完）の開設および管理運営、情報収集および報告</u> に関する事。 8 図書館全館の被災状況の把握に関する事。
保健衛生部	健康課 生活衛生課 保健予防課 品川保健センター 大井保健センター 荏原保健センター	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握に関する事。 2 衛生指導に関する事。 3 衛生検査に関する事。 4 危険薬品の管理保全および機器類の整備に関する事。 5 殺虫、消毒、防疫宣伝に関する事。 6 感染症予防に関する事。 7 初動医療体制の構築に関する事。 8 医師会等関係団体との連携に関する事。 9 医療ボランティアとの連携に関する事。 10 医療器材の調達および補給に関する事。 11 都保健福祉局および医療機関等への要請、連絡調整に関する事。 12 <u>救護所の開設、運営/救護所運営の支援</u> に関する事。 13 被災状況の把握および報告に関する事。 14 健康相談、メンタルケアに関する事。 15 高齢者等の疾病管理に関する事。 16 乳幼児等の栄養補給に関する事。 17 負傷者の収容および救護に関する事。 18 応急措置および助産救護に関する事。
建築住宅部	都市計画課 住宅課 建築課 都市開発課 木密整備推進課	1 応急仮設住宅の入居者の募集、選定に関する事。 2 被災者に対する給水に関する事。 3 都市復興計画の調整に関する事。 4 がけ地および地盤調査に関する事。 5 応急仮設住宅の設置に関する事。 6 <u>区内建築物の応急危険度判定</u> に関する事。 7 応急危険度判定員との協力に関する事。
清掃部	環境課	1 <u>ごみ・し尿等の処理</u> に関する事。

災対組織	通常組織	事務または業務大綱
	品川区清掃事務所	
土木部	土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課	1 土木施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。 2 <u>派遣された自衛隊との現場における連絡に関するこ</u> <u>と。</u> 3 <u>道路啓開（障害物除去）、復旧に関すること。</u> 4 街路樹の管理に関すること。 5 公園および児童遊園の復旧、修理に関すること。 6 遺体の取り扱いに関すること。 7 水門、防災船着場、栈橋の情報収集、復旧に関すること。 8 河川、橋りょうの復旧に関すること。 9 津波の対応に関すること。
議会対策部	区議会事務局	1 議会対策本部と災害対策本部との連絡調整、区議会議員の対応に関すること。

2 協力・支援（受援）体制

自衛隊や警察、消防、都、特別区及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連携体制・相互協力体制を構築する。また、処理体制の強化に向けた関係事業者との協定の締結や協定内容の見直しを行う。

（1）自衛隊・警察・消防との連携

人命救助を優先するため、災害対策本部と調整した上で、自衛隊や警察、消防と連携して、道路上の災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う。

また、思い出の品の保管対策、貴重品等の搬送・保管対策、不法投棄の防止対策、二次災害の防止対策においても、連携を図る。

（2）国の支援

災害廃棄物の処理計画の作成状況を報告し、必要に応じて指導・助言等を受ける（D.Waste-Net等の仕組みを活用するものと想定する）。

災害対策基本法第86条の5に基づき、品川区が廃棄物処理特例地域に指定された場合においては、指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請する場合もある。

（3）都の支援

被災状況や災害廃棄物の処理状況等について報告するとともに、収集・運搬、中間処理について指導・助言等を受ける。最終処分については、実態相応規模の災害がれきの最終処分受入れ場所の確保について、都へ委託するなど協力を受ける。

また、都を通じ他府県への広域支援の要請を行い、災害廃棄物処理に関する協力を受ける。（人的支援、資機材の支援、廃棄物等の処理に関する支援が考えられる）

さらに、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を要請した場合は、都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

なお、区は、都（下水道局）と以下の覚書を締結している。

機関名	覚書名	内容
都下水道局南部下水道事務所	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	下水道施設へのし尿搬入及び受入れ

（４）特別区、清掃一組、清掃協議会の連携

災害廃棄物処理全般において、特別区の相互協力体制のもと共同処理を実施する。特に中間処理及び最終処分については、23区共同処理を基本とする。

し尿処理における収集・運搬については、近隣区と連携した態勢の構築を図る。また、収集車両の確保等、災害廃棄物処理関係団体からの支援については、清掃協議会を通じた協定により協力・支援を受ける。

なお、特別区は①、清掃協議会は②の協定を締結している。

	機関名	協定名	内容
①	特別区	特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定	相互支援
②	一般社団法人 東京環境保全協会	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	し尿の収集 及び運搬
	東京廃棄物事業 協同組合	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	し尿の収集 及び運搬
	株式会社 京葉興業	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（案）	し尿の処 理、処分
	株式会社 太陽油化	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（案）	し尿の処 理、処分
	東京廃棄物事業 協同組合	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	災害廃棄物 の収集及び 運搬
	一般社団法人 東京環境保全協会	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	災害廃棄物 の収集及び 運搬
	一般社団法人 東京都中小建設 業協会	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	災害廃棄物 の処理、処 分
	一般社団法人 東京都産業資源 循環協会	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	災害廃棄物 の処理、処 分

（５）自治体間の相互応援にかかる協定

区は、以下の自治体と相互応援等に関する協定を締結している。

第2章 災害廃棄物対策
第1節 平常時

機関名	協定名	内容
神奈川県足柄上郡山北町	品川区と山北町との災害時における相互援助に関する協定	相互援助
山梨県南巨摩郡早川町	品川区と早川町との災害時における相互援助に関する協定	相互援助
目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区	災害時における城南5区相互応援協定	相互援助
特別区	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	相互援助
大田区 他20市町	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	相互援助
岩手県宮古市	品川区と宮古市との災害時における相互援助に関する協定	相互援助
福島県双葉郡富岡町	品川区と富岡町との災害時における相互援助に関する協定	相互援助
鹿児島市、霧島市、長崎市、下関市、福山市、京都市、高知市	龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定	相互援助

(6) 廃棄物処理関係団体との協定

区は、以下の団体と廃棄物処理に関する協定を締結している。

機関名	協定名	内容
協和興業株式会社	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定	し尿収集車両等の供給

(7) 建設業団体等との協定

区は、以下の団体と災害時の応急対策に関する協定を締結している。

機関名	協定名	内容
品川建設防災協議会	災害時における応急対策業務に関する協定	協力隊による区立施設、道路、橋りょうの応急補修、応急仮設住宅の建設、路上障害物の除去
美鈴工業株式会社	災害時における応急対策用重機類等の供給に関する協定	障害物除去のための重機類の供給および災害がれきの一時保管
株式会社協同電業社	災害時における応急対策業務に関する協定	道路・橋りょうおよび区有施設の電気設備の応急補修
トヨタエルアンドエフ東京株式会社	災害時における応急対策用重機類の供給に関する協定	フォークリフトの提供
有限会社こくぼ	災害時における応急対策用重機類の供給に関する協定	フォークリフトの提供
株式会社池田工務所	災害時における応急対策業務に関する協定	協力隊による区立施設、応急仮設住宅の建設
東京都自動車整備振興会新品川支部	災害時における障害物除去等応急措置に関する協定	放置車両の移動、車両・資器材の優先整備、労務提供等
イスミ設備設計株式会社	災害時における応急対策業務に関する協定	避難所、区有施設のテレビ受信施設・通信・電気系統の応急補修。道路・橋梁の通信・電気設備の応急補修
三和シャッター工業株式会社	災害時における応急対策業務に関する協定	公共建築物のシャッター・ドア等の緊急点検および修理

機関名	協定名	内容
東京都建設組合 東京土建一般労働組合品川支部 東京南部建設技能組合 首都圏建設ユニオン城南支部	災害時における応急対策業務に関する協定	人員および資機材の提供、危険度判定と応急修理
公益社団法人東京都不動産鑑定士協会	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	住家被害認定調査
株式会社右近冷暖房	災害時における応急対策業務に関する協定	冷媒配管の点検および応急修理
協立工業株式会社	災害時における応急対策業務に関する協定	冷媒配管の点検および応急修理

3 情報収集・連絡

区（清掃部）は、災害廃棄物処理にあたって、区が収集すべき情報を事前に把握し、庁内、各関係機関との情報連絡体制を構築する。情報収集にあたっては、通常の連絡手段が使用出来ない場合を想定し、複数の通信手段を確保（電話、FAX、メール、携帯電話、行政防災無線・MCA 無線等）する。また、状況に応じて変化する事項もあるため、収集時期についても検討する。

表 収集すべき情報一覧

	内容	収集時期 (初動・応急・復旧)
災害がれき 処理	・家屋等の倒壊及び焼失状況 ・道路の被害、障害物等の状況 ・道路啓開の進捗状況 ・応急仮置場の状況	初動
	・公園の被害状況、使用の可否 ・一次仮置場の設置、稼働状況 ・二次仮置場の設置、稼働状況 ・清掃一組管理施設の被災・稼働状況 ・区清掃関連施設の被災・稼働状況 ・民間処理施設の被災・稼働状況 ・最終処分場の被災・稼働状況 ・重機、運搬車両等の提供先の状況 ・運搬車両等の広域支援要請 ・有害物質処理事業者の状況	初動・応急・復旧
	・災害がれき発生量の推計 ・災害がれき処理能力の状況 ・広域処理の調整に係る支援要請 ・災害がれき処理実行計画の進捗状況 ・再資源化処理に係る支援要請 ・国庫補助金の申請	応急・復旧
ごみ 処理	・避難所の開設状況、避難者数、ライフラインの被害状況 ・医療救護所等の開設状況 ・地区仮置場の設置状況 ・道路の被害、障害物等の状況 ・道路啓開の進捗状況	初動
	・清掃一組管理施設の被災・稼働状況 ・区清掃関連施設の被災・稼働状況 ・民間処理施設の被災・稼働状況 ・最終処分場の被災・稼働状況 ・雇上業者の被災・稼働状況、配車可能台数 ・清掃一組・清掃協議会との配車調整	初動・応急

第2章 災害廃棄物対策
第1節 平常時

	内容	収集時期 (初動・応急・復旧)
	・ごみ発生量の推計 ・ごみ処理実行計画の進捗状況	応急
し尿 処理	・避難所の開設状況、避難者数、ライフラインの被害状況 ・仮設トイレ等の設置状況 ・仮設マンホールトイレ設置可能なマンホールの状況 ・下水道施設の被災・稼働状況 ・道路の被害、障害物等の状況 ・道路啓開の進捗状況	初動
	・清掃一組管理施設の被災・稼働状況 ・民間し尿処理施設の被災・稼働状況 ・し尿収集車の稼働可能台数 ・収集対象し尿の推計発生量 ・し尿処理計画の進捗状況	初動・応急

4 仮置場等の確保

区は、災害によって発生した災害がれきやごみを仮置きするスペース（以下、「仮置場等」という。）を発災後速やかに確保し、災害廃棄物を迅速に処理するため、仮置場等の①基本方針、②必要性、③候補地、④管理運営方法、⑤必要な資機材の確保等についてあらかじめ検討する。また、風水害時は、浸水により使用できない仮置場候補地があることに留意する。

（１）仮置場等の類型について

特別区内に設置される仮置場等の類型は以下のとおりである。そのうち、地区仮置場、応急仮置場、一次仮置場について、区は、主体的に設置・運営することになるため、平常時より候補地の確保等について検討する。

表 仮置場等の類型

種 別	定 義	設置主体	設置時期
地区仮置場	住宅地等に設置し区民が自ら片づけごみ等を搬入する仮置場。（区立公園等を利用した区民に身近な場所に設置する仮置場）	区	3日後 ～1 か月
応急仮置場	救助活動、道路啓開等により発生する災害がれきの一時的な仮置場として設置する。	区	発災 24 時間 以内～1 週間
一次仮置場	救助活動、建物解体、道路啓開現場や、地区仮置場、応急仮置場等から区が収集した災害廃棄物を集積し、分別・保管する仮置場。	区	3 日後 ～3 年
二次仮置場	各区の災害廃棄物を集積、分別し、処理するまでの間保管する仮置場。仮設処理施設も併設する。（特別区内で数か所を想定）	特別区	3 週間後 ～3 年
資源化物一時保管場所	資源化処理した災害廃棄物を買取り業者に引き渡すまでの間、必要に応じて一時的に保管する場所（二次仮置場に併設することを想定）	特別区	3 週間後 ～3 年

※上記表の「地区仮置場」とは、特別区ガイドラインにおける「地区集積所」を意味する。

※上記表の「応急仮置場」とは、特別区ガイドラインにおける「応急集積場所」を意味する。

表 仮置場等の設置時期

	初動期（1 か月まで）						応急期	復旧・復興期
	発災直後	～24H	24H～72H	72H～1 週間	～3 週間	～1 か月	～3 か月	～3 年
地区仮置場								
応急仮置場								
一次仮置場								
二次仮置場								
資源化物一時保管場所								

第2章 災害廃棄物対策

第1節 平常時

なお、**仮置場候補地は区内の全公園**とする。各地区内の公園を大規模、中規模、小規模に区分し、面積規模によって使用用途を検討する。なお、区内の公園は災害時に様々な用途で利用されるため、発災時の状況に応じて検討を行う。

表 面積規模ごとの公園の使用用途（区内の全公園）

面積規模	使用用途
大規模 (10,000 m ² 以上)	- 基本的に一次仮置場として使用することを想定。 - 面積が100,000 m²以上の公園は、特別区により二次仮置場として指定される可能性があるため、調整が必要。
中規模 (2,500 m ² 以上 10,000 m ² 未満)	- 基本的に地区仮置場や応急仮置場として使用することを想定。 - 大規模公園だけでは一次仮置場として必要な面積を確保できない場合、中規模公園を一次仮置場として使用することも検討。
小規模 (2,500 m ² 未満)	- 基本的に地区仮置場や応急仮置場として使用することを想定。 - 中規模公園に比べ仮置き面積が小さく、災害廃棄物が混在状態になってしまう可能性があるため、集積・運搬ルールの検討、周知が必要。

また、各公園の位置及び数・面積は以下の通り。

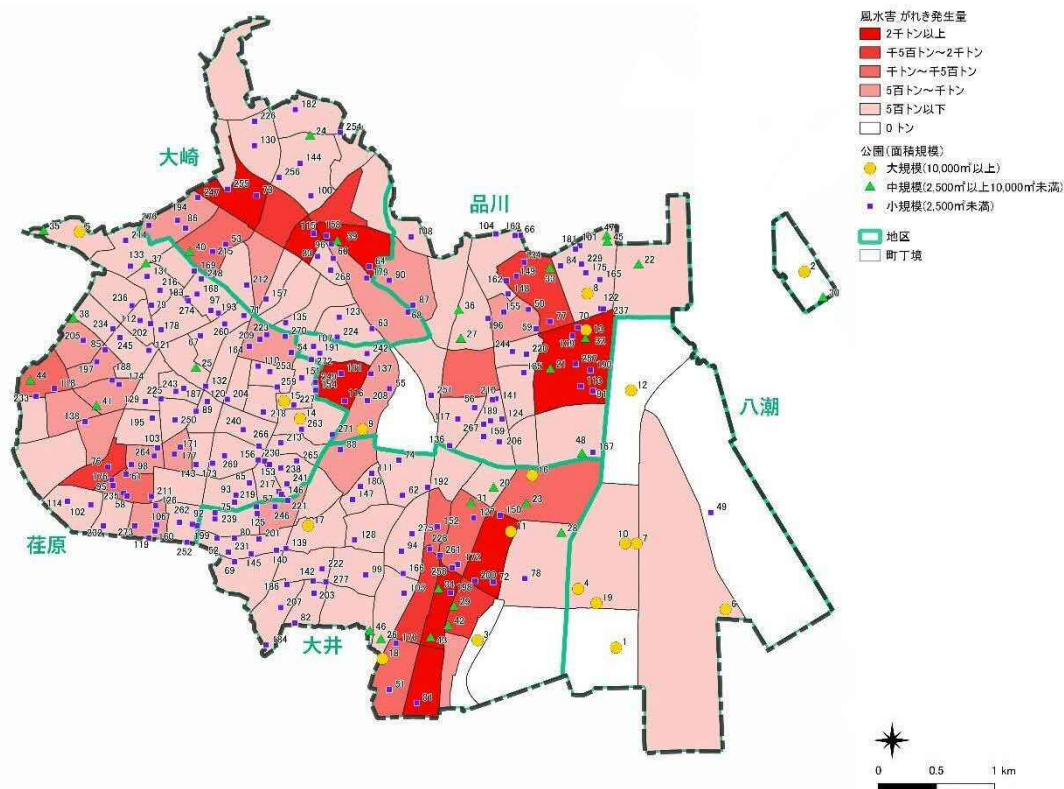


図 仮置場候補地の位置（区内の全公園）

表 仮置場候補地の数と面積（区内の全公園）

地区	公園数	公園面積 (m ²)	公園有効面積 (m ²) ※
品川	65	159,427	79,714
大崎	57	270,094	135,047
大井	33	35,180	17,590
荏原	113	180,075	90,037
八潮	10	724,142	362,071
合計	278	1,368,919	684,459

※有効面積 50%と仮定

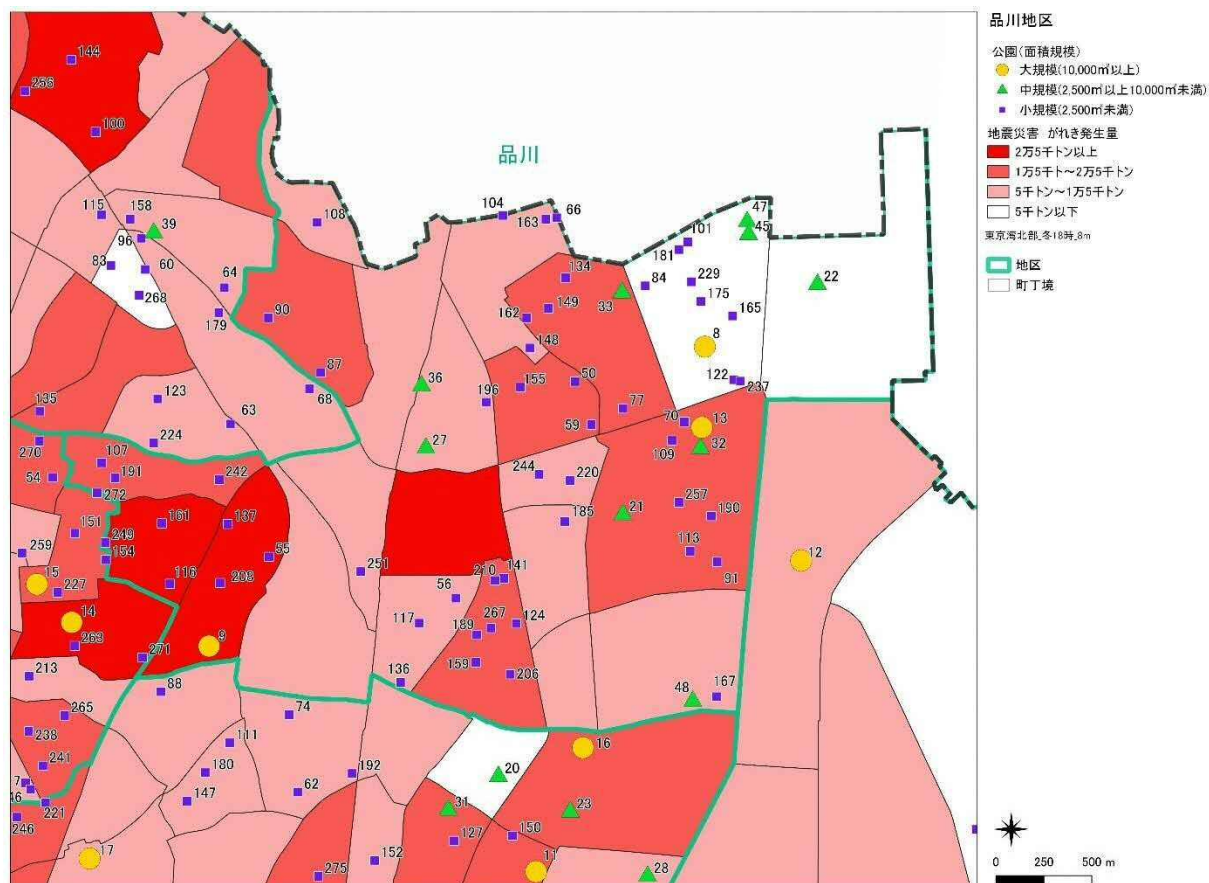


図 仮置場候補地（品川地区）

表 仮置場候補地（品川地区）

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡) ※	種別	一時 集 合 場 所	広 域 避 難 場 所	一時 滞 在 施 設	浸水深 (m)
大規模	8	天王洲公園	都/ 区	東品川 2-5-42	30,042	15,021	公園	○	○		0.00
	9	しながわ中央公園	区	西品川 1-27-14、1-28-25、1-20-13、1-28-4	28,696	14,348	公園				0.00
	13	東品川海上公園	区	東品川 2-6-22	19,477	9,738	公園		○		0.00
中規模	21	東品川公園	区	東品川 3-14-9	9,013	4,506	公園				0.01
	22	品川南ふ頭公園	区	東品川 5-8-4	7,540	3,770	公園				0.01
	27	子供の森公園	区	北品川 3-10-13	6,160	3,080	公園				0.81
	32	東品川屋上庭園	都	東品川 3-9-21	4,664	2,332	児童遊園				0.00
	33	天王洲運河	区	東品川 1-3 地先、1-39 地先	4,432	2,216	水辺広場				0.00
	36	権現山公園	区	北品川 3-9-5	4,245	2,122	公園				0.00
	45	天王洲アイル第一	区	東品川 2-3-21 地先	2,798	1,399	水辺広場		○		0.00
	47	天王洲アイル第一公園	区	東品川 2-3-21	2,608	1,304	公園		○		0.00
小規模	48	品川シーサイド公園	区	東品川 4-12-13	2,500	1,250	公園				0.14
	50	聖蹟公園	区	北品川 2-7-21	2,359	1,180	公園	○			0.02
	55	西品川公園	区	西品川 1-8-7	2,231	1,115	公園	○			0.01
	56	二日市公園	区	南品川 6-7-15	2,138	1,069	公園				0.07
	59	北浜公園	区	北品川 2-28-12	1,795	898	公園				0.24
	66	東八ツ山公園	区	北品川 1-15-11	1,456	728	公園	○			0.21
	70	東品川	区	東品川 3-9-21 地先	1,353	677	水辺広場				0.00
	77	洲崎公園	区	東品川 1-36-15	1,265	632	公園	○			0.61

第2章 災害廃棄物対策
第1節 平時時

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡) ※	種別	一時 集 合 場 所	広 域 避 難 場 所	一時 滞 在 施 設	浸水深 (m)
	84	天王洲アイランド第三	区	東品川2-1-18	1,154	577	水辺広場		○		0.00
	87	小関橋公園	区	北品川5-8-21	1,134	567	公園	○			1.25
	90	小関橋公園	区	北品川5-7-18	1,087	544	公園				3.01
	91	敬老公園	区	東品川3-32-8	1,083	542	公園				0.45
	101	天王洲アイランド第二	区	東品川2-2-24 地先	946	473	水辺広場		○		0.00
	104	杜の公園	区	北品川1-6-10	926	463	公園				0.00
	107	西品川おさんぽ公園	区	西品川3-9-24	877	438	公園				0.01
	108	御殿山の丘公園	区	北品川6-6-32	869	435	公園				0.04
	109	東品川健康広場	都	東品川3-9-21	809	404	児童遊園				0.00
	113	東海公園	区	東品川3-29-6	763	381	公園				0.80
	116	そよかぜ公園	区	西品川2-17-8	748	374	公園				0.98
	117	南品川六丁目	区	南品川6-13-3、 6-14-1	743	371	防災広場				0.00
	122	天王洲アイランド第九公園	区	東品川2-4-3	715	358	公園		○		0.05
	124	横丁公園	区	南品川5-4-9	682	341	公園				0.07
	134	東品川一丁目公園	区	東品川1-2-11	630	315	公園	○			0.00
	136	浅間台公園	区	南品川6-18-19	618	309	公園				0.00
	137	西の台公園	区	西品川1-4-8	618	309	公園				0.05
	141	南五公園	区	南品川5-2-5	592	296	公園				0.02
	148	品海公園	区	北品川1-30-9	545	273	公園	○			0.64
	149	台場浦公園	都	東品川1-8-34	544	272	公園	○			0.15
	155	北品川公園	区	北品川2-12-5	526	263	公園				0.01
	159	南品川広場公園	区	南品川5-10-27	502	251	公園				0.02
	161	三ツ木公園	区	西品川2-6-11	490	245	公園	○			1.81
	162	品川浦公園	区	東品川1-7-17	473	236	公園				0.62
	163	八ツ山公園	都	北品川1-14-7	462	231	公園				0.34
	165	天王洲アイランド第八公園	区	東品川2-4-19	460	230	公園		○		0.50
	167	品川シーサイド	区	東品川4-13 先	438	219	水辺広場				0.00
	175	天王洲アイランド第二公園	区	東品川2-2-17	400	200	公園		○		0.50
	181	天王洲アイランド第四公園	区	東品川2-2-24	380	190	公園		○		0.02
	185	南品川二丁目児童遊園	区	南品川2-11-5	372	186	児童遊園	○			0.00
	189	南品川さくら公園	区	南品川5-10-3	363	181	公園				0.19
	190	東海第二公園	区	東品川3-17-15	361	181	公園				0.58
	191	鎗ヶ崎公園	区	西品川3-12-2	361	180	公園				0.03
	196	北品川三丁目児童遊園	民	北品川3-7-15	342	171	児童遊園				0.00
	206	仙台坂公園	区	南品川5-16-1	315	158	公園	○			0.01
	208	西品川一丁目	区	西品川1-14-13	308	154	防災広場	○			0.02
	210	むつみ児童遊園	都/ 区	南品川5-2-17	298	149	児童遊園				0.02
	220	街道松の広場	区	南品川1-8-5	271	136	公園	○			0.00
	229	天王洲アイランド第三公園	区	東品川2-2-12	235	117	公園		○		0.00
	237	天王洲アイランド第四	区	東品川2-4-3 地 先	211	106	水辺広場		○		0.01
	242	百反坂下児童遊園	区	西品川3-20-22	201	101	児童遊園	○			0.00
	244	南品川児童遊園	区	南品川1-2-29	197	98	児童遊園				0.30
	249	三ツ木児童遊園	区	西品川2-9-18	180	90	児童遊園				0.06
	251	広町公園	区	広町1-3-30	170	85	公園	○			0.14
	257	東品川ひだまり緑地	区	東品川3-11-23	156	78	緑地				0.51
	267	さつき児童遊園	区	南品川5-8-28	103	52	児童遊園				0.13

※有効面積 50%と仮定

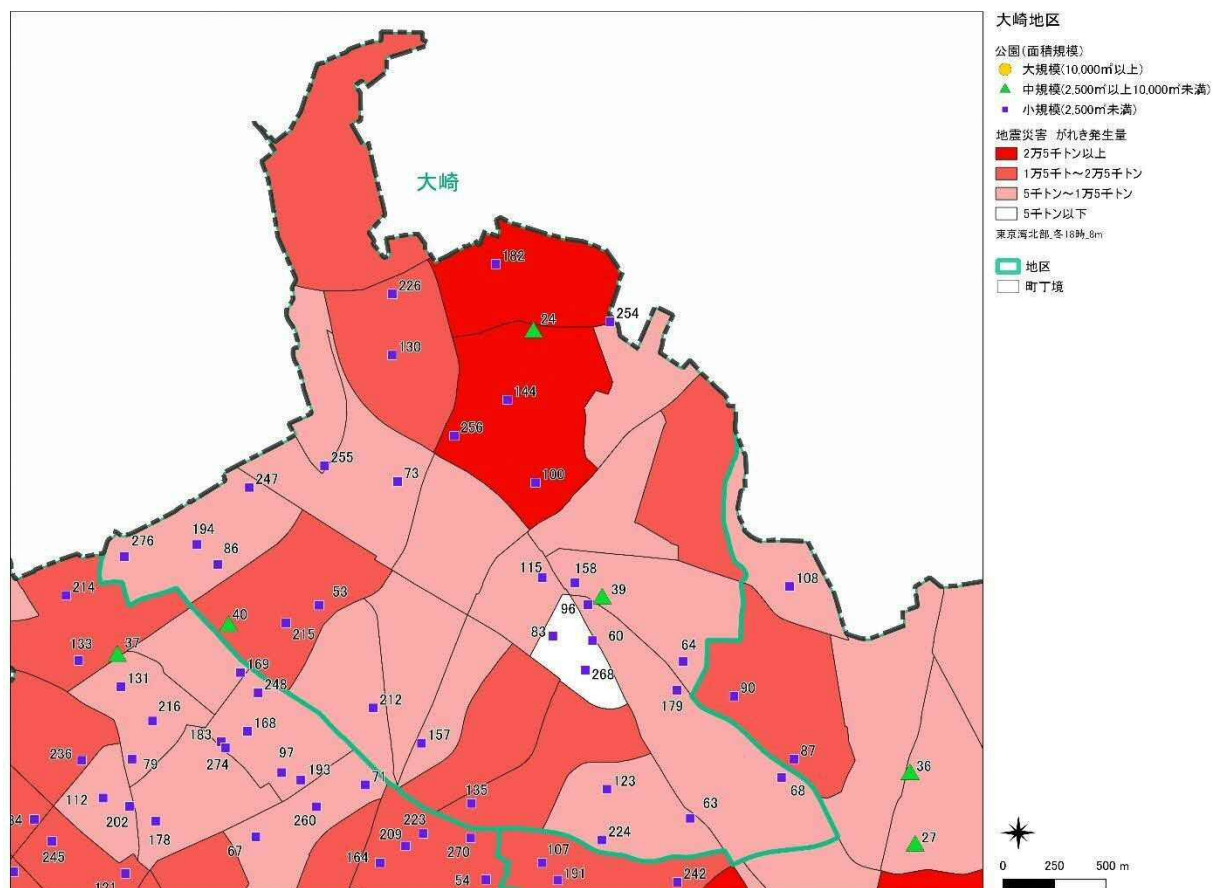


図 仮置場候補地（大崎地区）

表 仮置場候補地（大崎地区）

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡) ※	種別	一時 集合 場所	広域 避難 場所	一時 滞在 施設	浸水深 (m)
中規模	24	池田山公園	区	東五反田 5-4-35	7,022	3,511	公園				0.00
	39	五反田ふれあい	区	東五反田 2-9-11	3,442	1,721	水辺広場				2.90
	40	西霧ヶ谷公園	国/区	西五反田 5-28-16	3,328	1,664	公園				0.00
小規模	53	西五反田公園	区	西五反田 5-6-4	2,274	1,137	公園				0.62
	60	大崎五丁目遊園	都	大崎 5-2-2	1,708	854	児童遊園				2.07
	63	大崎西口公園	区	大崎 2-10-14	1,560	780	公園		○		0.87
	64	御成橋公園	国/区	東五反田 2-15-20	1,559	779	公園	○			2.81
	68	居木橋公園	区	大崎 1-14-4	1,400	700	公園				1.75
	73	谷山公園	区	西五反田 3-6-15	1,301	650	公園				1.30
	83	大崎公園	区	大崎 5-5-17	1,171	585	公園				1.92
	86	かむろ坂公園	区	西五反田 4-28-9	1,140	570	公園	○			0.08
	96	大崎光の滝公園	区	大崎 1-1-2	1,001	501	公園				2.70
	100	五反田公園	区	東五反田 5-25-27	965	482	公園				0.01
	115	大崎橋広場	国/区	西五反田 1-10-2	751	375	児童遊園				2.45
	123	ひふみ公園	区	大崎 2-2-11	691	346	公園				0.13
	130	希望ヶ丘公園	区	上大崎 3-10-25	635	318	公園				0.04
	135	峰原公園	区	大崎 3-17-27	622	311	公園	○			0.00

第2章 災害廃棄物対策
第1節 平常時

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡) ※	種別	一時 集合 場所	広域 避難 場所	一時 滞在 施設	浸水深 (m)
	144	ねむの木の庭	国/ 区	東五反田 5-19-5	580	290	公園				0.02
	157	西八丁公園	区	西五反田 8-11-4	522	261	公園	○			0.11
	158	五反田南公園	区	東五反田 2-1-14	519	260	公園	○			3.00
	179	大崎川の辺緑地	区	大崎 1-5-1	389	194	緑地				3.02
	182	上大崎公園	区	上大崎 1-3-13	377	189	公園				0.12
	194	にしよん広場	区	西五反田 4-10-6	346	173	児童遊園				0.04
	212	西五反田六丁目児童遊園	区	西五反田 6-11-7	296	148	児童遊園				0.00
	215	西五反田五丁目	区	西五反田 5-17-7	289	144	防災広場				0.00
	224	百反坂下の上広場	区	大崎 2-7-13	255	127	児童遊園				0.05
	226	上大崎児童遊園	区	上大崎 3-3-15	241	121	児童遊園				0.00
	247	本三くじら広場	区	西五反田 4-4-7	182	91	防災広場	○			1.34
	254	相生広場	区	東五反田 4-1-32	164	82	児童遊園				0.00
	255	亀の甲緑地	区	上大崎 4-5-37	157	79	緑地				1.44
	256	五反田児童遊園	都	東五反田 5-21-10	157	79	児童遊園				0.06
	268	大崎5丁目児童遊園	区	大崎 5-8-5	97	49	児童遊園				1.77
	276	西五反田4丁目遊園	区	西五反田 4-19-7	41	21	児童遊園				0.00

※有効面積 50%と仮定

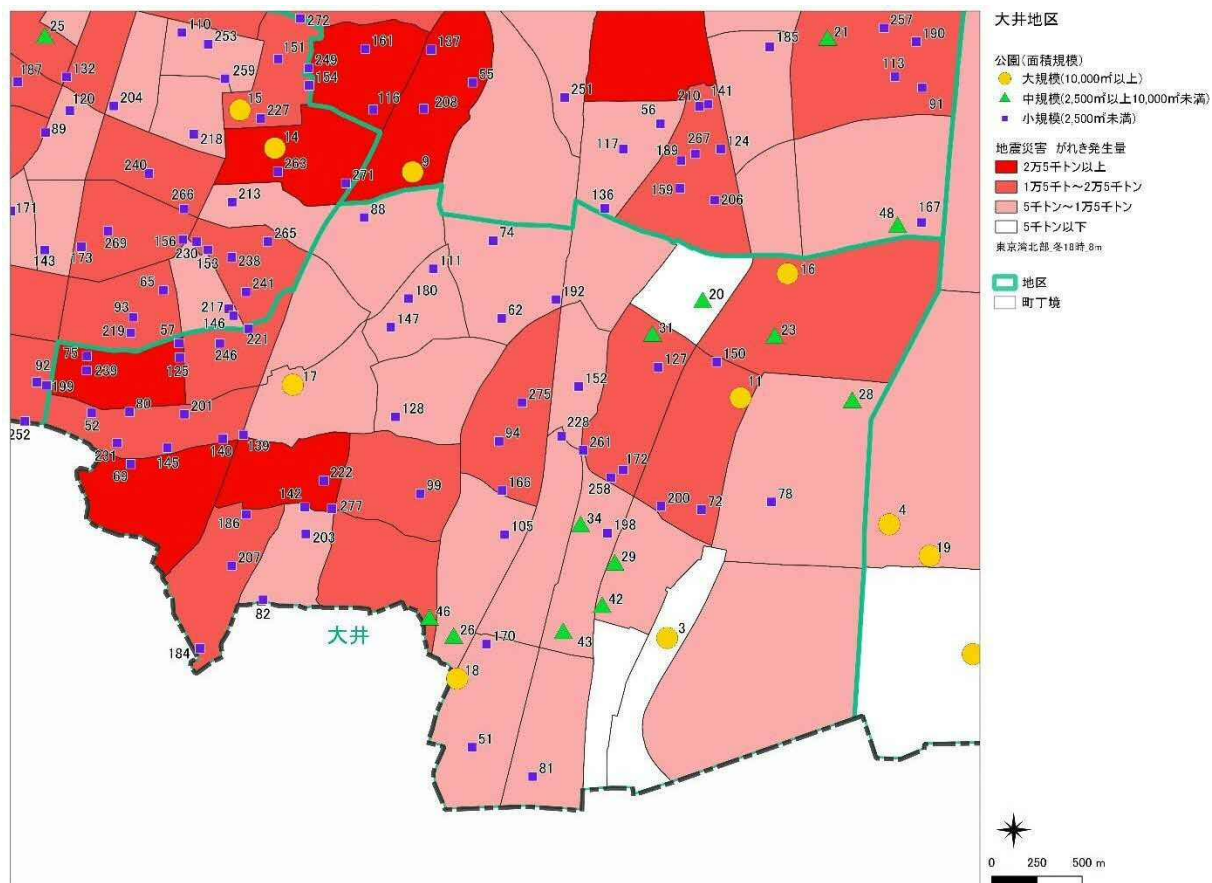


図 仮置場候補地（大井地区）

表 仮置場候補地（大井地区）

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	種別	一時 集 合 場 所	広 域 避 難 場 所	一時 滞 在 施 設	浸水深 (m)
大規模	3	しながわ区民公園	国/ 区	勝島3-2-2	127,419	63,710	公園	○	○		0.00
	11	しながわ花海道	都/ 区	東大井1-13 先外	24,315	12,158	水辺広場				0.02
	16	鯨洲運動公園	区	東大井1-4-11	14,191	7,095	公園	○			0.00
	17	西大井広場公園（大井）	区	二葉2-19-7	10,332	5,166	公園	○			0.00
	18	大井水神公園	区	南大井5-16-1	12,856	6,428	公園	○			0.13
中規模	20	大井公園	区	東大井4-8-4	9,075	4,537	公園	○			0.00
	23	鯨洲入江広場	都/ 区	東大井1-13-1	7,463	3,732	公園				0.04
	26	大森貝塚遺跡庭園	区	大井6-21-6	6,340	3,170	公園				0.00
	28	勝島かもめ	区	勝島1-4 地先	5,569	2,784	水辺広場				0.00
	29	みなみ児童遊園	都/ 区	南大井1-12-9	4,966	2,483	児童遊園				0.02
	31	東大井公園	区	東大井3-4-4	4,680	2,340	公園	○			0.02
	34	浜川公園	区	南大井4-8-22	4,388	2,194	公園	○			0.00
	42	鈴ヶ森道路児童遊園	国	南大井1-22-1	3,126	1,563	児童遊園				0.29
	43	鈴ヶ森公園	区	南大井4-18-14	3,069	1,534	公園	○			0.69
	46	鹿島庚塚児童遊園	区	大井7-29-11	2,707	1,354	児童遊園				1.05

第2章 災害廃棄物対策
第1節 平常時

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	種別	一時 集 合 場 所	広 域 避 難 場 所	一 時 滞 在 施 設	浸水深 (m)
小規模	51	大井坂下公園	区	南大井6-23-11	2,329	1,165	公園	○			0.60
	52	原っぱ公園	区	西大井6-1-14	2,310	1,155	公園	○			0.00
	62	大井中央公園	区	大井1-46-8	1,650	825	公園	○			0.00
	69	富士見ヶ丘児童遊園	区	西大井5-7-3	1,377	689	児童遊園	○			0.00
	72	新浜川公園	区	東大井2-26-18	1,306	653	公園	○			0.41
	74	大井町緑地児童遊園	国	大井1-7 地先	1,296	648	児童遊園				0.13
	78	わかくさ公園	国	勝島1-6-1	1,238	619	公園	○			0.22
	80	西大井六丁目ふれあい広場	区	西大井6-3-1	1,215	608	防災広場	○			0.00
	81	大井海岸公園	区	南大井3-27-5	1,180	590	公園	○			0.73
	82	出石公園	区	西大井3-16-27	1,179	590	公園	○			0.02
	94	大井倉田児童遊園	区/ 民	大井4-22-30	1,055	528	児童遊園				0.00
	99	滝王子公園	区	大井5-19-5	982	491	公園				0.00
	105	大井鹿島公園	区	大井6-8-2	913	457	公園				0.10
	111	森下児童遊園	区	大井2-1-13	800	400	児童遊園	○			0.01
	127	元芝公園	区	東大井3-5	657	328	公園				0.00
	128	やまなか公園	区	大井3-22-3	653	327	公園				0.03
	139	森前公園	区	西大井1-1-10	601	301	公園				0.01
	140	西大井緑地公園	区	西大井6-10-16	595	298	公園				0.03
	142	出石児童遊園	民	西大井3-1-5	587	294	児童遊園				0.24
	145	谷垂公園	区	西大井6-13-10	567	283	公園				0.00
	147	大井二丁目	区	大井2-5-15	546	273	防災広場	○			0.01
	150	鮫浜公園	区	東大井2-2-3	542	271	公園				0.54
	152	関ヶ原公園	区	東大井6-12-21	536	268	公園	○			0.59
	166	倉田公園	区	大井4-29-23	457	229	公園				0.00
	170	桐畑公園	区	南大井6-1-17	418	209	公園				0.17
	172	浜川北公園	区	東大井3-26-6	411	205	公園				1.13
	180	宮下公園	区	大井2-7-16	385	192	公園	○			0.00
	184	西大井四丁目	区	西大井4-23-12	373	186	防災広場	○			0.32
	186	西の森公園	区	西大井4-2-1	369	184	公園	○			0.00
	192	大井駅前公園	区	大井1-2-5	349	174	公園				0.00
	198	南大井四丁目	区	南大井4-6-20	338	169	防災広場				0.75
	200	北浜川児童遊園	民	東大井2-25-22	332	166	児童遊園				0.47
	201	西大井六丁目	区	西大井6-5-5	330	165	防災広場				0.05
	203	西大井三丁目	区	西大井3-4-14	321	160	防災広場				0.00
	207	金子山公園	区	西大井4-11-6	309	155	公園				0.00
	222	西大井二丁目児童遊園	区	西大井2-22-7	262	131	児童遊園				0.00
	228	関ヶ原児童遊園	区	南大井5-2-15	239	119	児童遊園				2.60
	231	伊藤児童遊園	区	西大井6-17-9	225	113	児童遊園				0.08
	258	東大井三丁目児童遊園	区	東大井3-29-6	155	78	児童遊園				0.62
	261	桜橋児童遊園	区	東大井3-22-1	138	69	児童遊園				1.30
	275	作守児童遊園	民	大井4-12-14	49	25	児童遊園	○			0.00
	277	西大井ちびっこ児童遊園	都	西大井2-24-9	25	13	児童遊園				0.00

※有効面積 50%と仮定

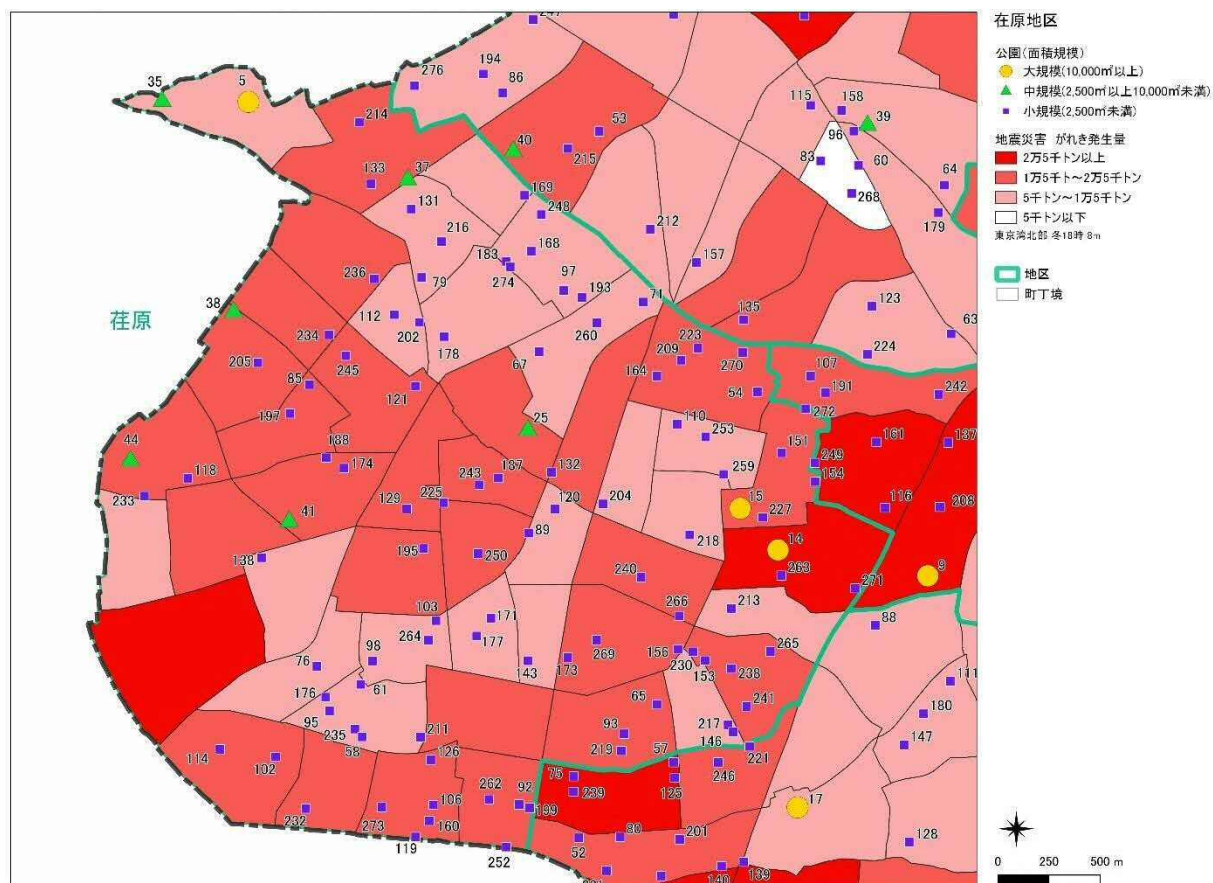


図 仮置場候補地（荏原地区）

表 仮置場候補地（荏原地区）

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡) ※	種別	一時 集 合 場 所	広 域 避 難 場 所	一時 滞 在 施 設	浸水深 (m)
大規模	5	林試の森公園	林試 の森 公園 管理 所	小山台2丁目地内	63,806	31,903	都立公園		○		0.00
	14	戸越公園	区	豊町2-1-30	18,255	9,128	公園		○		0.74
	15	文庫の森	区	豊町1-16-23	14,750	7,375	公園		○		0.03
中規模	17	西大井広場公園（荏原）	区	二葉2-19-7	3,125	1,563	公園	○			0.00
	25	ひらさん広場	区	平塚3-9-1	6,755	3,377	児童遊園				0.00
	35	小山台公園	区	小山台2-2-1	4,274	2,137	公園	○			0.01
	37	不動前緑道	民	小山1-10-1、小山 2-1-1、 小山2-5-1、小山 2-6-1	3,570	1,785	児童遊園				0.03
	38	武蔵小山緑道	民	小山4-10-1、小山 5-4-1、 小山5-3-1	3,456	1,728	児童遊園				0.00
	41	荏原南公園	区/ 民	荏原6-16-4	3,327	1,664	公園	○			1.39
	44	西小山緑道	民	小山6-11-1、小山 6-16-1、 小山6-26-1	3,043	1,521	児童遊園				0.01

第2章 災害廃棄物対策
第1節 平時時

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡) ※	種別	一時 集 合 場 所	広 域 避 難 場 所	一時 滞 在 施 設	浸水深 (m)
小規模	54	わかば児童遊園	区	戸越1-29-21	2,256	1,128	児童遊園				0.00
	57	二葉公園	区	二葉4-13-5	1,837	918	公園				0.01
	58	立会川児童遊園（その4）	国	旗の台3-9地先	1,836	918	児童遊園				1.05
	61	旗の台広場公園	区	旗の台3-1-5	1,653	826	公園				0.80
	65	ゆたか防災広場	区	豊町6-11-1	1,536	768	防災広場				0.00
	67	京陽公園	区	平塚2-12-3	1,441	721	公園	○			0.00
	71	平塚中央公園	区	平塚2-2-12	1,326	663	公園	○			0.02
	75	上神明児童遊園	区	二葉4-3-15	1,286	643	児童遊園				0.00
	76	立会川児童遊園（その2）	国	旗の台2-1地先	1,279	640	児童遊園				1.13
	79	あさひ公園	区	小山2-17-27	1,236	618	公園				0.00
	85	荏原中央公園	区	荏原5-1-2	1,141	570	公園				0.00
	88	神明児童遊園	区	二葉1-4-25	1,106	553	児童遊園				0.00
	89	東中はなみずき公園	民	東中延1-8-9	1,102	551	公園				0.03
	92	源氏前公園	区	中延6-4-15	1,072	536	公園				0.11
	93	豊町公園	区	豊町6-16-3	1,063	532	公園				0.02
	95	立会川児童遊園（その3）	国	旗の台3-10地先	1,020	510	児童遊園				1.47
	97	荏原さくら公園	区	荏原1-24-18	1,000	500	公園				0.02
	98	西中お日さま公園	民	西中延3-10-11	994	497	公園	○			0.43
	102	旗の台南公園	国/ 区	旗の台5-11-11	934	467	公園				0.01
	103	延山くすのき公園	民	西中延3-3-1	933	466	公園	○			0.01
	106	荏原町公園	区	中延5-14-5	897	449	公園	○			0.03
	110	戸越二丁目広場	区	戸越2-1-8	801	400	児童遊園	○			0.06
	112	荏三公園	区	荏原3-3-10	778	389	公園				0.00
	114	旗の台公園	区	旗の台5-19-9	754	377	公園	○			0.00
	118	江戸見坂公園	区	小山6-23-8	726	363	公園	○			0.00
	119	中延みちしるべ防災広場	区	中延5-12-11	725	362	防災広場	○			0.01
	120	東中みんなの広場	区	東中延1-2-8	723	362	防災広場	○			0.00
	121	平塚公園	区	荏原4-5-2	717	359	公園				0.02
	125	二葉4-13開放広場	区	二葉4-13-13	675	338	開放広場				0.00
	126	弁天通り公園	区	中延5-3-8	664	332	公園				0.04
	129	中延公園	区	西中延1-9-8	637	318	公園	○			0.02
	131	後地クマさん広場	区	小山2-4-13、14	635	318	防災広場	○			0.03
	132	平塚たけのこ公園	民	平塚1-17-7	633	316	公園				0.00
	133	小山台東公園	区	小山台1-26-12	630	315	公園	○			0.01
	138	旗の台一丁目	区	旗の台1-8-5	614	307	防災広場	○			0.01
	143	東中延公園	区	東中延2-10-2	584	292	公園	○			0.08
	146	豊町5-14開放広場	区	豊町5-14-7	553	276	開放広場				0.01
	151	葦山公園	区	豊町1-6-7	537	268	公園				0.01
	153	ゆたかしいのきひろば	区	豊町4-3-20	536	268	防災広場				0.43
	154	豊町一丁目	区	豊町1-13-5	533	266	防災広場	○			0.06
	156	戸越南公園	区	戸越6-8-8	523	261	公園				0.06
	160	庚申公園	区	中延5-13-17	492	246	公園				0.01
	164	戸越台公園	区	戸越1-7-17	462	231	公園				0.00
	168	わくわく広場	区	荏原1-4-13	437	218	児童遊園				0.01

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡) ※	種別	一時 集 合 場 所	広 域 避 難 場 所	一時 滞 在 施 設	浸水深 (㎡)
	169	中原公園	区	小山1-4-4	420	210	公園				0.03
	171	中三いこいの広場	区	中延3-7-20	416	208	防災広場				0.02
	173	大原公園	区	戸越6-14-1	407	204	公園	○			0.16
	174	荏原六丁目	区	荏原6-7-2	402	201	防災広場	○			0.01
	176	旗の台北公園	区	旗の台3-10-15	397	199	公園				1.25
	177	中延三丁目	区	中延3-9-2	396	198	防災広場	○			0.01
	178	荏原2丁目児童遊園	区	荏原2-16-4	395	198	児童遊園				0.00
	183	荏原一丁目	区	荏原1-25-20	375	188	防災広場	○			0.12
	187	中延一丁目	区	中延1-4-16	369	184	防災広場				0.13
	188	荏原西公園	区	荏原6-5-5	365	183	公園				0.00
	193	中原東公園	区	荏原1-21-9	348	174	公園	○			0.03
	195	西中延公園	区	西中延2-7-14	345	173	公園				0.00
	197	しいのき公園	区	荏原5-5-12	338	169	公園				0.00
	199	源氏前	区	中延6-4-8	335	167	防災広場				0.00
	202	荏原三丁目	区	荏原3-4-3	328	164	防災広場	○			0.00
	204	戸越児童遊園	国	戸越3-9-20	318	159	児童遊園				0.02
	205	小山五丁目児童遊園	区	小山5-13-4	317	159	児童遊園	○			0.00
	209	戸越一丁目	区	戸越1-9-6	305	152	防災広場				0.00
	211	旗岡児童遊園	民	旗の台3-6-12	296	148	児童遊園				0.00
	213	ほうさん広場	区	豊町3-4-2	292	146	防災広場				0.00
	214	小山台一丁目防災広場	区	小山台1-7-3	290	145	防災広場	○			0.01
	216	後地公園	区	小山2-9-16	280	140	公園	○			0.00
	217	豊町5丁目児童遊園	区	豊町5-14-3	280	140	児童遊園				0.20
	218	宮前花広場	区	戸越4-9-19	280	140	防災広場				0.00
	219	ゆたか南公園	区	豊町6-29-2	280	140	公園				0.01
	221	二葉中央のんき通り広場	区	二葉3-17-14	262	131	防災広場				0.29
	223	戸越ひだまり広場	区	戸越1-4-11	257	129	児童遊園				0.01
	225	中延うるおい公園	区	中延2-3-2	247	124	公園				0.22
	227	かやの木の広場	区	豊町1-17-2	241	120	防災広場				0.03
	230	豊町児童遊園	区	豊町4-1-12	232	116	児童遊園				0.31
	232	旗の台東広場	区	旗の台4-12-26	224	112	児童遊園				0.03
	233	ころく坂の上広場	民	小山6-25-16	223	111	児童遊園				0.00
	234	小山四丁目児童遊園	区	小山4-6-2	222	111	児童遊園				0.24
	235	旗の台なか公園	区	旗の台3-9-12	215	108	公園				1.51
	236	武蔵小山児童遊園	区	小山3-12-6	215	108	児童遊園				0.01
	238	豊四中央防災広場	区	豊町4-17-1	208	104	防災広場				0.01
	239	上蛇広場	区	二葉4-3-10	206	103	防災広場				0.13
	240	戸越五丁目	区	戸越5-12-10	203	101	防災広場				0.00
	241	二鳳公園	区	豊町4-19-20	202	101	公園				0.02
	243	中延児童遊園	区	中延1-10-15	198	99	児童遊園				0.00
	245	荏原4丁目児童遊園	区	荏原4-10-10	192	96	児童遊園				0.00
	246	二葉三防災広場	区	二葉3-11-15	188	94	防災広場				0.01
	248	荏原一丁目ふれあい広場	区	荏原1-2-12	181	91	児童遊園				0.03
	250	中二さくらひろば	区	中延2-9-18	179	90	防災広場				0.01

第2章 災害廃棄物対策
第1節 平常時

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡) ※	種別	一時 集 合 場 所	広 域 避 難 場 所	一時 滞 在 施 設	浸水深 (m)
	252	中六桜広場	区	中延6-10-3	167	83	公園				0.00
	253	宮前坂広場	区	戸越2-6-36	166	83	児童遊園				0.00
	259	カメさん広場	区	戸越2-6-20	151	76	防災広場				0.00
	260	中原児童遊園	民	平塚2-6-4	141	71	児童遊園				0.00
	262	中延六丁目広場	区	中延6-5-17	130	65	児童遊園				0.23
	263	サンサン防災広場	区	豊町2-5-16	129	64	防災広場				0.04
	264	西中延3丁目児童遊園	区	西中延3-5-17	127	64	児童遊園				0.01
	265	豊四防災広場	区	豊町4-7-11	125	63	防災広場				0.01
	266	ひのみ広場	区	戸越5-20-15	122	61	防災広場				0.05
	269	戸越六丁目児童遊園	区	戸越6-11-6	95	48	児童遊園				0.03
	270	戸越一丁目緑地	区	戸越1-27-32	93	47	緑地				0.00
	271	豊町二丁目児童遊園	区	豊町2-18-1	91	46	児童遊園				0.73
	272	豊町ちびっこ児童遊園	区	豊町1-2-3	84	42	児童遊園				0.00
	273	ごこう広場	区	中延5-9-23	58	29	公園				0.03
	274	荏原児童遊園	区	荏原1-25-18	51	25	児童遊園				0.12

※有効面積 50%と仮定

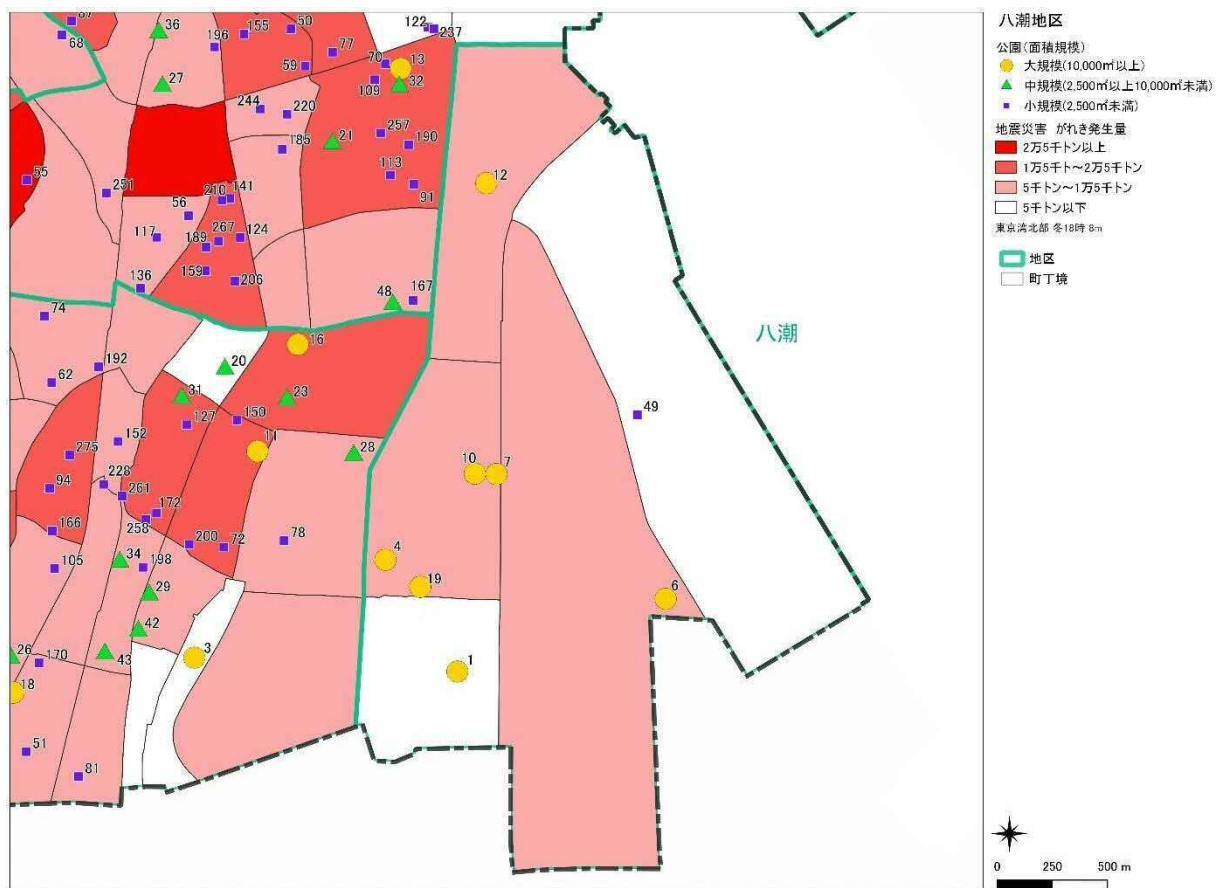


図 仮置場候補地（八潮地区）

表 仮置場候補地（八潮地区）

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡) ※	種別	一時 集 合 場 所	広 域 避 難 場 所	一時 滞 在 施 設	浸水深 (m)
大規模	1	大井ふ頭中央海浜公園	大井スポーツセンター	八潮4-1-19	340,374	170,187	都立海上公園		○	○	0.04
	2	潮風公園	潮風公園管理所	東八潮	154,542	77,271	都立公園				0.00
	4	京浜運河緑道公園	大井スポーツセンター	八潮1、5	81,649	40,825	都立海上公園		○		0.02
	6	みなとが丘ふ頭公園	大井スポーツセンター	八潮3-1-11	50,265	25,133	都立海上公園		○		0.01
	7	大井ふ頭緑道公園	大井スポーツセンター	八潮4、5	32,662	16,331	都立海上公園		○		0.02
	10	八潮公園	区	八潮5-11-16	24,918	12,459	公園		○		0.01
	12	八潮北公園	区	八潮1-3-1	22,237	11,119	公園		○		0.14
	19	しおじ公園	区	八潮5-8-1	10,233	5,117	公園		○		0.00
中規模	30	東八潮緑道公園	公園センター	東八潮	4,879	2,440	都立海上公園				0.00

第2章 災害廃棄物対策
第1節 平常時

面積規模	No	名称	管理	所在地	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡) ※	種別	一時 集 合 場 所	広 域 避 難 場 所	一 時 滞 在 施 設	浸水深 (㎡)
小規模	49	コンテナふ頭公園	大井スポーツセンター	八潮2-9-14	2,383	1,192	都立海上公園				0.06

※有効面積 50%と仮定

（２）仮置場等確保における検討プロセス

以下のプロセスにより、仮置場等の確保について検討する。なお、仮置場候補地は、区内全公園とする。

表 仮置場等確保における検討プロセス

プロセス		主な事前の検討項目
1	仮置場等の考え方	・仮置場の役割 ・必要面積の算定 等
2	法律・条例など諸条件による検討	・選定対象外とする公園等の抽出 ・法律・条例による土地利用の規制 ・その他災害時の使用用途との兼ね合いを踏まえた調整
3	面積・地形等物理条件による検討	・最低面積の考え方の整理 ・水防法の指定区域、土砂災害防止法、二次災害等の発生可能性が高い火災危険度の高い地域等の除外
4	所有者等との事前調整	・庁内関係部署との事前調整 ・国や都、区所管部署等敷地の所有者との調整 ・近隣住民との調整
5	整備構想案の作成	・整備方針の検討 ・面積規模に応じた使用用途の検討 ・レイアウトの検討（形状等の特徴に応じて複数パターン検討）
6	総合評価による順位付け	・被害の多い地域周辺への優先配置 ・災害廃棄物の搬入及び搬出ルートの確保 ・運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響 ・現地踏査を通じた詳細調査の実施（接道、アクセス、出入口状況、内部配置など）
7	仮置場等の指定	・国や都、区所管部署や敷地所有者との最終調整
8	所有者との協定等の締結	・賃貸借料金、原状復帰等の補償内容を含む協定の締結

（３）必要な人材や資機材等の検討

区（清掃部）は、発災後すみやかに、仮置場等の設置に必要な資機材や、運搬に必要な車両、作業要員を確保するため、仮置場等の類型別に、必要な資機材等の抽出とその数量を推計し、調達体制を構築する。必要に応じて、応援職員の受入れ協定先や、資機材等の調達先と協定締結先の検討を行う。

5 地区仮置場の確保

(1) 基本方針

区（清掃部）は、平常時より、救助・救出関係機関（自衛隊、警察、消防）及び道路管理者（国土交通省、都）、公園の管理者と連携して、地区仮置場の候補地や設置・管理方法等を検討する。

(2) 地区仮置場の必要性

災害時には、損壊家屋から排出される家財道具等（片づけごみ）が排出される。通常のごみ収集業務が復旧したとしても、片づけごみは、通常のごみ収集体制では収集・運搬することが出来ないため、区民が自ら分別排出し、地域で一時的に保管できる拠点として、地区仮置場が必要となる。

なお、地区仮置場は、避難生活を継続しながら自宅の片付けを行う場合も踏まえ、救助・救出活動が一定程度収束し、応急危険度判定作業が開始される発災3日目以降から順次活用され、一次仮置場の運営が本格化する発災1か月後までの間は、設置が必要である。

(3) 候補地の検討

区（清掃部）は、被害の大きい地域の区立公園を中心に、地区仮置場の候補地を検討する。

地区仮置場は、確保のしやすさを考慮して、～10,000 m²程度の広さを目安とする。また、被災者が自ら排出することを踏まえ、地区（品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区、八潮地区）ごとに複数箇所の確保に努める。

設置から一定期間後に集積した災害廃棄物を一次仮置場へ搬出する必要があるため、接道条件や敷地内進入路等について、清掃車等による搬出入が可能であることを確認する。

候補地指定にあたっては、仮置場等候補地の検討プロセスに基づき検討を行い、施設所管課や所有者との事前調整を踏まえ候補地を決定し、必要に応じて、所有者との協定を締結する。

(4) 管理運営方法の検討

区（清掃部）は、①受け入れる片づけごみの種類、②片づけごみの出し方を明確にした上で、地区仮置場の管理運営方法を検討する。

1) 受け入れる災害廃棄物の種類（案）

- ・被災した住民の排出する片づけごみとする。

2) 受け入れる災害廃棄物の出し方（案）

- ・被災者が自ら運搬することを前提とする。
- ・粗大ごみ手数料の有無を事前に検討する。
- ・国庫補助対象外災害廃棄物の取扱について検討する。
- ・便乗ごみ等の排出防止方法について検討する。

3) 運営管理方法の検討

- ・運営管理方法については、以下のとおり検討する。

表 管理運営方法の検討

検討項目		実施内容
1	管理者	区が主体となるが、民間委託も想定し、委託可能な事業者等について、事前調整を行う。また、必要に応じて協定を締結する。 なお、全公園に管理者を配置することは難しいため、使用方法、分別ルールなどを設置する。
2	危険物対策	危険物を受入れた場合の取扱方法を検討する。
3	降雨等の対策	降雨等により水分を含んでしまい、搬出が困難となる畳・布団のほか、降雨時の対策について検討する。
4	環境対策	悪臭防止、鼠や害虫等の発生予防、万が一アスベストを含む石綿成形板がある場合の対処方法（飛散防止のためにビニール袋に入れ、他のものと区別し、速やかに回収するなど）を検討する。
5	その他	ルール・レイアウト等の区民への周知方法 搬入物の積み上げ方法 警察、消防、自衛隊等の救助活動機関への位置情報の伝達方法

4) 災害廃棄物の分別方法の検討

受け入れる災害廃棄物の種類の検討結果を踏まえ、処理方法や運搬方法に応じた分別案を検討する。また、標準配置方法を複数パターン検討し、レイアウト例を作成する。

具体的な分別種類としては、**腐敗性廃棄物、可燃系廃棄物、不燃系廃棄物、危険物・有害物の4区分を基本**として検討する。なお、廃家電などのスペースも検討する

【レイアウトの考え方】

- ・処理方法や運搬方法に応じて、分別して仮置きする。
- ・搬出入で清掃車等が通行できるように仮設通路を確保する必要がある。十分な幅が確保できる場合は、清掃車等の対面通行が可能な幅を確保することが望ましい。十分な幅が確保できない場合も、動線を確保する。
- ・火災防止のため消火器を設置する。
- ・トイレは周辺の在宅避難している区民が使用できるように配慮する。
- ・備蓄倉庫などは地域で使用方法できるように配慮する。
- ・防火水槽が設置されている場合は、所管の消防署と協議を行い、消防活動で使用方法できるように配慮する。
- ・便乗ごみ防止のため、使用方法、分別ルールなどを設定する。

地区仮置場は、基本的に損壊家屋から排出される家財道具等（片づけごみ）のみ排出可能である。

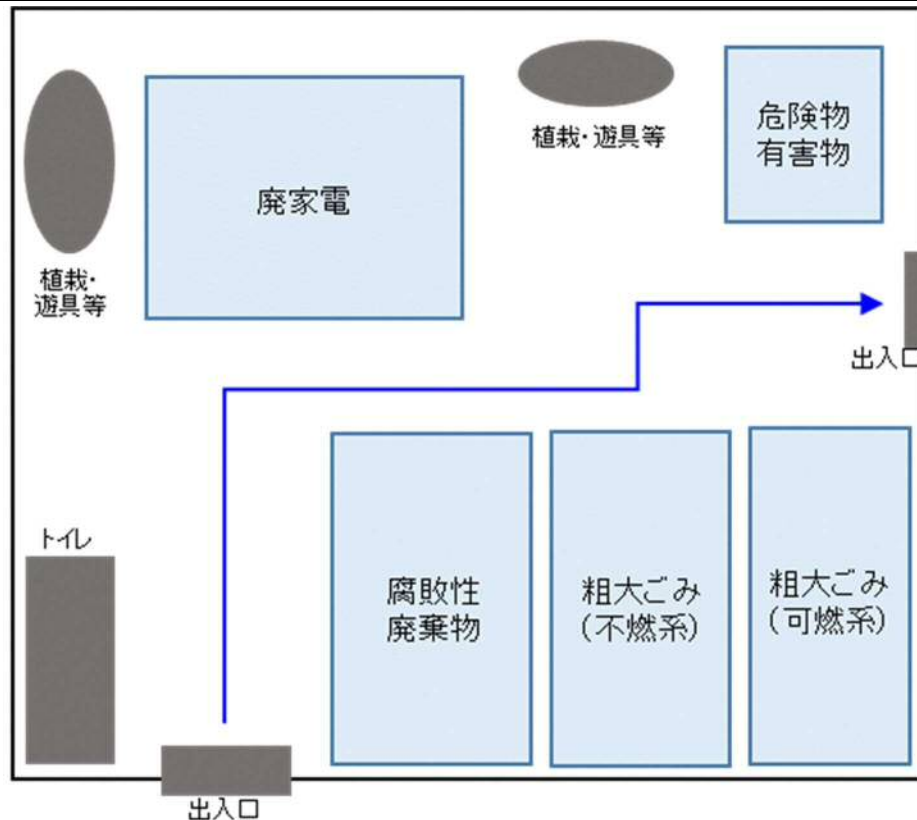


図 品川区における地区仮置場レイアウト例

【資料編：資料5. 仮置場等のレイアウト（例） 1. 地区仮置場のレイアウト（例）】

5) 災害廃棄物の回収方法の検討

受け入れる災害廃棄物の発生量推計値を踏まえ、優先度や一次仮置場の設置状況を考慮した回収頻度や回収方法を検討する。

6 応急仮置場の確保

(1) 基本方針

区（土木部、清掃部）は、平常時より、救助・救出関係機関（自衛隊、消防、警察）及び道路管理者（国土交通省、都）と連携して、応急仮置場の候補地や設置・管理方法等を検討する。

(2) 応急仮置場の必要性

救助・救出や道路啓開等で処理される災害がれきは、民有地から発生したものが主となるため、適切に保管しなければならない（災害対策基本法第 64 条関連）。そのため、救助活動、道路啓開等により発生する災害がれきの一時的な仮置場として、被害の甚大な地域及び道路啓開現場付近に応急仮置場を設置する必要がある。

なお、応急仮置場に一時的に仮置した災害がれきは、一次仮置場設置後速やかに、一次仮置場へ運搬するなどして、適切に管理する必要がある。

【検討項目】

- ・ 応急仮置場候補地の選定
- ・ 応急仮置場候補地の所有者または所管部署との事前調整及び協定締結等
- ・ 自衛隊、警察、消防等の救助活動機関への応急仮置場の位置情報の伝達方法
- ・ 応急仮置場の管理方法（a 管理者（区直接または民間委託）、b 国庫補助対象外がれきの取扱い、c 降雨等対策、d 危険物対策）の検討
- ・ 分別方法（ボンベ、消火器等危険物の分別、火災予防措置）
- ・ 必要な資機材の確保等
- ・ 災害がれきの回収頻度や回収方法

7 一次仮置場の確保

（１）基本方針

区（清掃部）は、応急仮置場で収集した災害がれき（保管義務のあるものを含む）、地区仮置場で収集した片付けごみのうち焼却処理が困難なごみや災害がれき、被災住宅から発生した災害がれきや公費解体等によって発生した災害がれきを集積、一次保管し、適正処理のための粗分別を行う一次仮置場について、発災後すみやかに開設するために、あらかじめ①品川区内における候補地について検討するとともに、②一次仮置場の管理・運営方法を検討する。

（２）一次仮置場等の必要性

区内で約 190 万トン、約 253 万 m^3 の災害廃棄物（災害がれき）が発生することを前提に、一次仮置場の必要面積を推計すると、**101.4 万 m^2** となる。

【資料編：資料 4. 一次仮置場必要面積の整理 1. 一次仮置場必要面積】

一方で、阪神・淡路大震災時の災害発生後の月別解体棟数の推移（割合）を用いて、災害がれきを集積する仮置場の必要面積の推移を推計した場合、最大必要面積は **13.6 万 m^2** となる。（処理期間を 3 年と仮定）。

【資料編：資料 4. 一次仮置場必要面積の整理 2. 一次仮置場必要面積【月別推移】】

「住宅地が多く、仮置場として活用可能な空地が少ない」という特徴を踏まえると、十分な面積を確保することが困難であるといえるが、区が一義的に責任をもって処理する必要がある。

区は、救出・救助や道路啓開作業において収集された災害がれき等を一定期間適正に管理・保管する必要がある、二次災害の防止のために、倒壊の危険のある住宅等の公費解体等の運搬・処理も主体的に取り組む必要がある。

上記のことから、災害がれき等の適正保管と適正処理を行うために、区は、一次仮置場を確保する必要がある。

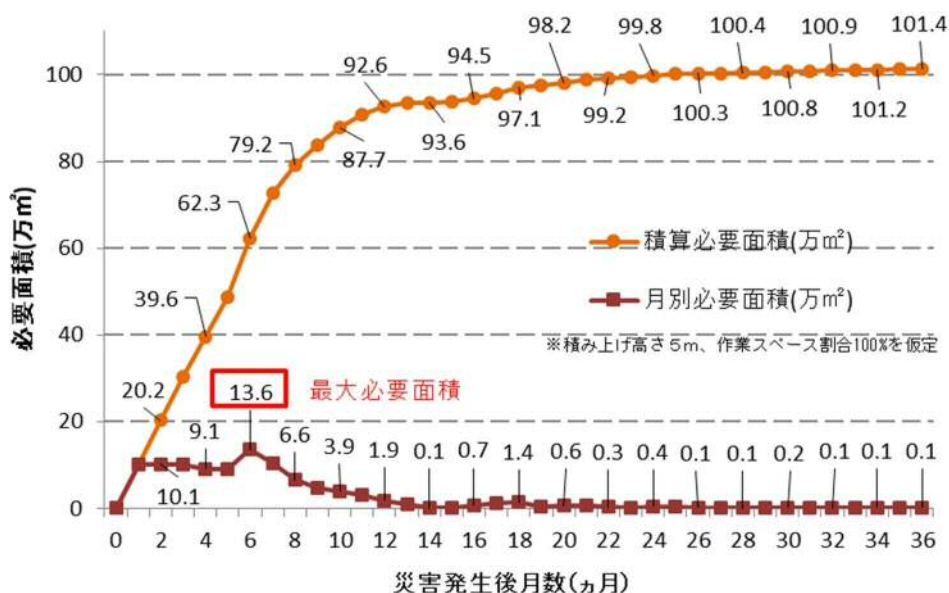


図 一次仮置場の必要面積の推移（推計）

（３）一次仮置場候補地の検討

区（清掃部）は、区内の大規模な公園を中心に、一次仮置場の候補地を検討する（公有地を優先とするが、スポーツ施設、駐車場等の民有地の借上げも検討する）。

一次仮置場は、東日本大震災の事例等から 10,000～100,000 m²程度の広さを目安とし、地区（品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区、八潮地区）ごとに1箇所以上の確保に努める。なお、100,000 m²以上の公園は、特別区により二次仮置場に指定される可能性があるため、要調整である。

一次仮置場に仮置きした災害がれき等は、一定期間後にさらなる分別等の処理を実施する二次仮置場へ搬出する必要があるため、接道条件や敷地内進入路について、清掃車等による搬出入が可能であることを確認する。

また、住宅地や医療施設、避難所などとの近接状況を踏まえ、運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響に配慮して候補地選定を行う。

候補地指定にあたっては、候補地指定プロセスに基づき検討を行い、施設所管課や所有者との事前調整を踏まえ候補地を決定し、必要に応じて、所有者との協定を締結する。

（４）一次仮置場の管理・運営方法の検討

一次仮置場の管理・運営は、専門的な業務が中心となり、区単独では設置・管理・運営を行うことは難しいため、区（清掃部）は、設置・管理・運営を協定先や応援自治体職員と協力して行うことを前提に、事前の調整を行い、発災後すみやかに一次仮置場を設置するために、関係業界団体（建設業協会など）と災害時の協力協定を締結しておく。

また、区（清掃部・土木部）は、土砂や液状化により噴出した土砂の処理については、事前の協議を行うとともに、噴出土砂が汚染されていた場合の処理方法について検討する。

1) 管理運営方法の検討

表 管理運営方法の検討項目と検討内容

検討項目		検討内容
1	協定先や応援自治体職員との協力内容	建設関係、現場管理関係、廃棄物処理関係の各業務について、業務内容を検討しておき、協力内容案を作成するなど事前の準備を行う。
2	役割分担の明確化	① 一次仮置場の運營業務全般の指揮 ② 適切な業務執行の監督 ③ 有価物の売却 ④ 災害がれき処理の進捗管理
3	車両管理方法	東日本大震災における各被災地での車両管理方法を参考に、効率的な手法を検討する。
4	その他	業界団体との協定締結を通じて、発災後の業者選定方法について検討する。 廃棄物処理の再委託については、通常は不可とされているが、大規模災害時は特例措置により可能となる場合があるなど留意が必要である。

2) 環境対策

区(清掃部)は、発災時に迅速に対応できるように、一次仮置場における環境モニタリング方法、衛生管理、火災予防対策、粉じんの飛散防止対策、水質汚濁・地下水・土壌汚染防止対策、石綿(アスベスト)対策の実施方法について、事前に検討する。

なお、環境対策においても、専門業者へ委託等を前提に検討する。

表 環境対策の検討項目と内容

検討項目		検討内容
1	環境モニタリング	モニタリングを行う環境項目 土壌等のサンプリング方法
2	衛生管理	悪臭防止、雨水による発酵抑制 鼠や害虫等の発生予防
3	火災予防対策	圧密・発酵による火災の予防対策方法 仮置場に消火器、防火水槽等の消防設備の整備 カセットボンベや灯油タンク等の危険物対策 消防車両の活動スペースや動線の確保
4	粉じんの飛散防止対策	飛散防止ネットや集塵機の確保 散水方法
5	水質汚濁・地下水・土壌汚染防止対策	汚染防止方法の検討(防水シート・鉄板の施設など) 有害物質の降雨対策(テント内保管など)
6	石綿(アスベスト)対策	一次仮置場への受入れ禁止措置 やむを得ず受け入れる場合の対処方法など

3) 分別基準(特別区共通)

【一次仮置場に十分な面積を確保できる場合】

- ①可燃系混合物 ②木質系混合物 ③不燃系混合物 ④金属系混合物
⑤コンクリート系混合物(コンクリートがら、アスファルトがらは別)
⑥廃家電、⑦危険物、有害物(種類ごと分別)

⑧上記①～⑦に分別困難な混合物（腐敗性廃棄物、処理困難物）

【一次仮置場に十分な面積を確保できない場合】

- ①現場や地区仮置場から搬出する時点で分別し、一次仮置場Aは可燃性混合物と木質系混合物、一次仮置場Bは不燃性混合物と金属系混合物の様に、一次仮置場ごと廃棄物の種類を変える方法も検討する。
- ②現場や地区仮置場で分別し、コンクリート系混合物や金属系混合物を現場に残し腐敗性廃棄物、危険物・有害物、可燃性混合物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。

【一次仮置場がほとんど確保できない場合】

- ①現場で分別し、直接二次仮置場へ搬入する。

4) 一次仮置場への災害がれきの積み方やレイアウト例

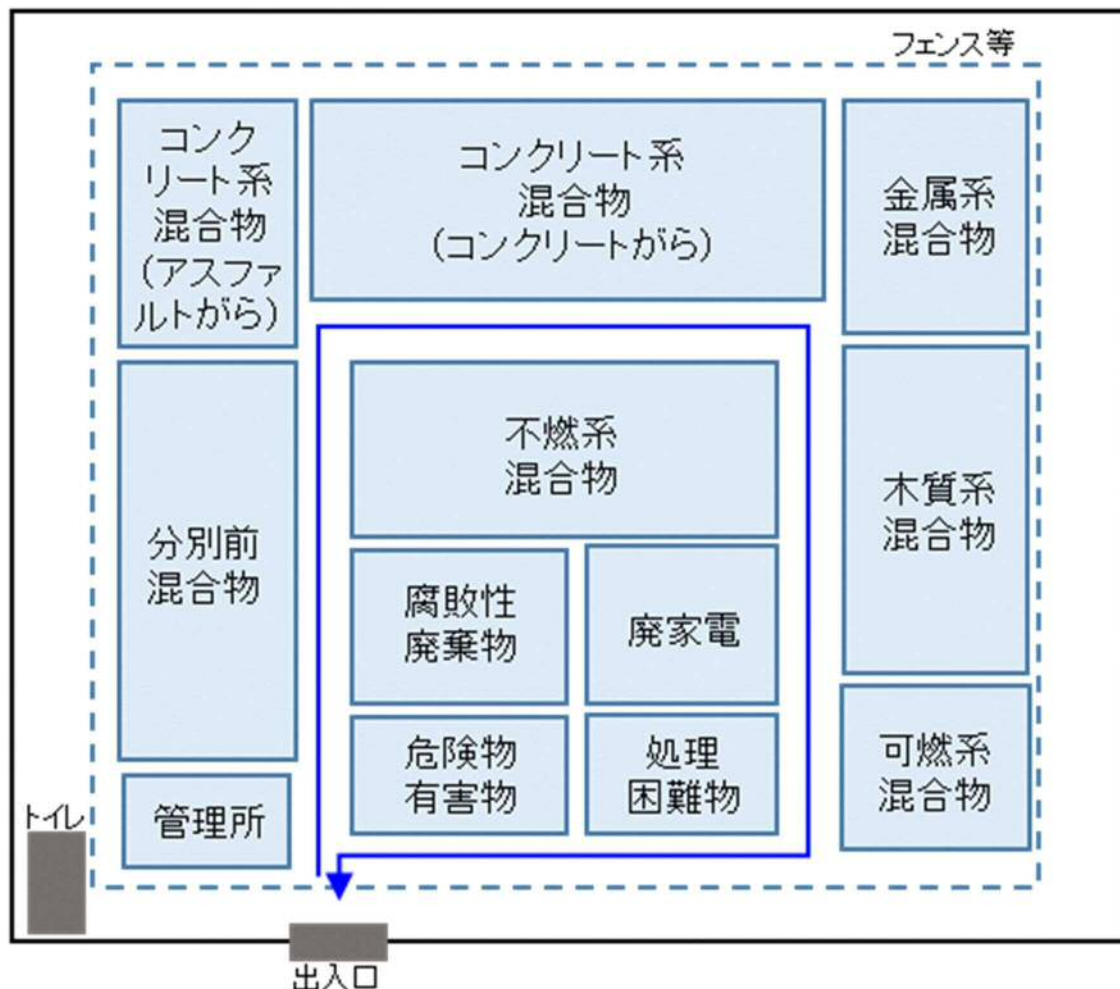


図 一次仮置場レイアウト例

【資料編：資料5. 仮置場等のレイアウト（例） 2. 一次仮置場のレイアウト（例）】

5) 災害廃棄物の回収方法の検討

受け入れる災害廃棄物の発生量推計値を踏まえ、優先度や二次仮置場の設置状況を考慮した回収頻度や回収方法を検討する。

8 二次仮置場の確保

一次仮置場に集積され粗分別を行った災害廃棄物の中間処理（破碎・選別等）前の適正保管を行う「二次仮置場」が必要となる。

二次仮置場の確保及びその管理・運営は、特別区が連携して行うため、特別区は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインにおいて、二次仮置場の確保や設置・運営の基本的な考え方、実施手順等の検討や、関係業界団体（建設業者団体、廃棄物処理業者団体等）との災害時協力協定の締結に努めている。

区（清掃部）は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインに基づき、二次仮置場の確保や設置・運営の基本的な考え方、実施手順等を本計画へ反映する。

なお、二次仮置場は、特別区内に複数箇所設置する。必要に応じて、仮設処理施設を併設する。

9 資源化物一時保管場所

災害廃棄物処理にあたっては、埋立処分量削減のため、可能な限り再資源化することが求められる。処理された資源化物は、引取業者に引渡すまでの間は、民間処理業者の施設内で保管するが、不足する場合は、「資源化物一時保管場所」を確保する必要がある。

資源化物一時保管場所の確保及びその管理・運営は、特別区が連携して行うため、特別区は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインにおいて、再資源化一時保管場所の確保や再資源化の実施手順等を検討している。

区（清掃部）は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインに基づき、再資源化の手順等を本計画へ反映する。また、民間処理施設で処理された資源化物を、できるだけ速やかに資源化物の引取り先業者に引渡せるように業者の確保に努める。

なお、資源化物一時保管場所は、原則として二次仮置場に併設する。

10 最終処分

二次仮置場等に集積された災害廃棄物は、清掃一組の不燃・粗大処理施設や焼却施設、民間処理施設または仮設処理施設において、粉碎、選別、焼却等の中間処理が実施される。中間処理において発生した、再資源化できない災害廃棄物（残渣等）は、埋立処分を行う。

最終処分の実施は、都と特別区が連携して行うため、特別区は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインにおいて、最終処分の実施手順等を示しており、都の新海面・中央防波堤外側埋立処分場や一般廃棄物の受入れが可能な産業廃棄物処分場の活用を検討している。

区（清掃部）は、特別区災害廃棄物処理ガイドラインに基づき、最終処分の実施手順等を本計画へ反映する。

11 仮置場等の原状復帰

災害廃棄物の仮置場等を閉鎖する場合は、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認する必要がある。区（清掃部）は、仮置場等における土壌調査等環境測定の実施手順等について検討する。また、地区仮置場や応急仮置場の閉鎖に伴う区民への周知方法や、地区仮置場や応急仮置場の閉鎖後に排出された災害廃棄物の処理方法等について検討する。

12 道路啓開に伴う災害がれき処理

区（土木部）は、災害発生直後に実施する道路啓開作業に伴う災害がれき処理について、①処理までの流れと役割分担、②重機・運搬車両等の確保、③関係機関との連携に関する事前調整についてあらかじめ検討する。

（1）処理までの流れ

区（土木部）は、道路啓開に伴う災害がれき処理対策の検討のため、発災直後から最終処分までの流れを時間軸で整理し発災時の役割分担を検討する。

表 道路啓開に伴う災害がれき処理の流れ

時間軸		流れ	役割分担
初動期 (1か月まで)	発災直後 ～3日	発災	土木部
		↓	
		道路被害情報の把握	
	～1週間	↓	土木部・清掃部
		協定団体との連絡調整、重機等の確保	
応急期	～3か月	↓	土木部・清掃部
		道路啓開作業の実施	
		↓	
復旧・復興期	～1年	応急仮置場の設置	土木部・清掃部
		↓	
	～3年	一次仮置場へ運搬開始	清掃部・土木部
		↓	
		一次仮置場での処理	
		↓	特別区・都
		二次仮置場等へ搬出	
		↓	
		二次仮置場での処理	特別区・都
		↓	
		最終処分	特別区・都

（２）重機・搬入車両等の確保と事前調整

道路啓開作業に伴う災害がれき処理にあたって必要な重機・搬入車両等の確保について、区（土木部）は、応急仮置場から一次仮置場への運搬も想定し、協定団体との事前調整に努める。その際、必要に応じて協定の締結や見直しを行う。

（３）関係機関との連携に関する事前調整

区（土木部）は、発災後に関係機関との速やかな連携を図るため、各道路管理者が実施する道路啓開体制（実施体制、重機・運搬車両等の確保）について理解を深め、担当部署及び協力機関の緊急連絡先を確認しておく。また、応急仮置場候補地の検討にあたって事前調整を行う。

さらに、道路の占用許可を受けている工作物の所有者（電力会社、電話会社等）の連絡先の把握に努める。

13 公費解体に関する災害がれき処理

区は、倒壊の危険性の高い被災住宅の除去及び半壊以上の損壊家屋の解体撤去を希望する区民からの要望に基づき実施する公費解体について、発災後すみやかに実施するために、①処理までの流れと役割分担（区民からの申請・相談窓口、解体業者等の確保、解体の事務等）、②重機・運搬車両等の確保、③関係機関との連携に関する事前調整についてあらかじめ検討する。

（１）基本的な考え方

東日本大震災の際には、平成23年3月25日付で被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知として、損壊家屋に対する解体・撤去の方針が示されている。

- ① 倒壊して災害がれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、または連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。
- ② 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。
- ③ 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時または別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。

【作業・処理フロー】

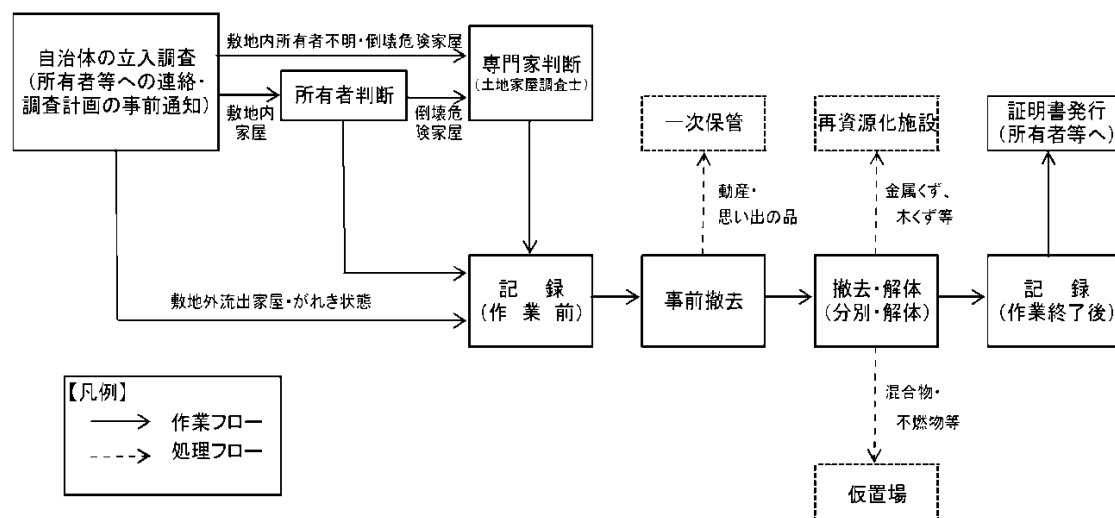


図 公費解体作業フロー及び災害がれき処理フロー

出典 環境省災害廃棄物対策指針技術資料

14 し尿処理方法の検討

発災によって断水が発生した場合でも、下水道が使用できかつ排水用の生活用水を確保できる場合は、水洗トイレを利用することができる。しかし、下水道が被害を受けた場合や生活用水を確保できない場合は、衛生上の観点からも直ちに水洗トイレの使用を控え、（便槽型）仮設トイレや災害用トイレ（簡易トイレ）を使用する必要がある。

そのため、区（清掃部）は、仮設トイレや災害用トイレのし尿処理を適切に実施するため、被害想定に基づく「し尿処理実行計画」（①全体発生量の推計、②必要となる資機材の量等）を作成する。

なお、区は、災害時に避難場所となる公園や避難所となる学校を中心に災害用マンホールトイレの整備を進めていることから、災害時に活用することができる。

（１）全体発生量の推計

東京湾北部地震（冬の18時・風速8m/s）を想定した東京都の被害想定結果の避難者数に基づき試算すると、約32万L／日のし尿が発生すると推計される。

（２）災害用トイレの分別排出

避難所や各家庭で使用されることが想定される災害用トイレは、燃えるごみと同様に焼却処理することができるが、燃えるごみとは運搬方法が異なるため、分別収集する必要がある。また、長期間放置すると固形化し焼却処理が難しくなるため早期に収集・運搬する必要がある。そのため、区は、災害用トイレの分別排出方法について、平常時より区民に広く周知する。

【検討事項】

- ・区民が排出する際の留意点
- ・回収場所
- ・回収頻度
- ・区民への周知の方法
- ・運搬車両の確保
- ・運搬方法

15 ごみの処理方法の検討

災害時には、被災した区民の排出する生活ごみや、避難所で排出される避難所ごみを災害廃棄物として処理する必要がある。また、処理しなければならないごみの量は、一時的に増加することが想定される（東日本大震災では、平均 23g/日・人の生活ごみ量が増加した実績がある）。

さらに、通常のごみ収集業務は、道路被害、廃棄物処理施設の被害、人員、資機材や燃料等の確保状況に応じて、一定期間業務が停止することが想定される。区（清掃部）は、品川区業務継続計画の発動や関係機関からの支援を通じて、通常業務の復旧に取り組み、区民に対しては、家庭におけるごみ排出の抑制や、ごみの分別排出の呼びかけを行う必要がある。

区（清掃部）は、発災後すみやかに生活ごみの収集体制を確保するため、災害時のごみ発生量、避難所におけるごみの発生量を推計した上で、生活ごみの処理実施体制を検討する。

（１）災害時のごみ発生量（推計）

区の令和 3 年 10 月の人口に基づき計算すると、地震時の生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）は、約 278t/日と推計される。

（２）避難所ごみの発生量（推計）

東京湾北部地震（冬の 18 時・風速 8m/s）を想定した都の被害想定結果の避難者数に基づき計算すると、地震時の生活ごみ（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）発生量のうち、地震時の避難所ごみ発生量は、約 82t/日と推計される。

（３）片づけごみの発生量（推計）

災害時の片づけごみ発生量（粗大ごみ）は、約 7.7 千 t/年と推計される。

【資料編：資料 3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理 3. ごみ発生量】

【検討内容】

- ・被災者の生活ごみを排出する場所
- ・早期に処理しなければならないごみの種類
- ・排出を抑制するごみの種類

- ・ 臨時的な対応の内容及び臨時的対応の継続期間
(臨時の集積所の設置、収集頻度の変更、収集時間の変更等)
- ・ 粗大ごみ収集の一時的な変更 (災害がれきを地区仮置場に自ら搬入するなど)
- ・ 避難所でのごみの排出方法と集積場所
- ・ 動物死体の取扱要領

16 区民への事前周知

発災時の災害廃棄物処理を速やかに実施するためには、家庭におけるごみ排出の抑制や、ごみの分別排出の協力が不可欠である。また、仮置場等の設置や運営には周辺住民の理解が欠かせない。

区は、平常時より、区民向け概要版（仮）等を作成し、防災に関する情報や災害廃棄物に関する情報を提供し、区民意識の啓発を図る。また、災害時であっても分別排出の徹底が必要であることや不法投棄や野焼きは違法行為であることなど、発災後にすみやかな広報ができるよう、区民に対して周知すべき内容をあらかじめ検討する。

【区民への周知に関すること】

- ・ 災害時の罹災世帯の排出する生活ごみ等の排出方法
- ・ 避難所で排出される生活ごみ等の排出方法
- ・ 災害時の一般世帯（罹災世帯以外）における生活ごみ等の排出方法
- ・ 災害時のし尿処理方法
- ・ 損壊家屋から排出される家財道具等の片付けごみの排出方法
- ・ 地区仮置場の設置個所、分別ルール
- ・ 罹災証明申請方法
- ・ 公費解体に関する手続方法
- ・ 不法投棄や野焼きなど違法行為に関すること

第2節 初動期（発災後約1か月まで）

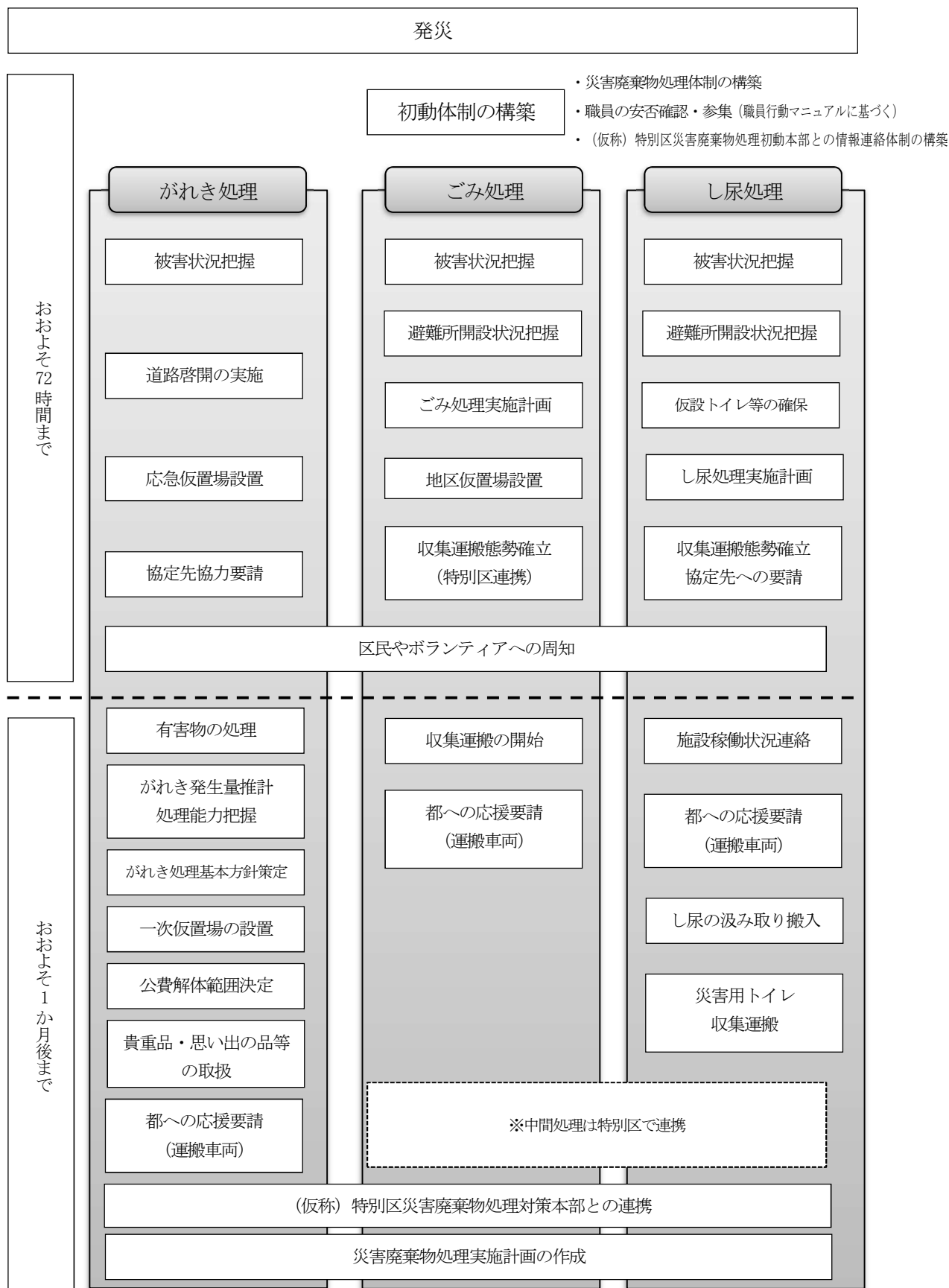


図 初動期（発災後約1か月まで）における対応

1 初動体制の構築

（1）災害廃棄物処理体制の構築

区は、自然災害の発生または発生するおそれがある場合に、「災害対策本部」を設置する。また、災害廃棄物は、清掃部を中心に主に土木部と連携して処理を実施する（第2章 第1節「1 組織体制の検討」参照）。

（2）職員の安否確認・参集

区は、職員の安否確認および参集可能時間の把握を行い、自分の職場へ非常参集する。参集後、災害対策本部に報告する。

（3）（仮称）特別区災害廃棄物処理初動本部との情報連絡体制の構築

区（清掃部）は、特別区内の1箇所以上で震度6強以上が観測された場合、または（仮称）特別区災害廃棄物処理初動本部長が招集した場合に、あらかじめ指定した非常参集職員を（仮称）特別区災害廃棄物処理初動本部（以下、「特別区初動本部」とする）へ派遣し、特別区初動本部との情報連絡体制を構築する。

（4）関係主体との連携

区（清掃部）は、都、協定締結先等と連絡調整のうえ、災害廃棄物の共同処理を実施する。また、自衛隊、警察、消防には災害対策本部を通じて協力要請を行う。なお、広域処理を行なう場合は、原則、都を窓口として、他府県に応援を要請するほか、環境省が事務局となって運営するD.Waste-Netを活用し、廃棄物処理を円滑・迅速に行う。

2 災害がれき処理

（1）被害状況の把握（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部・指令情報部・土木部
----	---------------

被害情報は、指令情報部及び土木部を通じて、清掃部で取りまとめ、必要に応じて関係機関へ情報提供する。

なお、被害情報は、仮置場の設置や災害廃棄物処理実行計画の策定等に影響する重要な事項である。被害情報等を基に適切に更新し、段階に応じて精度を高めて管理する。

① 区内の被害状況

清掃部および土木部は、災害対策本部等を通じて、家屋等の倒壊及び焼失状況、道路の被害、障害物等の状況、公園の被害状況の状況を把握する。

② 処理施設等の被害状況

清掃部は、所管課や特別区初動本部等を通じて、区清掃関連施設（清掃事務所等）、清掃一組管理施設の被災状況、民間処理施設、最終処分場、有害物質処理事業者の被災状況、稼働状況を把握する。

清掃部は、所管施設及び品川清掃工場周辺の道路被災状況等を把握する。

③ 協力機関等の被害状況

清掃部は、協定締結機関等を通じて、重機、運搬車両等提供先の被災状況を把握する。

④ 初動対応の状況

清掃部は、災害対策本部や土木部を通じて、救出救助の実施状況、道路啓開作業の進捗状況、応急活動拠点等の利用状況や利用可否状況を把握する。

(2) 協定先協力要請（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部・土木部
----	---------

清掃部および土木部は、協定締結機関との連絡手段を確保し、道路啓開及び災害がれき運搬等に関する協力要請を行う。協力機関から提供を受ける重機、運搬車両等の活動車両に使用する燃料は、区が確保する。

災害時に災害対策基本法等に基づく交通規制が実施された場合は、一般車両の通行が禁止されるため、道路啓開や災害廃棄物処理の実施に必要な車両については、警視庁で緊急通行車両の届出を行う。

(3) 道路啓開実施（発災直後～1週間程度）

担当	土木部
----	-----

土木部は、発災後、区内の道路被害状況を把握し、区地域防災計画に基づき、道路啓開作業（障害物の除去）を実施する。実施にあたっては、協定団体と連絡調整を行い、必要な重機等を確保する。道路啓開に伴う災害がれきは、仮置場等へ運搬し適切に保管する。

なお、道路上の許可工作物は、すみやかに事業者等へ連絡のうえ処理方法について協議を行う。

(4) 応急仮置場設置（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部
----	-----

① 応急仮置場の設置管理

救助活動、道路啓開等により発生する災害がれきを適切に保管するため、清掃部は、一時的な仮置場として、応急仮置場を設置した場合には、災害対策本部を通じて、自衛隊、警察、消防等の救助活動機関へ設置場所を報告する。

大企業等の建物等から発生する災害がれきについては、国庫補助対象外となるため、その取扱いについては関係部署と協議の上、取扱方針を定める。

② 一次仮置場等への運搬

応急仮置場に一時的に仮置きした災害がれき（道路啓開および救助活動による災害がれき）は、一次仮置場等を設置した場合は、すみやかに一次仮置場等へ運搬するなどして、適切に管理する。

（5）有害物質の処理（発災3日目以降～）

担当	清掃部・土木部・指令情報部・建築住宅部・品川区保健所
----	----------------------------

有害物質取扱施設や危険物取扱施設が被災し、有害物質等の漏えいがある場合は、事業者が応急措置を行いその後適切な処理が行われる。ただし、二次災害の発生のおそれが切迫している場合には、東京消防庁等の機関による中和処理等の応急措置が実施される。事業者が自ら処理を行えない場合等で区が処理作業を担う必要がある場合は、応急措置が完了し安全が確保されてから、作業を実施する。

1）被災した有害物質取扱い施設における有害物質の処理責任

有害物質の取扱い事業者は、都の環境確保条例または毒物及び劇物取締法等の関係法令により、緊急時の応急措置が義務付けられているため、基本的には事業者の責任において適切に処理を行う。

止むを得ない事情により事業者が自ら処理をすることができない場合には、事業者（被災等により事業者の意志が確認できない場合は、遺族や破産管財人等）の意志を確認したうえで区が有害物質の処理を行う。

- ① 区が有害物質の処理を行う場合は、清掃部は、品川区保健所や所轄する消防署とも連携を図り、その事業者が平常時処理をしているルートを使用し処理を行うことを原則とする。
- ② 事業者が平常時処理をしているルートが使用できない場合は、清掃部は、東京都産業廃棄物協会に廃油、廃酸、廃アルカリ等の産業廃棄物処分業者を照会し、有害物質の処理ができる業者を選定する。処分業者が産業廃棄物の収集運搬業の許可を有していない場合は、適正な廃棄物処理を確保するために処分業者が通常使用している産業廃棄物の収集運搬業者を使用することが望ましい。

2）災害がれき処理における有害物質に対する留意事項

- ① 倒壊建物の災害がれき処理や倒壊の危険性のある建物の解体に際しては、土木部は、当該建物の建築年及び建物内の有害物質や危険物の有無について、所有者より聞き取る。所有者から情報を得られない場合は、近隣住民や建築住宅部、管轄する消防署より、情報収集をする。
- ② 当該建物内に有害物質や危険物の存在が確認された場合は、請負業者に対して、詳細な有害物質または危険物の状況を情報提供し、二次災害防止対策を的確に行う。

- ③ 倒壊建物の災害がれき処理や倒壊の危険性のある建物の解体において、当該建物内に石綿やP C B等の有害物質や医薬品等がある場合は、土木部は、清掃部と連携を図り適切な処理を行う。

3) 有害物質取扱い施設の災害がれき処理における留意事項

- ① 有害物質取扱い施設の災害がれき処理や倒壊の危険性のある施設の解体に際しては、土木部は、取扱い物質の種類、貯蔵量、状態等の状況について所有者より聞き取る。所有者から情報を得られない場合は、近隣住民や清掃部、管轄する消防署より、情報収集し災害がれき処理作業における安全確保を図る。
- ② 清掃部は、災害がれき処理作業中における有害物質の漏洩等、緊急事態に備え、警察、消防、自衛隊との緊急連絡の手段を保健所と事前に確認しておく。
- ③ 土木部及び清掃部は、都環境局に報告し有害物質対策について技術的な指導助言を受けて災害がれき処理を進める。
- ④ 都内の廃棄物処分業者で処理ができない場合は、都環境局に都外の適切な有害物質の処分業者の情報提供を求める。
- ⑤ 土木部は、災害がれき処理業者に対しては、詳細な有害物質の状況を明示するとともに、都環境局の指導助言の内容、有害物質処分業者との連携等、情報提供と二次災害防止対策を的確に行う。

4) 近隣住民の安全確保・広報

- ① 近隣住民の安全確保は、都環境局の指導及び警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て行う必要がある。
- ② 近隣住民への広報は、不要な混乱を招かぬよう、指令情報部と連携を図り、適切な時期に行う。

(6) 災害がれき発生量推計、処理能力把握（発災3日目以降～3週間程度）

担当	清掃部・土木部／特別区（初動）対策本部／都環境局
----	--------------------------

① 災害がれき発生量の推計

清掃部・土木部は、実際の被害棟数に基づき、災害がれき発生量を推計する。災害がれき発生量の推計は、基本方針や処理計画の策定にあたって重要であることから、できるだけ早期に正確に行う。なお、被害棟数等の把握にあたっては、建物被害調査や被災建物応急危険度判定及び罹災証明発行を行う、建築住宅部と連携を図る。

災害発生直後において全壊・半壊・焼失ごとの被害棟数を調査し、把握することは困難であることが予測されることから、全壊・半壊・焼失とみられる概ねの全体棟数から推計する。時間経過とともに建物被害概況調査の結果や被災建物応急危険度判定によって、全壊・半壊・焼失の内訳が明らかになった場合は、それぞれの被害棟数から災害がれきを推計する。

発災後概ね2週間程度を目途に発生量の推計が出せるように努める。災害がれき発生量の推計結果は、特別区（初動）対策本部及び都へ報告する。

② 災害がれき処理能力の把握

災害がれきの処理は、清掃一組処理施設及び民間処理施設において、特別区が連携して処理を実施する。清掃一組処理施設の処理能力については、特別区（初動）対策本部が、民間処理施設については都環境局がそれぞれとりまとめ、情報の共有化を図る。

（7）災害がれき処理基本方針策定（発災3日目以降～2週間程度）

担当	土木部
----	-----

土木部は、災害がれき処理基本方針を策定する。災害がれき処理基本方針に定める事項は以下のとおりとする。災害がれき処理方針を作成し次第、都環境局及び特別区（初動）対策本部に提出する。

- ① 処理方針策定の目的
- ② 区内の被害状況
- ③ 予想される処理対象災害がれき量（総発生量、種類別災害がれき量）
- ④ 災害がれき処理の考え方（優先順位、応急仮置場・一次仮置場の開設、処理期間）
- ⑤ 自区内処理・広域処理の方針
- ⑥ 回収方法・運搬手段
- ⑦ 再資源化
- ⑧ 分別方法
- ⑨ 処理業者の選定
- ⑩ 排出先
- ⑪ 健康及び環境配慮
- ⑫ 経費の節減
- ⑬ 災害がれき処理実行計画の策定
- ⑭ 特別区災害廃棄物処理対策本部との連携

（8）一次仮置場の設置（発災3日目以降～3年以内）

担当	清掃部
----	-----

1）一次仮置場の設置

区は、応急仮置場で収集した災害がれき（保管義務のあるものを含む）、地区仮置場で収集した片付けごみのうち焼却処理が困難なごみや災害がれき、被災住宅から発生した災害がれきや公費解体等によって発生した災害がれきを集積、一次保管し、適正処理のための粗分別を行う一次仮置場について、発災後すみやかに開設する。

一次仮置場は、区内の大規模な公園を中心に、設置する。なお、都有地及び国有地を候補地とする場合は、都（環境局）へ要請する。

一次仮置場は、東日本大震災の事例等から 10,000～100,000 m²程度の広さを目安とし、地区（品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区、八潮地区）ごとに1箇所以上の確保に努める。なお、100,000 m²以上の公園は、特別区により二次仮置場に指定される可能性があるため、要調整である。

一次仮置場に仮置きされた災害がれき等は、一定期間後にさらなる分別等の処理を実施する二次仮置場へ搬出する必要があるため、接道条件や敷地内進入路について、清掃車等による搬出入が可能であることを確認する。また、住宅地や医療施設、避難所などとの近接状況を踏まえ、運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響に配慮して設置する。

設置場所は、あらかじめ検討した候補地より選定するが、被害状況に応じて、関係機関と調整の上、設置場所を決定する。

2) 一次仮置場の管理運営

一次仮置場の管理・運営は、専門的な業務が中心となり、区単独では設置・管理・運営を行うことは難しいため、区（清掃部）は、設置・管理・運営を協定先や応援と自治体職員と協力して行うことを前提とする。区の役割は、①一次仮置場の運営業務全般の指揮、②適切な業務執行の監督、③有価物の売却、④災害がれき処理の進捗管理とする。車両管理については、東日本大震災における各被災地での車両管理方法を参考に、効率的な運用を行う。

また区は、一次仮置場における環境モニタリング、衛生管理、火災予防対策、粉じんの飛散防止対策、水質汚濁・地下水・土壤汚染防止対策、石綿（アスベスト）対策を実施する。

さらに、災害廃棄物の処理に係る事業者と協力し、区民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努める。

3) 分別基準（特別区共通）

一次仮置場での災害廃棄物の受入れは以下のとおりとする。なお、受付に管理人を配置する。管理人が搬入物のチェックを実施し、誘導・監視のもとに搬入する。

【一次仮置場に十分な面積を確保できる場合】

- ①可燃系混合物 ②木質系混合物 ③不燃系混合物 ④金属系混合物
- ⑤コンクリート系混合物（コンクリートがら、アスファルトがらは別）
- ⑥廃家電、⑦危険物、有害物（種類ごと分別）
- ⑧上記①～⑦に分別困難な混合物（腐敗性廃棄物、処理困難物）

【一次仮置場に十分な面積を確保できない場合】

- ①現場や地区仮置場から搬出する時点で分別し、一次仮置場Aは可燃性混合物と木質系混合物、一次仮置場Bは不燃性混合物と金属系混合物の様に、一次仮置場ごと廃棄物の種類を変える方法も検討する。
- ②現場や地区仮置場で分別し、コンクリート系混合物や金属系混合物を現場に残し腐敗性廃棄物、危険物・有害物、可燃性混合物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。

【一次仮置場がほとんど確保できない場合】

- ①現場で分別し、直接二次仮置場へ搬入する。

4) 留意事項

- ・ 畳は発酵し発火する危険があるため、速やかに破碎し焼却処理を行う必要がある。
- ・ 木質性混合物や可燃性混合物は火災防止の観点から高さ5m以上に積み上げない。
- ・ 火災発生時の延焼防止のため、災害がれきの堆積物同士の距離を2m以上設ける。
- ・ ガス抜きのための多孔管を設置する。
- ・ 自動車、バイク等から発生する鉛蓄電池は火災発生の原因となるため、災害がれきの山から取り除き、重機で踏み潰さないように注意を払う。
- ・ 一次仮置場からの処理の優先順位は、①廃畳等の腐敗性廃棄物、危険物・有害物 ②木質性混合物、可燃性混合物 ③コンクリート系混合物や金属系混合物の順とする。
- ・ 平常時において専門業者が処理をしている家電製品（テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ含む）、冷蔵庫（冷凍庫・保冷庫・冷温庫含む）、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）、パソコン、自動車、危険物、有害廃棄物、消火器、プロパンガスボンベ等については、一次仮置場から専門の処理ルートにより処理し、二次仮置場へは搬入しない。
- ・ 土砂専用の仮置場の設置や土壌調査については、事前に土木部と協議を行っておく。

（9）公費解体範囲決定（発災3日目以降～3週間程度）

区は、発災の状況に応じて示される国の方針に基づき、倒壊の危険性の高い被災住宅等の公費解体の範囲について決定する。

（10）貴重品・思い出の品等の取扱い（発災3日目以降～3週間程度）

担当	清掃部
----	-----

建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合に、所有者や相続人等の立会いが得られない場合も想定されるため、思い出の品や貴重品を取扱う必要がある。

思い出の品（アルバム、写真、位牌、賞状、手帳等）や貴重品（金庫、財布、通帳、印鑑、キャッシュカード、貴金属等）について取扱う範囲を定め、適切に収集・保管・管理を行う。本人確認や相続人であることを確認した上で返却を行うなど、取扱いに留意する。

(11) 都への応援要請（運搬車両）（発災3日目以降～1週間程度）

担当	清掃部
----	-----

区が締結している協定先等だけでは災害がれきの運搬車両および一次仮置場等で使用する重機を確保できない場合は、都へ支援を要請する。なお、要請の必要がない場合もその旨を特別区（初動）対策本部を通じて都へ連絡する。

要請にあたっては、災害がれき処理作業全般で必要となる運搬車両等の種類及び台数と支援を必要とする期間について、数量の算定根拠並びに区において確保済みの車両等の種類及び台数、期間を明らかにしたうえで要請する。

3 ごみ処理

(1) 被害状況の把握（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部
----	-----

① 区内の被害状況

清掃部は、災害対策本部及び土木部等を通じて、道路の被害、障害物等の状況を把握する。

② 処理施設等の被害状況

清掃部は、所管課や特別区初動本部等を通じて、区清掃関連施設（清掃事務所等）、清掃一組管理施設の稼働状況を把握する。

清掃部は、所管施設及び品川清掃工場周辺の道路被災状況等を把握し、特別区初動本部等と情報を共有する。

③ 運搬車両の被害状況

清掃部は、区直営の運搬車両や独自に契約している車両、雇上業者車両の被害状況を把握し、活用可能な運搬車両の台数を把握する。

④ 初動対応の状況

清掃部は、災害対策本部や土木部を通じて、道路啓開作業の進捗状況を把握する。

(2) 避難所開設状況把握（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部
----	-----

清掃部は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、避難所におけるライフラインの被害状況、地区仮置場の設置場所、緊急医療救護所及び医療救護所の設置状況を把握する。なお、医療救護所から排出される医療廃棄物、また避難者から排出される注射針等の医療廃棄物がある場合は、庁内で調整・協議の上処理方法を決定する。

(3) ごみ処理実行計画（発災2日目以降～1週間程度）

担当	清掃部
----	-----

① 作業計画の作成

清掃部は、災害時のごみ発生量の推計結果と、避難所や地区仮置場等での収集運搬を考慮した上で必要な車両や人員等を算定し、平常時の作業計画作成の同様の方法で、災害時のごみ処理作業計画を作成する。

② 留意事項

- ・収集するごみの優先順位や頻度・方法が決まっていない場合は、決定する。
- ・臨時的な対応の内容及び臨時的対応の継続期間（収集頻度の変更、収集時間の変更等）が決まっていない場合は検討する。
- ・道路状況等により収集車両が入れない場合の対応を検討する。
- ・避難所でのごみの排出方法と集積場所が決まっていない場合は検討する。
- ・動物死体の取扱方法を定める。
- ・作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平常時よりも長時間かかることも想定して夜間作業等も含め計画を作成する。
- ・日々の収集状況を踏まえて作業計画は柔軟に見直しを行う。原則、日々更新する。

（4）地区仮置場設置（発災3日～1か月後程度）

担当	清掃部
----	-----

① 地区仮置場の設置

清掃部は、地区仮置場は、確保のしやすさを考慮して、～10,000 m²程度の広さを目安とする。また、被災者が自ら排出することを踏まえ、地区（品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区、八潮地区）ごとに複数箇所の確保に努める。

設置から一定期間後に集積した災害廃棄物を一次仮置場へ搬出する必要があるため、清掃車等による搬出入可能な導線確保のほか、運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響に配慮し設置する。

設置場所は、あらかじめ検討した地区仮置場候補地より選定するが、被害状況に応じて、関係機関と調整の上、設置場所を決定する。

区は、家財道具などの片付けごみ等を一時的に集積する地区仮置場を、被害の大きい地域の区立公園等を中心に設置する。

② 地区仮置場の管理運営

区が設置した地区仮置場は、原則として区が管理を行うが、必要に応じて民間委託も検討する。

地区仮置場で受け入れる災害廃棄物は、区内で発生した災害廃棄物のうち、損壊家屋から排出される家財道具などの片付けごみとし、被災者が自ら運搬することを基本とする。

また、片づけごみの中でも、腐敗性の廃棄物など衛生面から優先して処理することが必要なものを優先的に受け付ける。

具体的な分別種類としては、腐敗性、可燃性、不燃性、危険物の4区分を基本として検討する。なお、廃家電などのスペースも検討する。

そのため、区民に対しては、家庭におけるごみ排出の抑制や、ごみの分別排出の呼びかけを行う。地区仮置場の設置及び管理運営は、第2章 第1節「5 地区仮置場の確保」に準ずる。

なお、地区仮置場で粗大ごみを受け入れる際の手数料については、状況に応じて定める。

(5) 収集運搬態勢確立（特別区連携）（発災半日後～1か月後程度）

担当	清掃部
----	-----

直営車両及び雇上車両を確保しても、なお必要な清掃車両の確保ができない場合は、区は、清掃協議会に対して協定締結先の車両の応援要請を行う。清掃協議会より、応援の可否、車種別台数、作業員数、応援期間について連絡を受けた場合は、応援を受け入れる。

なお、応援車両に使用する燃料は、区が確保する。また、災害時に災害対策基本法等に基づく交通規制が実施された場合は、一般車両の通行が禁止されるため、警視庁で緊急通行車両の届出を行う。

(6) 収集運搬の開始（発災3日目以降～1か月程度）

担当	清掃部
----	-----

① 清掃工場への搬入調整

区（清掃部）は、災害時に避難所等から発生する生活ごみ等を収集し、清掃一組施設へ搬入する場合、清掃一組担当課に、毎日指定時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡する。

区（清掃部）は、清掃一組担当課に指定された搬入先工場に、指定された搬入量を搬入する。民間の焼却施設を指定される場合もある。

② 収集運搬の開始

家庭ごみについては、災害時のごみ処理実行計画及び清掃工場への搬入調整に基づき、収集運搬を行う。

事業系ごみについては、基本的には排出事業者の責任において、一般廃棄物収集運搬業者に委託し清掃工場へ搬入するが、状況により区においても収集運搬を行う等柔軟な対応を検討する。

また、腐敗した事業系の食品廃棄物が大量に排出された場合など、公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、真に排出事業者のみで速やかな処理が困難な場合には、区による収集も併せて行う。

(7) 都への応援要請（運搬車両）（発災後3日目以降～1か月程度）

担当	清掃部
----	-----

区は、直営車両、雇上車両及び清掃一組の協定締結先からの支援車両だけでは、必要とするごみの運搬車両を確保できない場合は、都へ広域支援の要請を行う。支援を必要とする運搬車両の種類と台数及び支援を必要とする期間を、特別区初動本部または対策本部を通じて、都に連絡する。要請が必要ない場合もその旨を初動本部または対策本部を通じ都へ連絡する。

4 し尿処理

（1）被害状況の収集及び共有（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部
----	-----

① 区内の被害状況

清掃部は、災害対策本部及び土木部等を通じて、道路の被害、障害物等の状況、整備しているマンホールトイレの被害状況を把握する。

② 処理施設等の被害状況

清掃部は、所管課や特別区初動本部等を通じて、区清掃関連施設（清掃事務所等）、下水道処理施設、清掃一組管理施設、民間処理施設の被害状況、稼働状況を把握する。

清掃部は、所管施設及び清掃工場周辺の道路被災状況等を把握し、特別区初動本部等と情報を共有する。

区は、都下水道事務所、水再生センターとの連絡体制を確保し、下水道の被災状況について、相互に情報共有する。

③ 協力機関等の被害状況

清掃部は、協定締結機関等を通じて、運搬車両等提供先の被災状況を把握する。

④ 初動対応の状況

清掃部は、災害対策本部や土木部を通じて、道路啓開作業の進捗状況を把握する。

（2）避難所開設状況把握（発災直後～1週間程度）

担当	清掃部
----	-----

清掃部は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、避難所におけるライフラインの被害状況、仮設トイレの設置状況を把握する。

（3）仮設トイレ等の確保（発災直後～1か月程度）

担当	災害対策本部
----	--------

発災によって断水が発生した場合でも、下水道が使用できかつ排水用の生活用水（プール、災害用井戸、貯水槽等）を確保できるときは、水洗トイレを利用することができる。しかし、

下水道が被害を受けた場合や生活用水を確保できない場合は、衛生上の観点からも直ちに水洗トイレの使用を控え、（便槽型）仮設トイレや災害用トイレ（簡易トイレ）を使用する。

① 便槽型仮設トイレ等の設置

区は、あらかじめ避難所や地域の備蓄倉庫で保管している便槽型仮設トイレ等を必要に応じて設置し、衛生環境を確保する。トイレ用水は、学校等のプール、受水槽、非常災害用井戸等を活用する。

設置した場合は、災害対策本部へ設置箇所及び設置数を報告する。

② マンホールトイレの活用

区は、下水道が活用できる場合は、必要に応じて、避難所及び公園等に設置しているマンホールトイレを設置する。設置にあたっては、都下水道局へ利用開始の連絡を行う。但し、緊急時に連絡することができない場合は、事後にすみやかに連絡を行う。

マンホールトイレの設置・撤去に伴うマンホール蓋の開閉作業は、避難所内及びその周辺のマンホールトイレについては、避難者・学校参集職員・学校職員で構成される避難所運営会議にて設置を行う。公園等については、災害対策本部の要請に基づき、各部及び自主防災組織が連携して設置する。また、マンホール蓋の開閉時及び仮設マンホールトイレ使用時の安全確保に努める。トイレ用水は、学校等のプール、受水槽、非常災害用井戸等を活用する。

仮設マンホールトイレの使用にあたり管路の閉塞等により不具合が生じた場合には、直ちに使用を中止し、都下水道局へ連絡する。

③ 簡易トイレの使用

区は、あらかじめ避難所や地域の備蓄倉庫で保管している簡易トイレを必要に応じて活用し、衛生環境を確保する。

また、各家庭や事業所において、下水道の機能に支障が発生している場合には、事業者・区民があらかじめ備蓄している簡易トイレ等を使用する。

④ 簡易トイレの排出時の留意点

区は、以下に示す、簡易トイレの排出時の留意事項について、発災後すみやかに周知する。

区民は、留意事項に基づき、衛生環境の確保及び適正な排出を行う。

- ・簡易トイレの便袋（以下、「便袋等」とする）を排出する際には、衛生上の観点からビニール袋を二重にし、口を固く縛って排出する。
- ・ビニール袋の破損を防ぐため、袋内の空気をできるだけ除いてから排出する。
- ・燃焼をしやすくするため、ビニール袋内には新聞紙等の可燃物を混入して排出する。

- ・尿については可能な限りポリタンク等の容器で保管し、各事業所の下水道復旧後に各事業所のトイレに排水する。
- ・下水道の障害が長期にわたる場合は、ポリタンク等の容器で保管している尿を区（清掃部）が収集し、指定されたマンホールへ搬入する。収集及び搬入作業にあたる作業員の安全衛生に配慮する。

（４）し尿処理実行計画（発災１日後～３日以内）

担当	清掃部
----	-----

区（清掃部）は、し尿処理実行計画を作成する。項目は以下のとおりとする。

- ① し尿発生量の推計
- ② 必要となる資機材の量の推計
- ③ 確保可能な資機材の量の把握
- ④ 都へ応援要請する資機材の量の確定
- ⑤ 収集計画の決定

（５）収集運搬体制確立、協定先への要請（発災１日後～３日後程度）

担当	清掃部
----	-----

区（清掃部）は、協定締結機関との連絡手段を確保し、し尿収集・運搬等に関する協力要請を行う。協力機関から提供を受ける運搬車両等の活動車両に使用する燃料は、区が確保する。

災害時に災害対策基本法等に基づく交通規制が実施された場合は、一般車両の通行が禁止されるため、警視庁で緊急通行車両の届出を行う。

（６）都への応援要請（運搬車両等）（発災１日後～３日後程度）

担当	清掃部／都（環境局）／都災害対策本部
----	--------------------

区内のし尿処理は、下水道が整備されているため、下水道管へ直接処理（投入）を原則とする。区（清掃部）は、下水道管への直接処理ができない場合かつ区が締結している協定先等からの調達だけでは運搬車両等が確保できない場合のみ、都へ応援要請を行う。

バキューム車及び簡易トイレ回収車両の場合は都（環境局）へ、仮設トイレ及びトイレトーパー等の場合（救援物資の調達）は、区災害対策本部を通じて都災害対策本部へ要請する。なお、要請の必要がない場合も、その旨を都へ報告する。

要請の内容は以下のとおりとする。

- ① バキューム車の支援（1日の必要台数及び支援期間）

- ② 仮設トイレの支援（必要基数及び支援期間）
- ③ 簡易トイレ等回収車両の支援（1日の必要台数及び支援期間）
- ④ トイレトペーパー等消耗品の支援（必要な量）

（7）処理施設稼働状況の把握（発災3日目以降～1か月程度）

担当	清掃部／特別区（初動）対策本部
----	-----------------

① 清掃作業所の稼働状況

区（清掃部）は、必要に応じて、特別区初動本部または対策本部から、品川清掃作業所の稼働状況等（搬入可能日と時間、搬入可能なし尿の量、搬入にあたっての留意事項等）について情報を収集する。

② 民間し尿処理施設の稼働状況

区（清掃部）は、必要に応じて、特別区初動本部または対策本部から、民間のし尿処理施設の稼働状況等（搬入可能日と時間、搬入可能なし尿の量、搬入にあたっての留意事項等）について情報を収集する。

③ 清掃工場の稼働状況

区（清掃部）は、必要に応じて、特別区初動本部または対策本部から、清掃工場の稼働状況等（工場別搬入可能日と時間、工場別搬入可能なし尿の量、搬入にあたっての留意事項等）について情報を収集する。

（8）簡易トイレ等収集運搬（発災3日目以降～1か月程度）

担当	清掃部
----	-----

① 清掃一組施設へ搬入の場合

区（清掃部）は、災害時に避難所等から発生する便袋等の汚物を収集し、清掃一組施設へ搬入する場合、特別区初動本部または対策本部に、毎日指定時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡する。

区（清掃部）は、特別区初動本部または対策本部に指定された搬入先に、指定された搬入量を搬入する。

② 収集運搬にあたっての留意点

運搬に使用する車両は平ボディ車またはダンプ車とし、パッカー車は使用しない。携帯用トイレ等の積み込み、荷降しにあたっては、作業員の安全・衛生面に配慮した方法で行う。収集にあたっては、他のごみと分別し簡易トイレ等のみを収集する。他のごみと区別するため車両のダッシュボード上にごみ種及び区名を表示する。手降しでの作業は、飛散防止のため丁寧に扱うこと。

③ 搬入可能量の目安

通常時におけるごみの水分量は平均40%程度であり、安定的な焼却を行うためにし尿を含めた搬入物の水分量を平均44%程度に収めることが望ましい。このため焼却能力600トンの炉に対し、便袋等の搬入量を40トン程度（焼却能力100トンあたり6.7トン）に抑えることを目安とする。

④事業所から排出される簡易トイレ等の取扱

区は、事業所から排出される便袋等について、避難所等から排出されるものと同様に収集運搬を行うことを検討する。その場合は、廃棄物処理手数料の徴収の有無についても検討する。

（9）し尿の汲み取り搬入（発災3日目以降～1か月程度）

担当	清掃部／都下水道局
----	-----------

①作業計画の策定

作業計画の策定にあたっては、下水道施設での処理を優先し、品川清掃作業所及び民間処理施設の利用については、その方が作業効率が良いと判断された場合のみとする。

②指定マンホールへ搬入する場合

区（清掃部）は、災害時に避難所等から発生するし尿を指定マンホールに搬入する場合、事前に都下水道局（下水道事務所）に、指定マンホールの位置、番号、継続搬入の有無を連絡する。事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡する。すべての搬入処理が終了した後は、日別・月別にし尿搬入量を報告する（1回のみ報告）。

指定マンホールへし尿を搬入する場合、そのマンホール蓋の開閉を行うとともに、十分な安全管理を行う。指定マンホールの管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに都下水道局（下水道事務所）に連絡する。

③水再生センターへ搬入する場合

区（清掃部）は、災害時に避難所等から発生するし尿を水再生センターに搬入する場合、事前に都下水道局（水再生センター）に、搬入日ごとにその日の搬入予定量を投入前に連絡する。事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡する。すべての搬入処理が終了した後は、日別・月別にし尿搬入量を報告する（1回のみ報告）。

水再生センターへし尿を搬入する場合、そのマンホール蓋の開閉を行うとともに、十分な安全管理を行う。水再生センターの管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに都下水道局（水再生センター）に連絡する。

④品川清掃作業所または民間処理施設へ搬入の場合

区（清掃部）は、災害時に避難所等から発生するし尿を品川清掃作業所または民間処理施設へ搬入の場合、特別区初動本部または対策本部に、毎日指定時刻までに施設ごとの翌以降分の搬入予定量（日量）を連絡する。

区（清掃部）は、特別区初動本部または対策本部に指定された搬入先に、指定された搬入量を搬入する。

5 区民やボランティアへの周知

(1) 区民やボランティアへの周知（発災後1日後～）

担当	指令情報部・清掃部
----	-----------

災害廃棄物の適正処理を行うには、区民やボランティアの協力が欠かせない。そのため、区は、区民が排出者である一方で、被災者でもあるという視点を忘れずに、丁寧でわかりやすい広報に努める。

さらに、ボランティアを受入れる区民の手続き方法や、ボランティアに対しての広報を行う。

清掃部は、必要なボランティア数などを検討し、指令情報部を通して受け入れを行う。

【初動期の広報の内容（例）】

- ・ 災害廃棄物の収集方法（戸別収集、仮置場への搬入）
 - 災害時の一般世帯（罹災世帯以外）における生活ごみ等の収集・排出方法
 - 災害時の罹災世帯の排出する生活ごみ等の収集・排出方法
 - 避難所で排出される生活ごみの収集方法
 - 災害時のし尿収集方法
 - 損壊家屋から排出される家財道具等の片付けごみの排出
- ・ 排出場所、排出可能期間と時間、排出方法
- ・ 分別の必要性、分別方法、分別の種類
- ・ 家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB 含有機器等の有害廃棄物の取扱方法
- ・ 不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止
- ・ 便乗ごみの排出禁止
- ・ 家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の排出方法
- ・ ごみ出しが困難な障害者、高齢者への支援方法
- ・ 最新情報の入手方法
- ・ 公費解体に関する手続方法
- ・ 災害廃棄物に関する問合せ先
- ・ ボランティアを受け入れる区民の手続方法
- ・ ボランティアに対する広報

第2章 災害廃棄物対策

第2節 初動期（発災後約1か月まで）

- 作業場所、作業内容、心構え、必要な持ち物、装備
- 保険の加入、危険物の取扱い、健康や安全管理等上の注意事項
- 分別方法や搬出方法、搬出先、保管方法等

【周知方法（例）】

- ・ チラシの作成、配布
- ・ 区報・HP の利用
- ・ マスコミの利用
- ・ 避難所での広報
- ・ 町会・自治会への周知
- ・ 区民向け概要版（仮）

6 （仮称）特別区災害廃棄物処理対策本部との連携

（1）（仮称）特別区災害廃棄物処理対策本部との連携（発災1週間～）

担当	清掃部／特別区対策本部
----	-------------

特別区全体の災害廃棄物処理を円滑に行うため、（仮称）特別区災害廃棄物処理対策本部（以下、「特別区対策本部」とする。）が設置された場合には、清掃部は、必要な職員を派遣する。特別区対策本部が設置された場合、初動本部は解散し、以後は自動的に対策本部内に吸収される。また被害状況により初動本部の必要がなくなった場合は、初動本部を解散する。

特別区対策本部の役割は以下のとおりである。

- ① 特別区、清掃一組、清掃協議会、都環境局、関係団体（以下「関係者」という。）間の情報連絡体制の確保と情報収集に関すること。
- ② 関係者からの情報の一元化と整理に関すること。
- ③ 関係者への情報発信と共有化に関すること。
- ④ 二次仮置場、処理施設への災害がれきの搬入調整に関すること。
- ⑤ 二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所の設置・運営に関すること。
- ⑥ その他特別区全体の災害廃棄物処理に関すること。

7 災害廃棄物処理実行計画の作成

（1）災害廃棄物処理実行計画の作成（発災後1週間～1か月以内）

担当	清掃部
----	-----

清掃部は、本計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。災害廃棄物処理実行計画に定める事項は以下のとおりとする。災害廃棄物処理実行計画を作成次第、都環境局及び特別区対策本部に提出する。

I 計画の基本的事項

1. 実行計画策定の目的
2. 計画の位置付け
3. 役割分担
4. 基本方針
5. 被災状況及び処理見込量
6. 分別及び処理方法
7. 処理期間

第2章 災害廃棄物対策

第2節 初動期（発災後約1か月まで）

Ⅱ 処理計画

1. 集積計画（応急仮置場、地区仮置場、一次仮置場の設置）
2. 回収計画
3. 運搬計画
4. 受入基準
5. 作業計画

Ⅲ 実施スケジュール

Ⅳ 計画の見直し

第3節 応急期（おおよそ3か月まで）

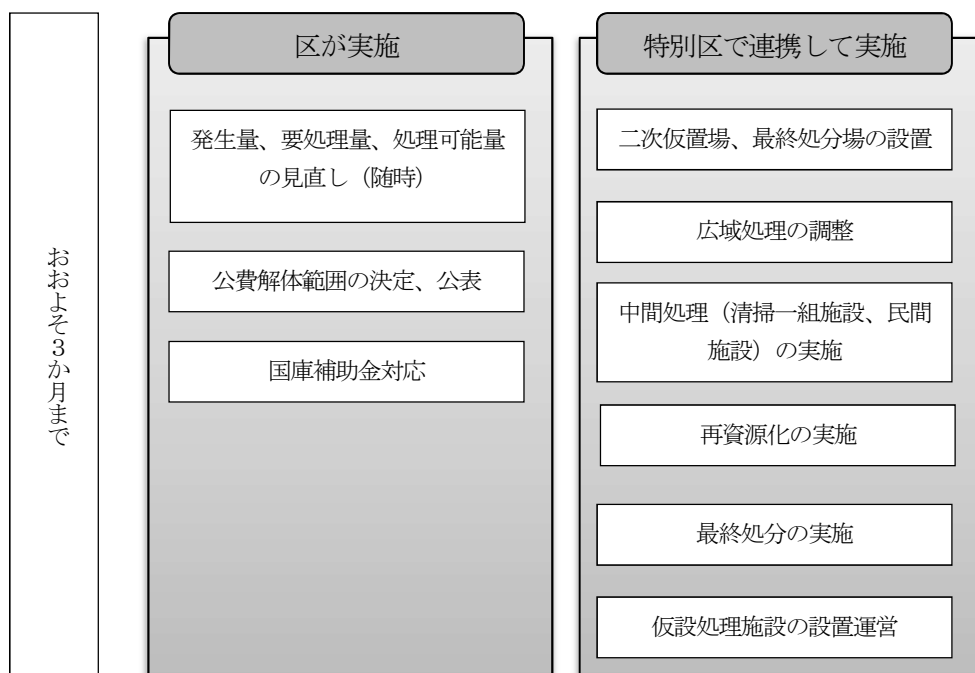


図 応急期における対応

1 発生量、要処理量、処理可能量の見直し（随時）

（1）発生量、要処理量、処理可能量の見直し（発災1週間～3年以上）

担当	清掃部
----	-----

清掃部は、発生量を基に、現時点で処理しなければならない災害廃棄物量を要処理量として逐次把握する。また、各仮置場への搬入状況を踏まえ、随時、発生量及び要処理量の見直しを行うとともに、各処理施設の復旧見込時期や稼働状況を踏まえ、処理可能量を見直す必要がある。要処理量に対して、処理方針で定めた処理期間で処理するに当たって、処理可能量が不足する場合は、さらなる人材、資機材、処理施設の確保や広域処理の調整を特別区対策本部へ要請する。

2 公費解体範囲の公表

（1）公費解体範囲の公表（発災1か月～3か月以内）

区は、決定した公費解体の範囲を公表し、公費解体実施に必要な専門家、解体業者等との契約を進めるなど、必要な準備を行う。

3 国庫補助金対応

（1）国庫補助金対応（発災1か月～3年以内）

区は、被災状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約し、災害報告書（発災後2か月程度）を作成し、災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請を行う。

4 特別区で連携した処理

（1）二次仮置場の設置（発災3週間後～3年程度）

担当	清掃部／特別区対策本部
----	-------------

二次仮置場の設置、運営は特別区全体で行い、実務は特別区対策本部が行う。二次仮置場から処理施設、広域処理の積み出し施設等まで災害がれきを運搬する車両の確保、管理は対策本部において行う。二次仮置場の早期設置や中間処理、資源化、最終処分等の出口対策をできるだけ迅速に行い、早期の復旧・復興に繋げる。

（2）二次仮置場等への搬出（発災3週間後～3年程度）

担当	清掃部・土木部／特別区対策本部
----	-----------------

区は、特別区対策本部の指示に基づき、一次仮置場等で粗分別した災害がれきを、順次二次仮置場に搬送する。なお、搬送方法については二次仮置場で使用している運搬車両を使用し、一次仮置場へ取りに行く等、その時点で効率的な方法により柔軟に行う必要がある。中間処理を行うため、二次仮置場への搬出を行う。

（3）広域処理の調整（発災3週間後～）

担当	清掃部・土木部／特別区対策本部／都
----	-------------------

災害がれき処理は可能な限り特別区内で処理することを原則とするが、仮設処理施設の整備等の処理体制が整うまでの間は、速やかな災害がれき処理を進めるため、都とも連携し広域処理を念頭においた処理計画を立てる。

広域処理を行うにあたっての、受入先自治体との調整等広域処理に関する事務処理は、地方自治法に基づき都に事務委託して行う。広域処理を行う場合には区単独で行うのではなく、特別区内から発生する災害がれきを一体として行う。

① 広域処理調整にかかる要請の手続き

特別区対策本部での検討結果を踏まえ、広域処理の調整が必要と判断に至った場合には、区長会において審議する。区長会の判断に基づき、区は協議書及び規約を作成し、都と事務委託の協議を行う。規約は区長の専決処分による対応が可能である。区長の専決処分で規約を制定し都に事務委託の協議を行った場合は、後日議会に報告し承認を得る。都の手続きが

完了し災害廃棄物の委託範囲等の別途協議が整った日以降から事務委託が開始される。区からの委託要望は別途協議の追加により対応することが可能である。

(4) 中間処理（清掃一組施設、民間施設）の実施（発災3週間後～）

担当	清掃部／特別区対策本部
----	-------------

中間処理施設への災害がれきの搬入調整は特別区対策本部において決定、指示を行う。

清掃部は、特別区対策本部より指定された時点における一次仮置場に保管している災害がれき重量を二次仮置場の分別基準ごとに報告する。重量の計測において、分別基準の品目ごとに台貫値が分かる場合にはその値とし、不明な場合には災害がれきの体積の概算値を測定し、災害がれき単位容積重量から換算する。

上記のうち、清掃一組の施設で処理する粗大ごみの重量を可燃系、不燃系ごとに、推計し、特別区対策本部に報告する。

(5) 再資源化の実施（発災3週間後～）

担当	清掃部・土木部／特別区対策本部
----	-----------------

災害がれき処理にあたっては、埋立処分量削減のため可能な限り再資源化する。区または特別区対策本部は、民間処理施設で処理された資源化物を、できるだけ速やかに資源化物の引取り先業者に引渡せるように業者の確保に努める。資源化物の引取り先業者に引渡すまでの間は、処理業者の施設内で保管する。資源化物の引取り先が決まらない等の理由で処理業者の施設内で保管可能な量を超えることにより、円滑な災害がれき処理に支障を生じる場合は、特別区対策本部は特別区内に資源化物一時保管場所を設置する。資源化物一時保管場所は、原則二次仮置場に設置する。

(6) 最終処分の実施（発災3週間後～）

担当	清掃部・土木部／特別区対策本部／都
----	-------------------

既存処理施設から発生した埋立処分を要する残渣等は、平常時の処理ルートで処理する。

（清掃一組の清掃工場の場合は都の新海面・中央防波堤外側埋立処分場に、民間処理施設の場合は一般廃棄物の受入が可能な産業廃棄物処分場に搬入する。）

仮設処理施設から発生した埋立処分を要する残渣等は、特別区対策本部と都環境局とで協議して処分先を決定する。

(7) 仮設処理施設の設置運営（発災3週間後～）

担当	清掃部／特別区対策本部
----	-------------

特別区内における既存の廃棄物処理施設のみでは、災害がれき処理の終了目標期限までに処理を終了することが困難な場合には、特別区全体として速やかに仮設処理施設を整備し、目標

第2章 災害廃棄物対策

第3節 応急期（おおそ3か月まで）

期限までに処理が終了するよう努める。二次仮置場には、原則として仮設破碎機及び仮設選別機を設置する。また、必要に応じて仮設焼却炉を設置する。二次仮置場に仮設焼却炉を設置することが、環境及び技術的な理由等により困難な場合には、対策本部は都等とも協議し、二次仮置場以外の土地に仮設焼却炉を整備する。

第4節 復旧期（おおよそ3年まで）



図 復旧期における対応

1 公費解体受付準備

区は、公費解体に伴う災害がれき処理の申請・相談窓口の設置し、受付準備を行う。受付にあたっては、申請手順等について明らかにし、区民に周知する。周知する内容は、解体申請を受け付ける期間及び解体申請から決定、撤去の実施までの手続き、申請及び決定通知等に関する様式、申請に必要な添付書類とする。

2 公費負担災害がれき処理

区は、発災の状況に応じて示される国の方針に基づき決定した範囲を踏まえ、倒壊の危険性の高い被災住宅の除去や区民から要望のあった損壊家屋の解体撤去を実施する。

区は、立ち入り調査を実施し、所有者及び権利関係を確認した上で、解体前作業（記録）を行う。不動産価値の判断については、土地家屋調査士の協力を得る。

区は、解体作業を解体業者に委託し、撤去や分別方法、運搬方法や運搬先を指示する。排出現場での分別をできる限り行い、順次一次仮置場へ搬入する。特別区の指示があった場合は、二次仮置場へ直接搬入するなど効率的な解体を進める。解体作業後に解体の記録を作成し、所有者へ証明書を発行する。

貴重品・思い出の品等は、一次仮置場で適切に保管し、所有者等に引渡す機会を提供する。

3 進行管理

担当	清掃部
----	-----

清掃部は、災害廃棄物の処理状況、業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行う。その際、短期的な目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保する。把握した情報は災害対策本部（または復興本部）へ報告するほか、特別区対策本部、都へ共有する。

4 災害廃棄物処理実行計画見直し

担当	清掃部
----	-----

清掃部は、以下の時期において災害廃棄物処理実行計画を見直す。災害廃棄物処理実行計画を見直した際は、都環境局及び特別区対策本部に提出する。

- ① 災害がれきの推計量を見直したとき
- ② 広域処理の受入れ見込み量を修正したとき
- ③ 仮設処理施設が建設されたとき
- ④ 仮設処理施設での処理見込み量を修正したとき
- ⑤ 当初の計画に大きな変更が生じたとき

5 仮置場の原状復帰

担当	清掃部
----	-----

清掃部は、仮置場等を閉鎖した場合は、閉鎖した旨と閉鎖後に排出された災害がれきの処理方法を区民に周知する。

清掃部は、仮置場等を閉鎖した場合は、土壌調査等の環境測定を実施し、安全性を確認する。

6 特別区で連携した処理

担当	清掃部／特別区対策本部／都
----	---------------

応急期に引き続き、特別区及び都で連携し、中間処理及び最終処分を実施する。

第3章 継続的な計画の見直し

第1節 教育・訓練計画

区は、発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、具体的な方法等を検討した上で、災害廃棄物処理に関する職員への教育・訓練を継続的に実施する。訓練は、関係機関の参加を求め、平常時から担当者間の連携強化を図る。また、都、特別区が主催する訓練へは積極的に参加し、必要に応じて合同で実施する。

教育・訓練実施後に本計画を検証し、必要に応じて本計画を見直す。

【区が実施する教育・訓練の内容】

- ・ 本計画の読み合わせ（毎年度当初）
- ・ 講習会（職員研修）
- ・ 情報収集訓練（体制や連絡先の見直し）
- ・ 図上訓練

第2節 計画の見直し、マニュアルの整備

区は、本計画の実効性を高めるため、国の法令や指針、都の関連計画、特別区ガイドライン等
の見直し状況、訓練や演習の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

また、本計画に基づき、品川区災害時業務マニュアル内の「災害がれき処理マニュアル、し尿
処理マニュアル、ごみ処理マニュアル」を整備する。

【本計画の見直しタイミング】

- ・ （仮称）特別区災害廃棄物処理計画が策定された場合
- ・ 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、災害廃棄物対策指針が改正された場合
- ・ 区地域防災計画や被害想定等が修正された場合
- ・ 災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- ・ 訓練を通じて、本計画の内容に改善点が見られた場合
- ・ その他本計画の見直しが必要と判断された場合

第3節 今後の取組み

区は、本計画の実効性を高めるため、次の課題に取り組む。

【本計画に関すること】

- ・ 今後の災害や、法改正や上位計画の改正に併せた見直し。

【関係機関との連携強化に関すること】

- ・ 都、特別区との連携の強化
- ・ 処理体制の強化に向けた関係事業者との協定の締結や協定内容の見直し

【区民への周知に関すること】

- ・ 災害時の一般世帯（罹災世帯以外）における生活ごみ等の排出方法
- ・ 災害時の罹災世帯の排出する生活ごみ等の排出方法
- ・ 避難所における避難所ごみの排出方法
- ・ 災害時のし尿処理方法
- ・ 損壊家屋から排出される家財道具等の片付けごみの排出方法
- ・ 公費解体に関する手続方法

【事業者への周知に関すること】

- ・ 事業者が取組むべき災害廃棄物処理対策についての周知

【個別具体的対策の検討】

- ・ 道路啓開に関する災害がれき処理手順
- ・ 公費解体の手順や優先順位の検討
- ・ 地区仮置場や一次仮置場に必要なおープンスペースの確保に関する国や都との事前調整
- ・ 地区仮置場や一次仮置場の必要資機材、管理運営、原状復帰方法の事前検討

資料編

資料編	1
資料 1. 用語の定義	2
資料 2. 対象とする災害の規模及び種類	4
資料 3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理	13
1. 災害がれき発生量	13
2. ごみ発生量	24
3. し尿発生量	27
資料 4. 一次仮置場必要面積の整理	28
1. 一次仮置場必要面積	28
2. 一次仮置場必要面積【月別推移】	29
資料 5. 仮置場等のレイアウト（例）	31
1. 地区仮置場のレイアウト（例）	31
2. 一次仮置場のレイアウト（例）	34

資料 1. 用語の定義

用語	説明
(あ行)	
一次仮置場	救助活動、建物解体、道路啓開現場や、地区仮置場、応急仮置場等から区が収集した災害廃棄物を集積し、分別・保管する仮置場。
応急仮置場	救助活動、道路啓開等により発生する災害がれきの一時的な仮置場として設置する。
オープンスペース	公園などの公共空間。発災時においては、避難場所や救出救助活動拠点、応急仮設住宅建設用地、災害廃棄物の仮置場等としての利用のため、オープンスペースの確保が必要となる。
(か行)	
仮設処理施設	災害廃棄物処理のために仮置場に設置する仮設の破碎施設、選別施設、焼却炉等
片づけごみ	一部損壊家屋から排出される家財道具（粗大ごみ、廃家電など）
環境モニタリング	廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等について定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価すること。
広域処理	全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理すること。
公費解体	個人等が所有する家屋等で被害を受けたものについて、所有者の申請に基づき、区が所有者に代わって実施する解体。
(さ行)	
災害がれき	被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物または道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物など。
災害対策本部	災害対策基本法第 23 条、第 23 条の二に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、都道府県知事、区市町村長が設置する組織。
災害廃棄物処理計画	発災前に策定される計画であり、どのように災害廃棄物に対処するか各主体の役割や処理方針等を事前に定めた計画。
災害廃棄物処理実行計画	発災後に策定される計画であり、被災地域の様相を考慮した上で、実際に災害廃棄物を処理する方法等について記載した計画。
災害廃棄物処理指針	発災後、当該災害について処理の方針や対応を示すために国が策定する指針。
(仮称) 災害廃棄物処理行動マニュアル	災害廃棄物処理を行う上で、詳細な処理方法や事務的な対応方法、様式等について整理した手引。
災害廃棄物対策指針	平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害及びその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について記述。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の 6 種類とその他政令で定めるゴムくず、金属くず、ガラスくず等 14 種類の計 20 種類の廃棄物。
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物。

用語	説明
資源化物一時保管場所	資源化処理した災害廃棄物を買取り業者に引き渡すまでの間、必要に応じて一時的に保管する場所（二次仮置場に併設することを想定）
し尿	被災施設や避難所等の仮設トイレ（マンホールトイレ）からのし尿、携帯トイレ・簡易トイレによるし尿など。
生活ごみ	被災した住民の排出するごみ
全壊	住家が居住のための基本的機能を喪失したもの（住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの）、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとされている。
(た行)	
大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針	東日本大震災及び近年発生した比較的大規模の災害の教訓、知見やこれまでの取組の成果を踏まえ、環境省が策定した指針。 大規模災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携や協力体制を構築することにより、“オールジャパンでの対応”の実現を目的としている。
地域防災計画	災害対策基本法第40条又は第42条の規定に基づき、都道府県防災会議又は市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。同法第110条の規定により、特別区は市とみなす。）が策定する計画。
地区仮置場	住宅地等に設置し区民が自ら片づけごみ等を搬入する仮置場。（区立公園等を利用した区民に身近な場所に設置する仮置場）
道路啓開	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去の上、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。
(な行)	
二次仮置場	各区の災害廃棄物を集積、分別し、処理するまでの間保管する仮置場。仮設処理施設も併設する。（特別区内で数か所を想定）
(は行)	
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上・70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上・50%未満のものとされている。
避難所ごみ	生活ごみのうち、避難施設で排出されるごみ
粉じん	破碎や選別、その他の機械的処理又は堆積に伴い発生飛散する物質。
(アルファベット)	
P C B	ポリ塩化ビフェニルの略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質。P C Bの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

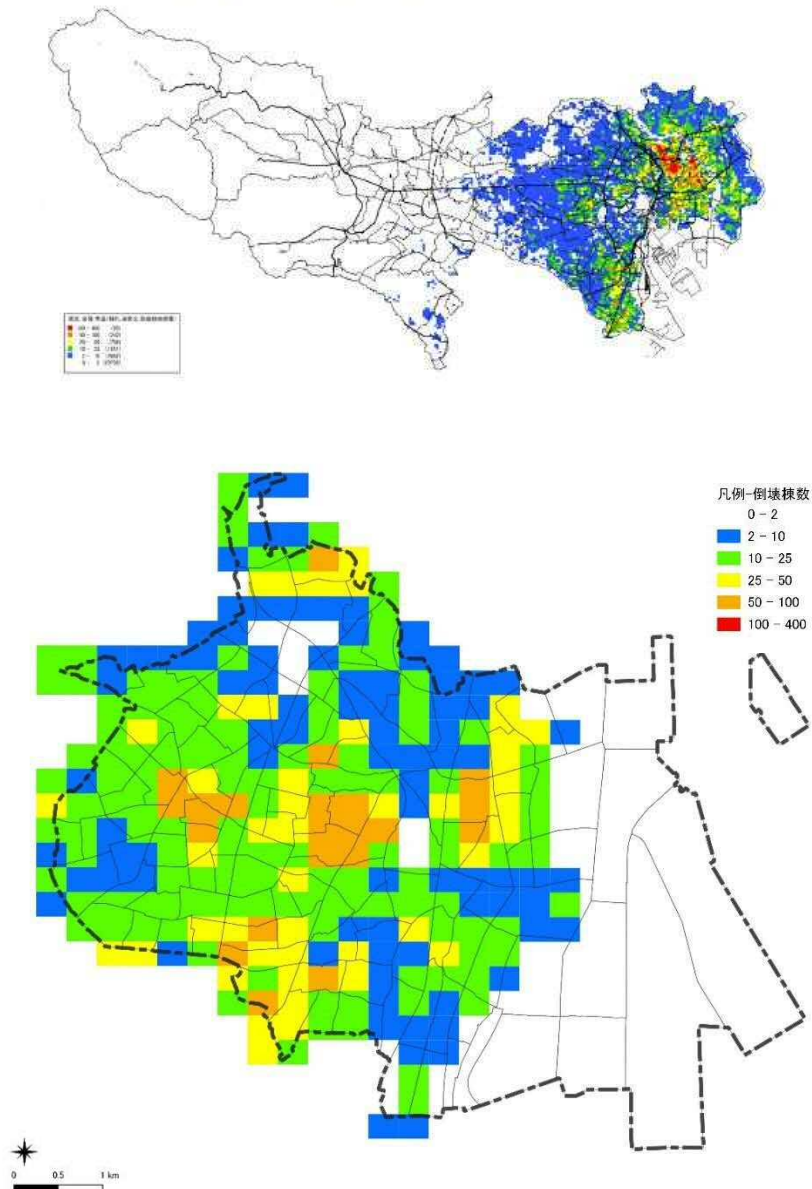
資料 2. 対象とする災害の規模及び種類

(1) 地震

被災棟数が最大となる「東京湾北部地震（風速 8m/s・冬 18 時）」における、被害建物棟数の分布は以下の通り。

ア. 木造全壊棟数

図表 東京湾北部地震による木造全壊建物棟数の分布



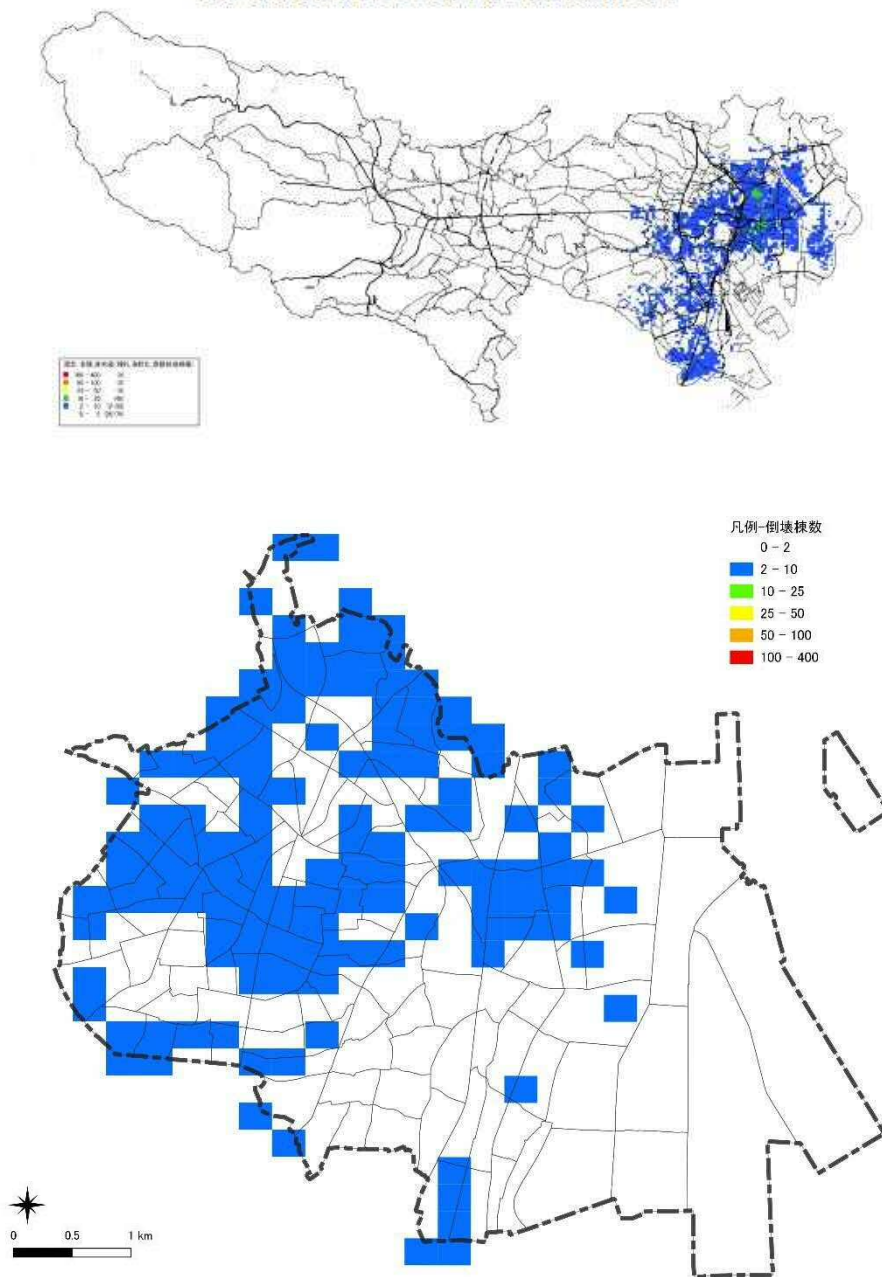
木造全壊棟数＝揺れによる全壊棟数(木造)
＋液状化による全壊棟数(木造)
＋急傾斜地崩壊による全壊棟数(木造)

図 東京湾北部地震（M7.3）木造全壊棟数（ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊）

※出典 首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

イ. 非木造全壊棟数

図表 東京湾北部地震による非木造全壊建物棟数の分布

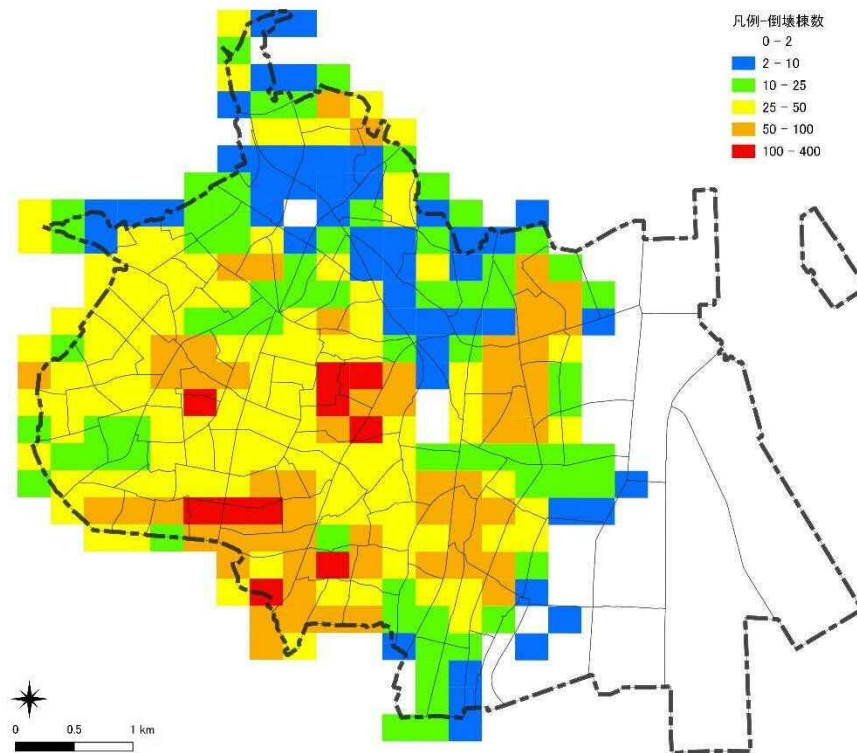


非木造全壊棟数＝揺れによる全壊棟数(非木造)
 ＋液状化による全壊棟数(非木造)
 ＋急傾斜地崩壊による全壊棟数(非木造)

図 東京湾北部地震（M7.3）非木造全壊棟数（ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊）

※出典 首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

ウ. 木造半壊棟数

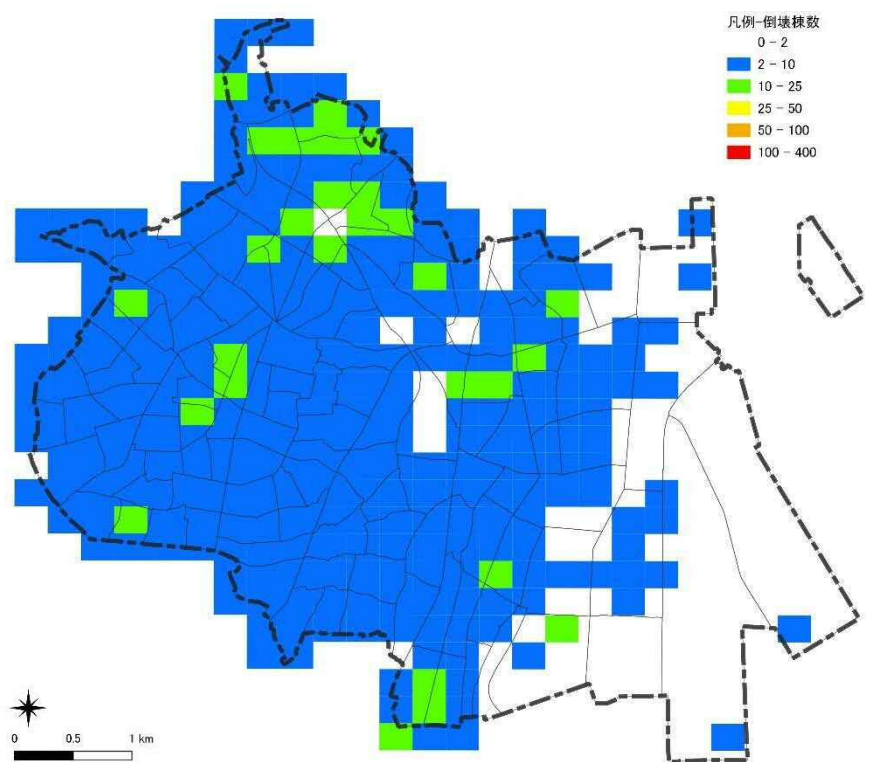


木造半壊棟数＝揺れによる半壊棟数(木造)
 ＋液状化による半壊棟数(木造)
 ＋急傾斜地崩壊による半壊棟数(木造)
 ＋揺れによる大規模半壊棟数（木造）
 ＋液状化による大規模半壊棟数（木造）

図 東京湾北部地震（M7.3）木造半壊棟数（ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊）

※出典 首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

工. 非木造半壊棟数



非木造半壊棟数＝揺れによる半壊棟数(非木造)
＋液状化による半壊棟数(非木造)
＋急傾斜地崩壊による半壊棟数(非木造)
＋揺れによる大規模半壊棟数（非木造）
＋液状化による大規模半壊棟数（非木造）

図 東京湾北部地震（M7.3）非木造半壊棟数（ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊）

※出典 首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

才. 焼失棟数（冬 18 時、風速 8m）

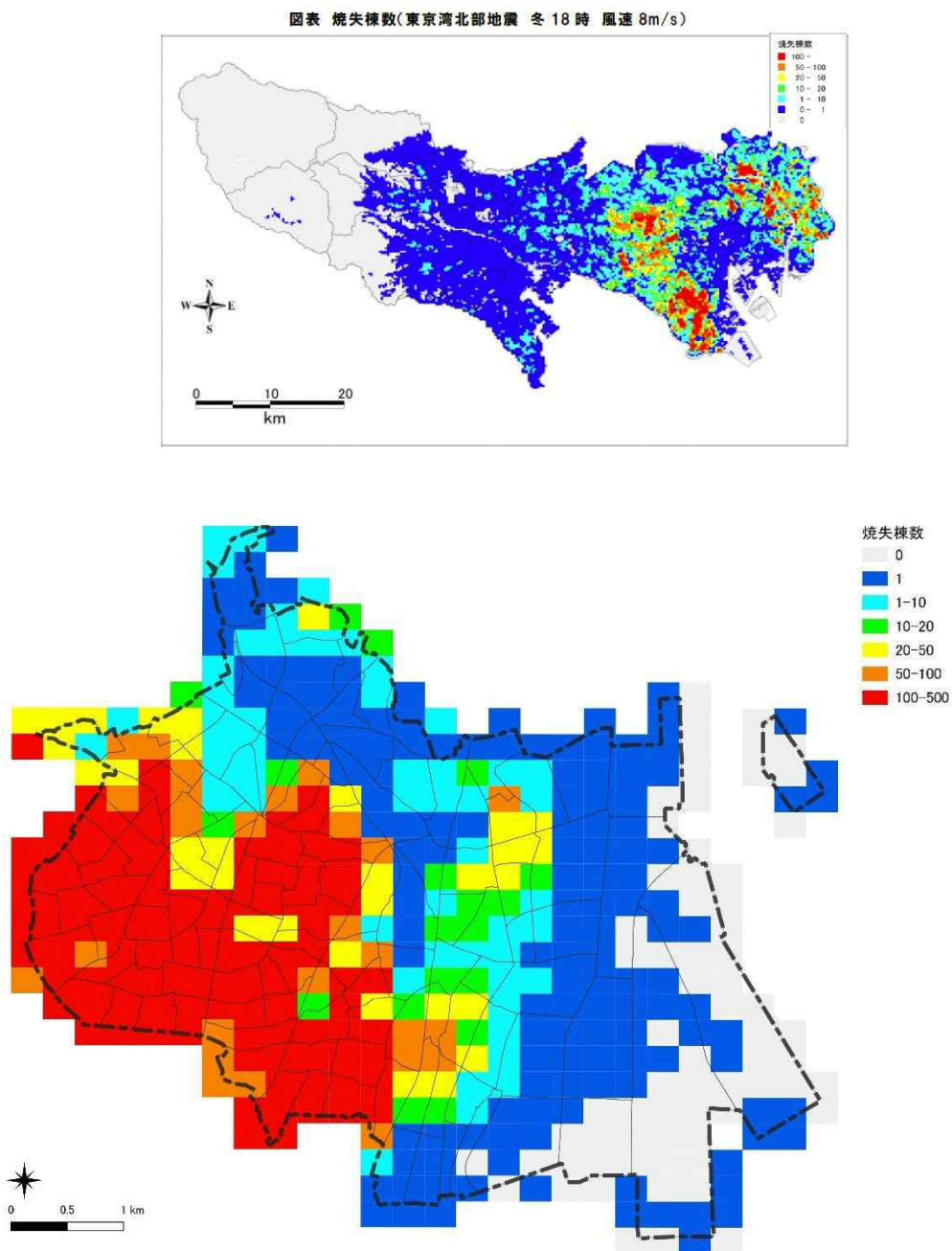


図 東京湾北部地震（M7.3）焼失棟数（冬 18 時、風速 8m）
 ※出典 首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

カ. 津波による浸水状況

「品川区津波ハザードマップ」における、津波による浸水状況は以下の通り。

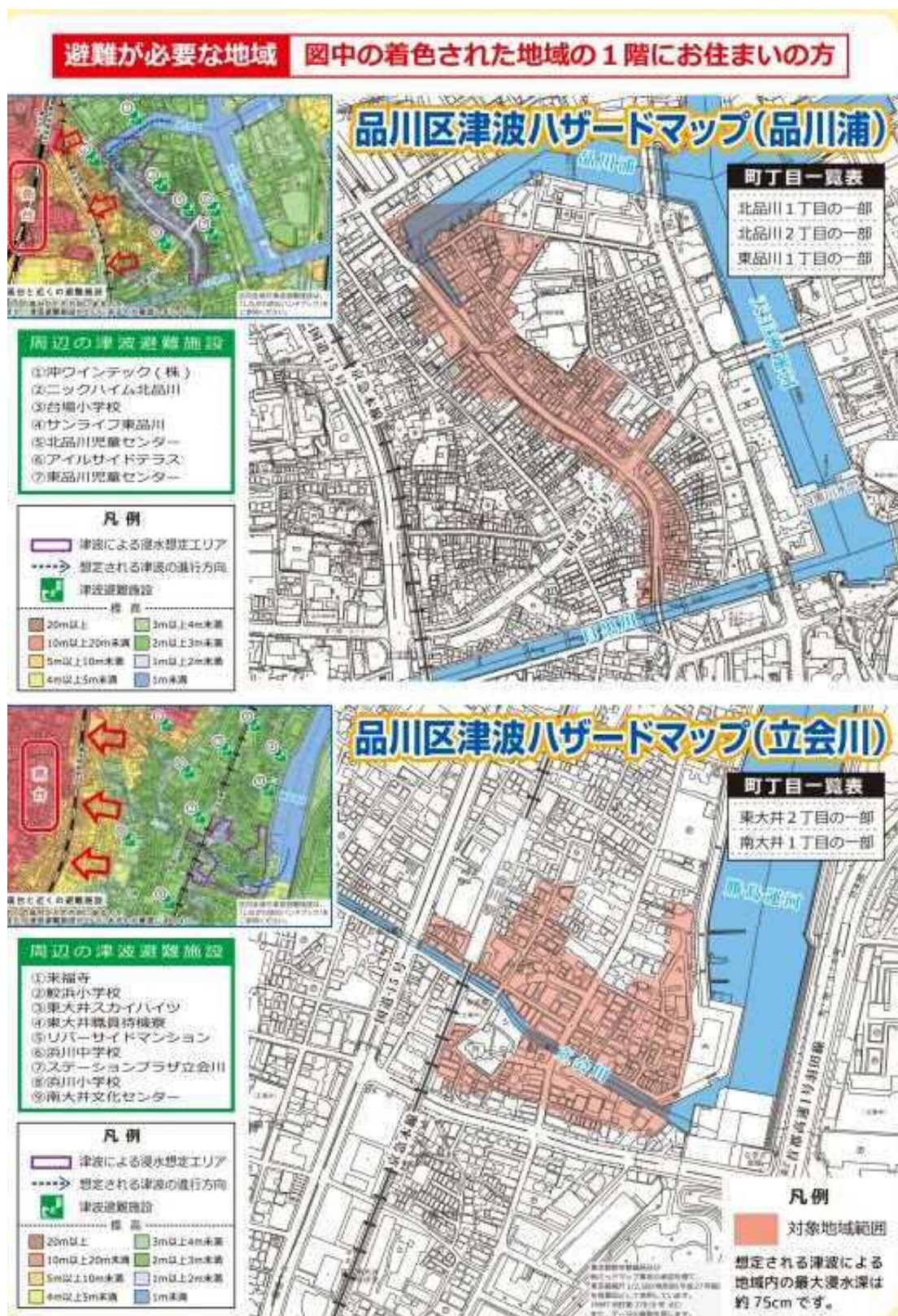


図 品川区津波（品川浦・立会川）ハザードマップ

(2) 風水害

「品川区ハザードマップ」における、各条件の浸水状況は以下の通り。

ア. 想定最大規模の降雨による浸水

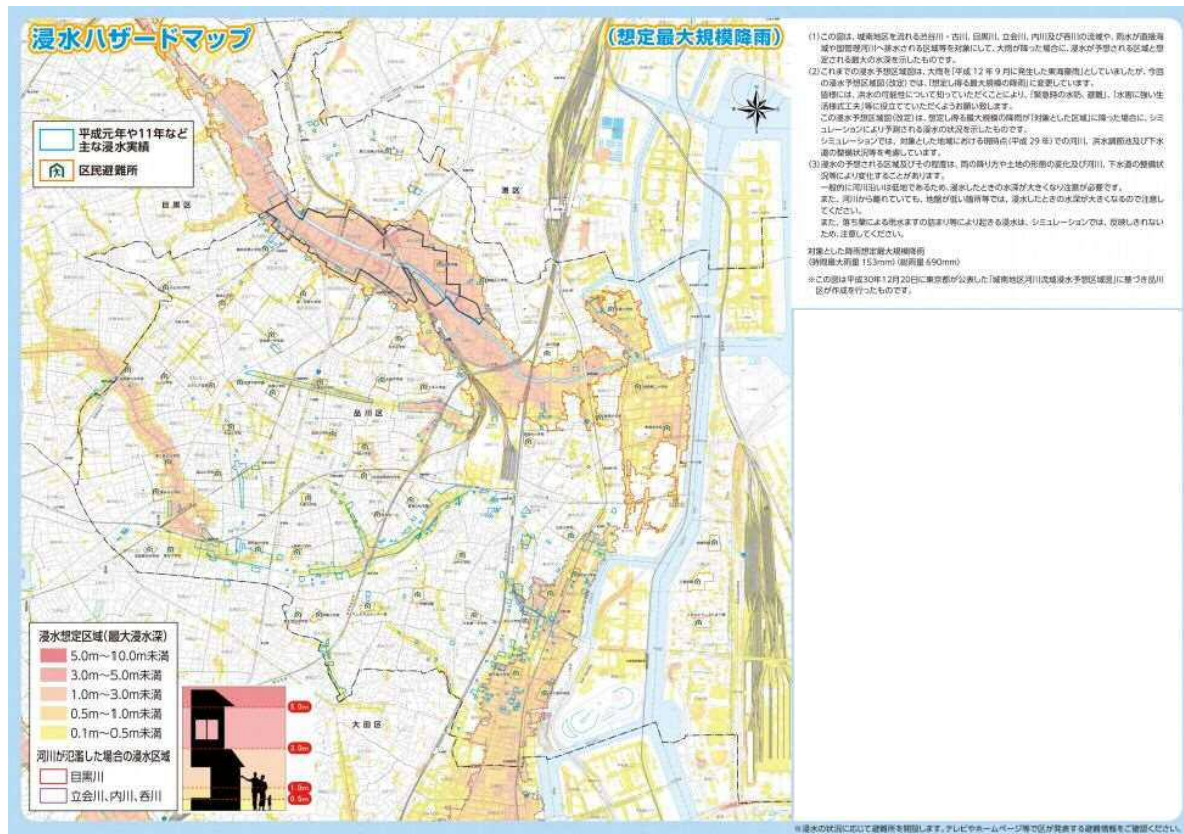


図 品川区浸水ハザードマップ（想定最大規模降雨）

条件：総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm

イ. 東海豪雨規模の降雨による浸水



図 品川区浸水ハザードマップ（東海豪雨規模降雨）

条件：総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm

ウ. 多摩川流域で想定される最大規模の降雨による浸水

多摩川流域で想定される最大規模の雨（多摩川流域の48時間総雨量588mm）が降り多摩川が決壊した場合に、約8時間後に氾濫水が到達し、区内の一部地域で浸水することが想定されている。

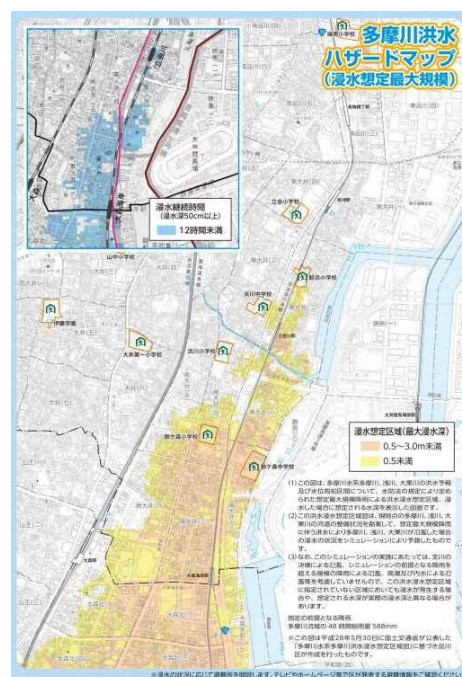


図 品川区多摩川洪水ハザードマップ

条件：多摩川流域の48時間総雨量 588mm

エ. 想定最大規模の高潮による浸水想定

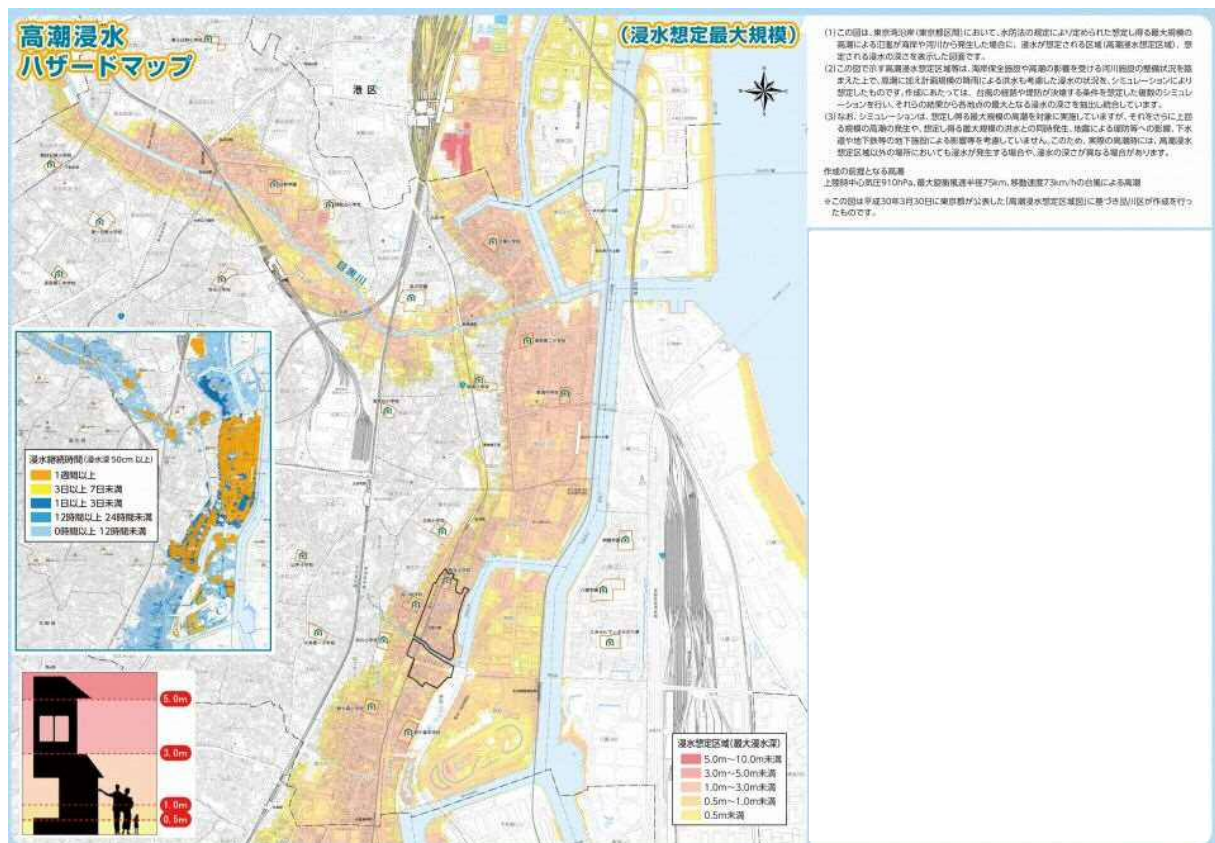


図 品川区高潮浸水ハザードマップ

条件：室戸台風級 910hPa

資料３．発災時における災害廃棄物発生量の整理

1. 災害がれき発生量

(1) 地震

■地震による災害がれき発生量の推計式

地震災害時の災害がれき発生量【全体】[t]

$$= \textcircled{1} 1 \text{ 棟あたりの発生量 (木造) [t/棟]} \times \textcircled{2} (\text{木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数} / 2) [\text{棟}] \\ + \textcircled{1} 1 \text{ 棟あたりの発生量 (非木造) [t/棟]} \times \textcircled{2} (\text{非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数} / 2) [\text{棟}] \\ + \textcircled{1} 1 \text{ 棟あたりの発生量 (焼失) [t/棟]} \times \textcircled{2} \text{焼失棟数} [\text{棟}]$$

地震災害時の災害がれき発生量【種類別】[t]

$$= \textcircled{1} 1 \text{ 棟あたりの発生量 (木造) [t/棟]} \\ \times \textcircled{2} (\text{木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数} / 2) [\text{棟}] \times \textcircled{3} \text{木造種類組成} [\%] \\ + \textcircled{1} 1 \text{ 棟あたりの発生量 (非木造) [t/棟]} \\ \times \textcircled{2} (\text{非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数} / 2) [\text{棟}] \times \textcircled{3} \text{非木造種類組成} [\%] \\ + \textcircled{1} 1 \text{ 棟あたりの発生量 (焼失) [t/棟]} \times \textcircled{2} \text{焼失棟数} [\text{棟}] \times \textcircled{3} \text{焼失種類組成} [\%]$$

出典：東京都災害廃棄物処理計画

■地震による災害がれき発生量の推計値

表 地震災害時の災害がれき発生量・災害がれき体積の推計値

建物区分	被害区分	被害棟数 [棟]	災害がれき発生量[t]						災害がれき 体積 [万㎡]
			【全体】	【種類別】					
				コンクリート系 混合物 (コンクリートがら)	木質系 混合物 (木くず)	金属系 混合物 (金属くず)	可燃系 混合物	不燃系 混合物	
木造	全壊	4, 775	282, 190	134, 040	57, 567	3, 951	10, 723	75, 909	536, 162
	半壊	9, 349	276, 254	131, 221	56, 356	3, 868	10, 498	74, 312	524, 883
	焼失	21, 418	486, 183	286, 362	24, 795	8, 265	4, 862	162, 385	923, 747
非木造	全壊	556	346, 204	294, 620	1, 731	24, 234	3, 116	22, 157	221, 571
	半壊	1, 650	514, 195	437, 580	2, 571	35, 994	4, 628	32, 908	329, 085
合計		37, 747	1, 905, 027	1, 283, 823	143, 020	76, 311	33, 826	367, 672	2, 535, 448

※ 被災棟数は、「資料２ (1)地震 ア～オ：被害建物棟数の分布（首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年東京都防災会議）」より推計。

※ 災害がれき体積は、「災害がれき発生量【全体】」と、「④建物区分ごとの単位重量あたりの体積」から推計。

※ 端数処理により、全体量は種類別量の合計と一致しない場合があります。

【数的根拠】

① 1 棟当たりの発生量：

木造：59.1[t/棟]、非木造 623.1[t/棟]、焼失 22.7[t/棟]

出典：東京都災害廃棄物処理計画

②各被害棟数（全壊棟数、半壊棟数、焼失棟数）：

表「地震災害時の災害がれき発生量・災害がれき体積の推計値」参照

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）」

③ 1 棟あたりの災害がれきの種類組成

表 1 棟あたりの災害がれきの種類組成

建物区分	災害がれきの種類組成[%]				
	コンクリート系混合物 (コンクリートがら)	木質系混合物 (木くず)	金属系混合物 (金属くず)	可燃系混合物	不燃系混合物
木造	47.5	20.4	1.4	3.8	26.9
非木造	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4
焼失	58.9	5.1	1.7	1.0	33.4

出典：東京都災害廃棄物処理計画

④建物区分ごとの単位重量あたりの体積：

木造：1.9(m³/t)、非木造 0.64(m³/t)、焼失 1.9(m³/t)

出典：首都直下地震等による東京の被害想定 報告書（平成 24 年東京都防災会議）

<参考 地震災害時の災害がれき体積【種類別】の推計>

■地震による災害がれき体積【種類別】の推計値

表 地震災害時の災害がれき体積【種類別】[単位：万 m³]

コンクリート系混合物 (コンクリートがら)	木質系混合物 (木くず)	金属系混合物 (金属くず)	可燃系混合物	不燃系混合物	合計
63.0	26.0	6.8	3.4	36.8	136.0

※「災害がれき発生量【種類別】」と、「⑤種類別の単位容積重量」より算定。

※「地震災害時の災害がれき体積【種類別】」の推計方法は、表「地震災害時の災害がれき発生量・災害がれき体積の推計値」の「災害がれき体積」の推計方法と異なるため、推計結果は一致しない。運搬等の検討のための参考値として推計したものである。

【数的根拠】

⑤種類別の単位容積重量

	コンクリート系混合物 (コンクリートがら)	木質系混合物 (木くず)	金属系混合物 (金属くず)	可燃系混合物	不燃系混合物
単位容積重量[t/m ³]	1.48	0.55	1.13	1	1

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■地震による災害がれき発生量の推計値【町丁目別】

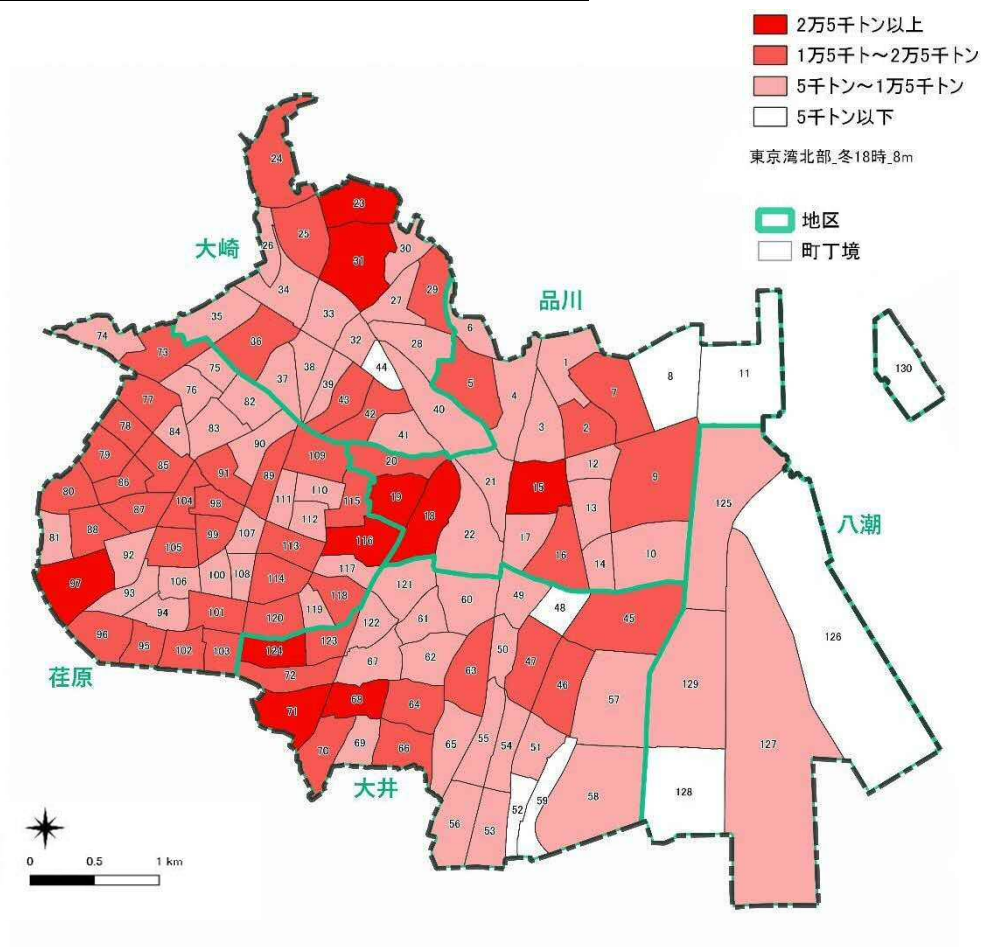


図 地震による災害がれき発生量の推計値【町丁目別】

東京湾北部地震（冬の18時・風速8m/s）

表 地震による災害がれき発生量の推計値【町丁目別】〔単位：トン〕

東京湾北部地震 (冬の18時・風速8m/s)		組成(木造・非木造・焼失合計)					
No	町丁目名	災害がれき 発生量	コンクリート がら	木くず	金属くず	その他 (可燃)	その他 (不燃)
1	北品川1丁目	12,130	8,627	897	587	227	1,785
2	北品川2丁目	20,058	12,888	2,113	751	462	3,838
3	北品川3丁目	12,168	8,819	849	619	223	1,649
4	北品川4丁目	6,875	5,140	386	372	112	862
5	北品川5丁目	15,981	12,136	831	897	252	1,853
6	北品川6丁目	5,792	4,329	345	316	98	699
7	東品川1丁目	21,731	15,139	1,807	1,010	438	3,325
8	東品川2丁目	3,962	3,101	163	237	56	402
9	東品川3丁目	20,544	15,855	903	1,186	298	2,287
10	東品川4丁目	9,873	7,528	509	561	156	1,111
11	東品川5丁目	3,830	3,257	20	268	35	246
12	南品川1丁目	11,387	7,779	979	499	231	1,893
13	南品川2丁目	14,789	9,521	1,605	565	351	2,741
14	南品川3丁目	5,744	4,016	482	271	117	854
15	南品川4丁目	31,049	21,100	2,827	1,359	660	5,088
16	南品川5丁目	17,405	11,138	1,962	661	426	3,212
17	南品川6丁目	14,562	9,670	1,450	604	328	2,503
18	西品川1丁目	28,981	17,758	3,405	941	712	6,161
19	西品川2丁目	34,280	20,473	3,710	943	759	8,399
20	西品川3丁目	20,952	13,678	1,538	733	350	4,653
21	広町1丁目	14,951	11,363	767	840	234	1,736
22	広町2丁目	9,220	6,401	769	424	186	1,435
23	上大崎1丁目	28,144	20,150	2,078	1,393	531	3,976
24	上大崎2丁目	20,540	15,775	998	1,183	315	2,254
25	上大崎3丁目	22,939	17,784	1,026	1,346	339	2,428
26	上大崎4丁目	5,191	4,191	144	329	64	458
27	東五反田1丁目	11,914	9,483	406	736	158	1,122
28	東五反田2丁目	10,831	8,584	389	664	146	1,039
29	東五反田3丁目	16,556	12,343	1,003	898	283	2,018
30	東五反田4丁目	9,922	7,458	563	546	164	1,184
31	東五反田5丁目	27,675	22,060	920	1,714	363	2,595
32	西五反田1丁目	5,810	4,570	222	350	80	582
33	西五反田2丁目	8,010	6,685	109	541	82	585

東京湾北部地震 (冬の18時・風速8m/s)		組成(木造・非木造・焼失合計)					
No	町丁目名	災害がれき 発生量	コンクリート がら	木くず	金属くず	その他 (可燃)	その他 (不燃)
34	西五反田3丁目	11,355	9,268	260	735	131	950
35	西五反田4丁目	14,029	10,339	738	717	213	2,015
36	西五反田5丁目	16,268	12,097	967	873	273	2,047
37	西五反田6丁目	10,253	7,065	912	468	217	1,586
38	西五反田7丁目	8,084	5,979	474	425	133	1,067
39	西五反田8丁目	5,055	3,630	265	236	73	848
40	大崎1丁目	11,495	8,899	509	671	168	1,239
41	大崎2丁目	14,668	9,775	1,172	573	272	2,873
42	大崎3丁目	20,182	12,896	1,715	677	377	4,517
43	大崎4丁目	15,120	10,122	1,010	571	240	3,177
44	大崎5丁目	3,907	2,876	229	202	64	533
45	東大井1丁目	16,436	11,766	1,238	817	315	2,288
46	東大井2丁目	17,255	11,783	1,528	762	360	2,815
47	東大井3丁目	17,601	11,460	1,729	675	384	3,349
48	東大井4丁目	4,979	3,463	407	229	99	778
49	東大井5丁目	8,589	5,964	707	394	171	1,349
50	東大井6丁目	9,205	5,793	981	319	210	1,901
51	南大井1丁目	7,994	5,583	651	373	159	1,224
52	南大井2丁目	2,579	2,059	84	160	33	241
53	南大井3丁目	11,348	8,986	411	694	154	1,093
54	南大井4丁目	11,191	7,885	789	519	199	1,793
55	南大井5丁目	12,140	8,385	926	535	225	2,065
56	南大井6丁目	14,013	11,095	487	854	185	1,381
57	勝島1丁目	7,600	5,764	399	426	120	885
58	勝島2丁目	6,919	5,753	105	464	73	517
59	勝島3丁目	1,275	977	62	73	20	142
60	大井1丁目	14,035	9,472	1,239	593	288	2,438
61	大井2丁目	9,439	6,005	791	309	173	2,161
62	大井3丁目	12,970	8,150	1,154	412	248	3,007
63	大井4丁目	15,811	10,031	1,590	551	344	3,293
64	大井5丁目	21,792	13,397	1,892	617	398	5,493
65	大井6丁目	11,529	7,424	918	391	204	2,593
66	大井7丁目	19,154	11,839	1,425	521	303	5,074
67	西大井1丁目	14,833	9,367	1,261	473	273	3,460

東京湾北部地震 (冬の18時・風速8m/s)		組成(木造・非木造・焼失合計)					
No	町丁目名	災害がれき 発生量	コンクリート がら	木くず	金属くず	その他 (可燃)	その他 (不燃)
68	西大井2丁目	25,539	14,952	2,733	629	549	6,682
69	西大井3丁目	13,602	8,266	1,118	353	232	3,638
70	西大井4丁目	24,189	14,728	2,386	695	496	5,886
71	西大井5丁目	28,128	17,312	2,835	860	596	6,527
72	西大井6丁目	23,002	13,872	2,525	669	521	5,416
73	小山台1丁目	17,408	12,121	1,193	769	298	3,021
74	小山台2丁目	8,435	6,162	471	423	132	1,243
75	小山1丁目	6,043	4,122	436	251	105	1,128
76	小山2丁目	12,151	8,116	895	468	210	2,460
77	小山3丁目	20,661	14,641	1,229	943	324	3,517
78	小山4丁目	15,049	9,889	923	514	216	3,509
79	小山5丁目	21,565	14,073	1,358	719	314	5,104
80	小山6丁目	22,398	14,180	1,597	675	350	5,601
81	小山7丁目	12,215	8,009	791	419	183	2,814
82	荏原1丁目	11,137	7,959	797	544	204	1,626
83	荏原2丁目	14,551	10,120	968	636	243	2,580
84	荏原3丁目	10,312	7,008	726	419	175	1,983
85	荏原4丁目	23,025	14,672	1,964	765	430	5,195
86	荏原5丁目	17,394	11,256	1,113	561	254	4,213
87	荏原6丁目	18,979	12,255	1,261	613	286	4,568
88	荏原7丁目	18,697	12,095	1,159	596	265	4,587
89	平塚1丁目	16,278	11,035	1,341	685	316	2,896
90	平塚2丁目	13,394	9,874	764	694	215	1,838
91	平塚3丁目	17,634	11,497	1,831	694	406	3,200
92	旗の台1丁目	11,317	7,515	668	401	160	2,574
93	旗の台2丁目	10,369	6,978	631	391	153	2,217
94	旗の台3丁目	13,075	8,264	934	391	204	3,285
95	旗の台4丁目	20,751	13,580	1,463	724	336	4,649
96	旗の台5丁目	22,969	15,155	1,587	825	369	5,034
97	旗の台6丁目	25,370	16,847	1,494	897	357	5,778
98	中延1丁目	15,889	10,131	1,588	564	345	3,257
99	中延2丁目	23,333	14,569	2,152	731	460	5,424
100	中延3丁目	13,847	8,696	992	402	215	3,546
101	中延4丁目	21,109	13,144	1,588	599	340	5,445

東京湾北部地震 (冬の18時・風速8m/s)		組成(木造・非木造・焼失合計)					
No	町丁目名	災害がれき 発生量	コンクリート がら	木くず	金属くず	その他 (可燃)	その他 (不燃)
102	中延5丁目	17,422	11,168	1,252	558	279	4,168
103	中延6丁目	18,424	11,157	1,806	514	374	4,576
104	西中延1丁目	16,726	10,561	1,482	542	321	3,820
105	西中延2丁目	17,166	11,084	1,087	546	247	4,206
106	西中延3丁目	13,515	8,435	961	379	207	3,537
107	東中延1丁目	12,035	8,045	801	452	190	2,548
108	東中延2丁目	10,424	6,804	711	356	163	2,392
109	戸越1丁目	22,240	14,792	1,503	821	354	4,770
110	戸越2丁目	14,633	9,384	1,051	470	234	3,496
111	戸越3丁目	12,148	7,962	836	424	193	2,735
112	戸越4丁目	12,248	7,918	926	415	208	2,783
113	戸越5丁目	15,110	10,362	1,041	632	255	2,816
114	戸越6丁目	22,562	14,997	1,504	828	355	4,879
115	豊町1丁目	24,461	14,726	2,477	674	510	6,078
116	豊町2丁目	30,108	18,009	3,346	848	685	7,222
117	豊町3丁目	11,097	6,943	990	346	212	2,606
118	豊町4丁目	16,330	10,245	1,305	492	282	4,009
119	豊町5丁目	11,843	7,385	917	342	197	3,006
120	豊町6丁目	22,074	13,539	1,979	627	415	5,520
121	二葉1丁目	14,184	9,197	1,246	513	278	2,948
122	二葉2丁目	8,135	5,227	716	283	158	1,749
123	二葉3丁目	16,580	10,349	1,358	493	291	4,093
124	二葉4丁目	25,749	15,367	2,806	709	573	6,297
125	八潮1丁目	5,992	5,026	69	408	60	424
126	八潮2丁目	4,978	4,235	26	348	45	319
127	八潮3丁目	5,982	5,088	31	418	54	385
128	八潮4丁目	405	345	2	28	4	26
129	八潮5丁目	9,468	7,998	78	654	90	638
130	東八潮	278	237	1	19	3	18

※推計結果の過程での端数調整での単数調整の影響により、棟数の合計が入力数値と一致しない場合がある。

(2) 風水害

■風水害による災害がれき発生量の推計式

風水害時の災害がれき発生量[t]

=① 1 棟あたりの災害がれき発生量（全壊）[t/棟]×②(全壊棟数)[棟]

=① 1 棟あたりの災害がれき発生量（床上浸水）[t/棟]×②(床上浸水世帯数)[世帯]

=① 1 棟あたりの災害がれき発生量（床下浸水）[t/棟]×②(床下浸水世帯数)[世帯]

※災害廃棄物対策指針（改定版）（H30 3）（環境省）を参考に設定

※風水害時の災害がれき発生量の算定方法は、床上・床下浸水それぞれの発生量を推定できるため、環境省の災害廃棄物対策指針（改定版）を採用する。

■風水害による災害がれき発生量の推計値

項目	数量	単位
風水害時の災害がれき発生量	73,590	t
① 1 棟または 1 世帯あたりの災害がれき発生量	※数的根拠①を参照	t
②被害棟数または世帯数	※数的根拠②を参照	棟 世帯

表 被害区分ごとの災害がれき発生量内訳

災害がれき発生量[t]			
全壊	床上浸水	床下浸水	合計
20,592	46,553	6,445	73,590

【数的根拠】

① 1 棟または 1 世帯あたりの災害がれき発生量：

被害区分		条件		単位	
		種類	浸水深		
a	全壊※	木造 2 階建て以下	2m 以上	117	t/棟
b	床上浸水	非木造 または	0.5m 以上 m2 未満	4.6	t/世帯
c	床下浸水	木造 2 階建て以上	0.5m 未満	0.62	t/世帯

※東京都災害復興マニュアル（復興施策編）および災害廃棄物対策指針（改定版）（H30 3）（環境省）を参考に設定

②被害棟数および世帯数

被害棟数および世帯数			
全壊 [棟]	床上浸水 [世帯]	床下浸水 [世帯]	合計
176	9,048	10,395	19,619

※城南地区河川流域浸水予想区域図（都市型水害対策連絡会（城南地区河川流域））、令和 3 年 6 月町丁別世帯数（品川区ホームページ）、都市計画地理情報システムデータ（東京都）、平成 25 年住宅・土地統計調査（総務省）から推計

■風水害による災害がれき発生量の推計値【町丁目別】

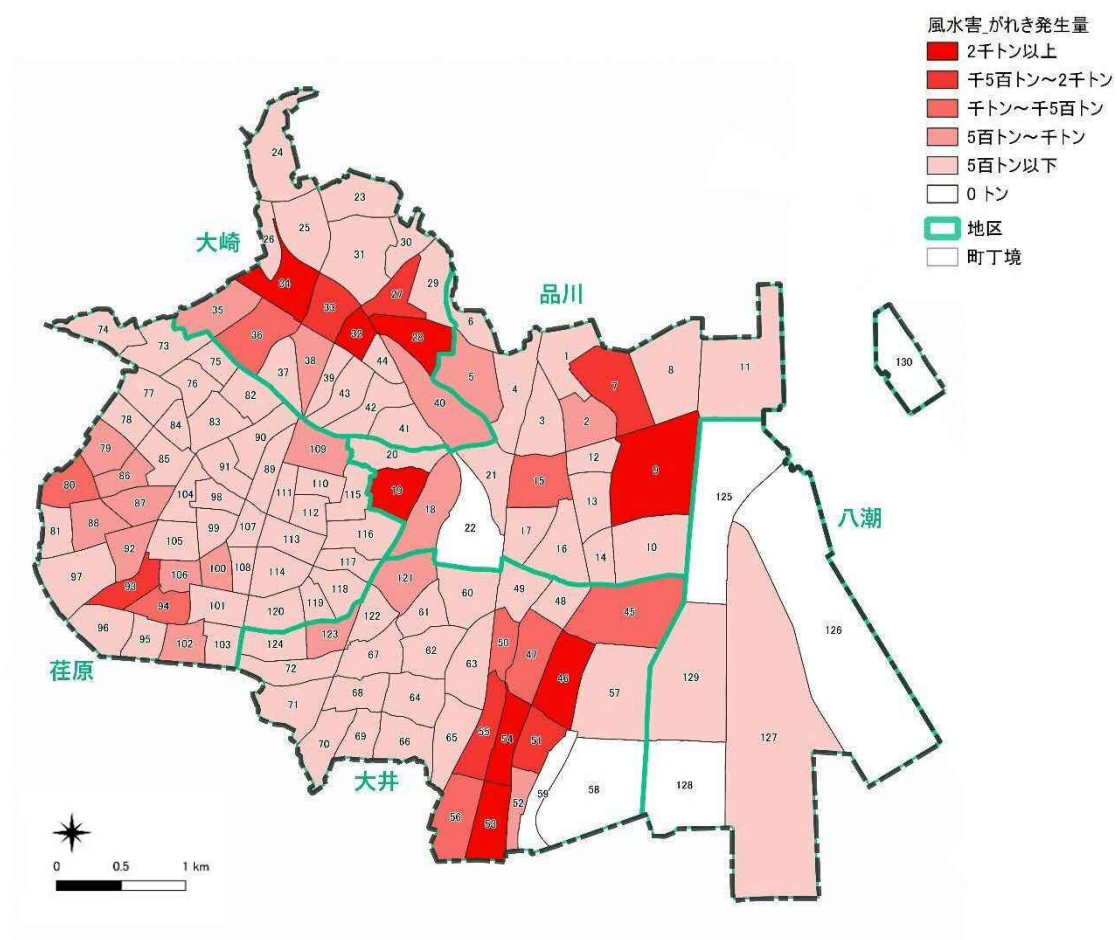


表 風水害による災害がれき発生量の推計値【町丁目別】[単位：トン]

N o	町丁目名	災害がれき 発生量	N o	町丁目名	災害がれき 発生量
1	北品川 1 丁目	341	36	西五反田 5 丁目	1,126
2	北品川 2 丁目	912	37	西五反田 6 丁目	203
3	北品川 3 丁目	424	38	西五反田 7 丁目	754
4	北品川 4 丁目	187	39	西五反田 8 丁目	178
5	北品川 5 丁目	1,758	40	大崎 1 丁目	1,503
6	北品川 6 丁目	886	41	大崎 2 丁目	345
7	東品川 1 丁目	2,436	42	大崎 3 丁目	1,189
8	東品川 2 丁目	404	43	大崎 4 丁目	422
9	東品川 3 丁目	2,527	44	大崎 5 丁目	496
10	東品川 4 丁目	334	45	東大井 1 丁目	1,069
11	東品川 5 丁目	531	46	東大井 2 丁目	2,760
12	南品川 1 丁目	2,011	47	東大井 3 丁目	1,443
13	南品川 2 丁目	1,571	48	東大井 4 丁目	339
14	南品川 3 丁目	470	49	東大井 5 丁目	27
15	南品川 4 丁目	1,606	50	東大井 6 丁目	1,036
16	南品川 5 丁目	436	51	南大井 1 丁目	1,880
17	南品川 6 丁目	223	52	南大井 2 丁目	702
18	西品川 1 丁目	1,195	53	南大井 3 丁目	2,925
19	西品川 2 丁目	10,860	54	南大井 4 丁目	2,237
20	西品川 3 丁目	69	55	南大井 5 丁目	1,517
21	広町 1 丁目	666	56	南大井 6 丁目	1,159
22	広町 2 丁目	73	57	勝島 1 丁目	169
23	上大崎 1 丁目	148	58	勝島 2 丁目	0
24	上大崎 2 丁目	305	59	勝島 3 丁目	0
25	上大崎 3 丁目	619	60	大井 1 丁目	24
26	上大崎 4 丁目	136	61	大井 2 丁目	221
27	東五反田 1 丁目	1,983	62	大井 3 丁目	37
28	東五反田 2 丁目	2,802	63	大井 4 丁目	35
29	東五反田 3 丁目	610	64	大井 5 丁目	78
30	東五反田 4 丁目	506	65	大井 6 丁目	40
31	東五反田 5 丁目	189	66	大井 7 丁目	303
32	西五反田 1 丁目	2,345	67	西大井 1 丁目	112
33	西五反田 2 丁目	1,931	68	西大井 2 丁目	99
34	西五反田 3 丁目	3,578	69	西大井 3 丁目	51
35	西五反田 4 丁目	675	70	西大井 4 丁目	158

N o	町丁目名	災害がれき 発生量	N o	町丁目名	災害がれき 発生量
71	西大井 5 丁目	173	101	中延 4 丁目	20
72	西大井 6 丁目	71	102	中延 5 丁目	644
73	小山台 1 丁目	147	103	中延 6 丁目	73
74	小山台 2 丁目	9	104	西中延 1 丁目	68
75	小山 1 丁目	443	105	西中延 2 丁目	15
76	小山 2 丁目	161	106	西中延 3 丁目	527
77	小山 3 丁目	120	107	東中延 1 丁目	54
78	小山 4 丁目	93	108	東中延 2 丁目	45
79	小山 5 丁目	740	109	戸越 1 丁目	660
80	小山 6 丁目	1, 158	110	戸越 2 丁目	307
81	小山 7 丁目	92	111	戸越 3 丁目	164
82	荏原 1 丁目	29	112	戸越 4 丁目	42
83	荏原 2 丁目	7	113	戸越 5 丁目	52
84	荏原 3 丁目	59	114	戸越 6 丁目	103
85	荏原 4 丁目	54	115	豊町 1 丁目	239
86	荏原 5 丁目	776	116	豊町 2 丁目	103
87	荏原 6 丁目	798	117	豊町 3 丁目	24
88	荏原 7 丁目	729	118	豊町 4 丁目	106
89	平塚 1 丁目	346	119	豊町 5 丁目	81
90	平塚 2 丁目	395	120	豊町 6 丁目	9
91	平塚 3 丁目	118	121	二葉 1 丁目	764
92	旗の台 1 丁目	507	122	二葉 2 丁目	311
93	旗の台 2 丁目	1, 610	123	二葉 3 丁目	849
94	旗の台 3 丁目	1, 398	124	二葉 4 丁目	202
95	旗の台 4 丁目	245	125	八潮 1 丁目	0
96	旗の台 5 丁目	132	126	八潮 2 丁目	0
97	旗の台 6 丁目	26	127	八潮 3 丁目	31
98	中延 1 丁目	101	128	八潮 4 丁目	0
99	中延 2 丁目	225	129	八潮 5 丁目	301
100	中延 3 丁目	777	130	東八潮	0

2. ごみ発生量

(1) 片づけごみ

■片づけごみ（粗大ごみ）発生量の推計式

片づけごみ（粗大ごみ）発生量

=①平常時の粗大ごみ発生量[t/年]×②増加率[%]

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■片づけごみ（粗大ごみ）発生量の推計値

項 目	数 量	単 位
片づけごみ（粗大ごみ）発生量	7,736	t/年
①平常時の粗大ごみ発生量	4,482	t/年
②増加率	172.6	%

【数的根拠】

①平常時の粗大ごみ発生量：4,482 t/年

1年あたりの粗大ごみ収集量（令和2年度）：4,482 t/年

※区が収集する年間粗大ごみ量

②神戸市における阪神淡路大震災時の不燃系ごみの発生状況：172.6%

表 神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況[t]

区分	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8～ 12月	合計
燃える ごみ	H6	32,034	27,575	31,793	31,742	33,495	32,218	32,461	163,058	384,376
	H7	27,124	29,085	31,921	29,714	32,589	30,299	31,079	154,192	366,003
	前年比	84.7%	105.5%	100.4%	93.6%	97.3%	94.0%	95.7%	94.6%	95.2%
不燃系 ごみ	H6	10,700	8,444	10,212	13,791	13,349	11,963	12,507	61,733	142,699
	H7	25,755	43,719	28,639	20,810	20,219	19,691	17,849	69,560	246,242
	前年比	238.1%	517.8%	280.4%	150.9%	151.5%	164.6%	142.7%	112.7%	172.6%

出典：神戸市地域防災計画

(2) 生活ごみ

ア. 被災した住民の排出する生活ごみ（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）

■生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）の推計式

生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）

$$= \text{①人口（人）} \times (\text{②発生原単位}[\text{g/人} \cdot \text{日}] + \text{③ごみ量増加実績}[\text{g/人} \cdot \text{日}])$$

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）の推計値

項 目	数 量	単 位
生活ごみ発生量 （燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）	277,666,518	g/日
（単位変換）	約 278	t/日
（年換算）	約 101,348	t/年
①人口	404,798	人
②発生原単位	663	g/人・日
③ごみ量増加実績	23	g/人・日

【数的根拠】

①品川区の総人口（令和3年10月1日）：404,798人

出典：品川区ホームページ

②区民一人1日当たりの燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみの発生原単位

$$(A+B+C) : \underline{663\text{g/人} \cdot \text{日}}$$

A.区民一人1日当たりのごみ排出量（燃やすごみ）（令和2年度）：472g/人・日

※区が収集する年間ごみ量（燃やすごみ）÷人口÷365日により推定。

B.区民一人1日当たりの資源回収量（令和2年度）：172g/人・日

※区が収集する年間資源量÷人口÷365日により推定。

C.区民一人1日当たりのごみ排出量（燃やすごみ）（令和2年度）：19g/人・日

※区が収集する年間ごみ量（陶器・ガラス・金属ごみ）（令和2年度）÷人口÷365日により推定。

③東日本大震災前後における岩手県・宮城県内被災市町村におけるごみ量増加実績分：
平均 23g/人・日

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

イ. 避難施設で排出される生活ごみ

■避難施設で排出される生活ごみの推計式

避難施設で排出される生活ごみ発生量

$$= \text{①避難者数[人]} \times (\text{②発生原単位[g/人・日]} + \text{③ごみ量増加実績[g/人・日]})$$

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■避難施設で排出される生活ごみの推計値

項 目	数 量	単 位
避難施設で排出される生活ごみ	82,265,972	g/日
（単位変換）	約 82	t/日
①避難者数	119,932	人
②発生原単位	663	g/人日
③ごみ量増加実績	23	g/人・日

【数的根拠】

①東京都北部地震（M7.3）（冬 18 時・風速 8 m/s）を想定した避難生活者数：119,932 人

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

②③：「(1)生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）」と同一

3. し尿発生量

■し尿発生量の推計式

し尿発生量

＝災害時におけるし尿収集必要人数[人] × 一人1日平均排出量[L／人・日]

＝(仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口)[人]×一人1日平均排出量[L／人・日]

＝ (①避難者数＋②断水による仮設トイレ必要人数＋③非水洗化区域し尿収集人口)[人]× ④一人1日平均排出量[L／人・日]

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■し尿発生量の推計値

項 目	数 量	単 位
し尿発生量	315,751	L／日
(単位変換)	約 32	万 L／日
仮設トイレ必要人数 (①＋②)	185,736	人
①避難者数	119,932	人
②断水による仮設トイレ必要人数	65,804	人
③非水洗化区域し尿収集人口	0	人
④一人1日平均排出量	1.7	L／人・日

【数的根拠】

①東京都北部地震（M7.3）（冬 18 時・風速 8 m/s）を想定した避難者数：119,932 人

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

②断水による仮設トイレ必要人数

＝ {A.水洗化人口－B.避難者数× (A.水洗化人口／総人口)} × C.上水道支障率 × D. 1／2

＝ {404,798 人－119,932 人× (404,798 人／404,798 人)} × 46.2% × 1／2

＝ 65,804 人

A.水洗化人口（平常時に水洗トイレを使用する人口）：404,798 人

※水洗化人口率がほぼ 100%に近いため、水洗化人口を品川区の総人口（令和 3 年 10 月 1 日）とする。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果【水洗化人口等（平成 29 年度実績）】（環境省）

B. 避難者数：①と同一

C.上水道支障率（地震による上水道の被害率）：46.2%

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）

D.断水により仮設トイレを利用する人口は、上水道が支障する世帯のうち約 1／2の人口と仮定。

③非水洗化区域し尿収集人口：0 人

※水洗化人口率がほぼ 100%に近いため、非水洗化区域し尿収集人口は考慮しない。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果【水洗化人口等（平成 29 年度実績）】（環境省）

④ 1 人 1 日平均排出量：1.7L／人・日

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

資料 4.一次仮置場必要面積の整理

1. 一次仮置場必要面積

■一次仮置場必要面積の推計式

一次仮置場等必要面積 [m²]

$$= \text{①災害がれき体積[m³]} \div \text{②積み上げ高さ[m]} + \text{③作業スペース面積[m²]}$$

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

■一次仮置場必要面積の推計値

項 目	数 量	単 位
一次仮置場必要面積	101.4	万 m ²
①災害がれき体積	253.5	万 m ³
②積み上げ高さ	5	m
③作業スペース面積	50.7	万 m ²

【数的根拠】

①災害がれき体積：「資料 3 1 災害がれき発生量 (1)地震」で推計

②積み上げ高さ：積み上げ高さは 5 m 以下とする。

③作業スペース面積：作業スペースの割合を 100% とした場合の推計値（①÷②）

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

<参考 一次仮置場必要面積【種類別】の推計>

■一次仮置場必要面積【種類別】の推計値

表 一次仮置場必要面積【種類別】[単位：万 m²]

一次仮置場必要面積【種類別】						作業 スペース 面積	合計
コンクリート系 混合物 (コンクリートがら)	木質系 混合物 (木くず)	金属系 混合物 (金属くず)	可燃系 混合物	不燃系 混合物	小計		
12.6	5.2	1.36	0.68	7.36	27.2	27.2	54.4

※ 「①災害がれき体積」と「⑤単位容積重量【種類別】」を参考に推計

※ 「一次仮置場必要面積【種類別】」の推計方法は、「一次仮置場必要面積」の推計方法と異なるため、推計結果は一致しない。運搬等の検討のための参考値として推計したものである。

【数的根拠】

⑤単位容積重量【種類別】

	コンクリート系混合物 (コンクリートがら)	木質系混合物 (木くず)	金属系混合物 (金属くず)	可燃系 混合物	不燃系 混合物
単位容積重量(t/m ³)	1.48	0.55	1.13	1	1
積み上げ高さ(m)	5	5	5	5	5
作業スペース割合	100%				

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

2. 一次仮置場必要面積【月別推移】

阪神・淡路大震災時の災害発生後の月別解体棟数の推移（割合）を用いて、災害がれきを集積する一次仮置場の必要面積の推移を推計した場合、最大必要面積は 13.6 万㎡となる。（処理期間を3年と仮定）。

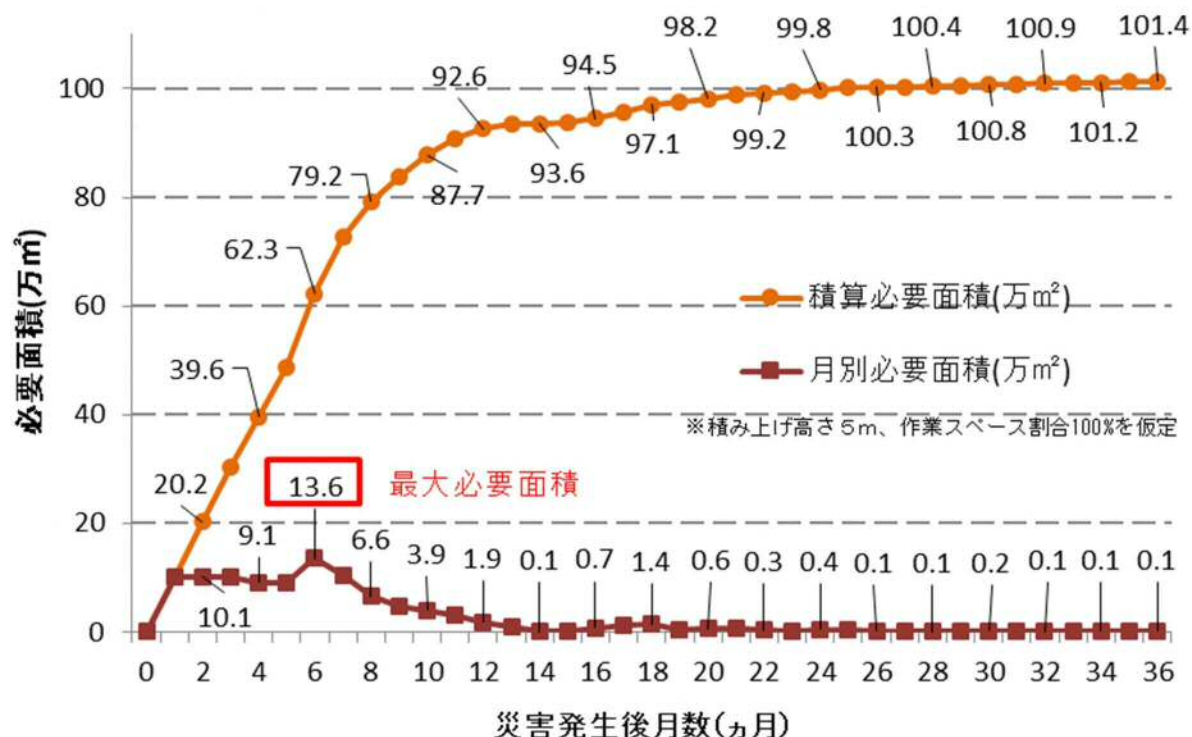


図 一次仮置場の必要面積の推移（推計）

表 一次仮置場の必要面積の推移（推計）

		災害発生後月数(ヵ月)											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
一次仮置場 必要面積(万㎡)	積算	10.1	20.2	30.5	39.6	48.7	62.3	72.6	79.2	83.8	87.7	90.7	92.6
	月別	10.1	10.1	10.2	9.1	9.1	13.6	10.4	6.6	4.6	3.9	3.0	1.9

		災害発生後月数(ヵ月)											
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
一次仮置場 必要面積(万㎡)	積算	93.5	93.6	93.8	94.5	95.7	97.1	97.6	98.2	98.9	99.2	99.4	99.8
	月別	0.9	0.1	0.2	0.7	1.2	1.4	0.5	0.6	0.7	0.3	0.2	0.4

		災害発生後月数(ヵ月)											
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
一次仮置場 必要面積(万㎡)	積算	100.1	100.3	100.3	100.4	100.6	100.8	100.9	100.9	101.0	101.2	101.3	101.4
	月別	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

表 阪神淡路大震災時の解体棟数（単位：千棟）

	平成7年												平成8年										
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
解体棟数	17.5	17.6	15.0	23.5	11.3	7.2	5.2	1.6	0.0	1.2	2.5	0.9	1.1	0.4	0.7	0.2	0.1	0.4	0.2	0.1	0.2	0.2	
解体済棟数	17.5	35.1	50.1	73.6	84.9	92.1	97.3	98.9	98.9	100.1	102.6	103.5	104.6	105.0	105.7	105.9	106.0	106.4	106.6	106.7	106.9	107.1	
解体比率	16.3	32.8	46.8	68.7	79.3	86.0	90.8	92.3	92.3	93.5	95.8	96.6	97.7	98.0	98.7	98.9	99.0	99.3	99.5	99.6	99.8	100.0	

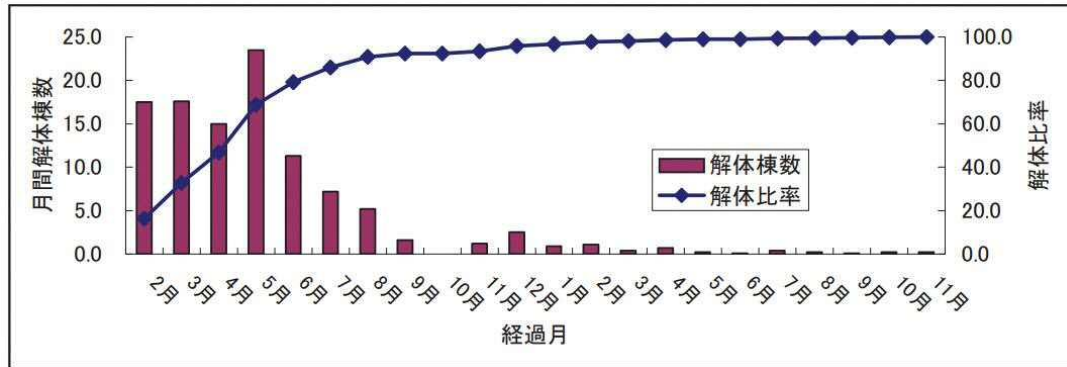


図 阪神淡路大震災時の解体比率

出典：大都市圏震災廃棄物処理計画作成の手引き（平成12年）（厚生省）

資料 5.仮置場等のレイアウト（例）

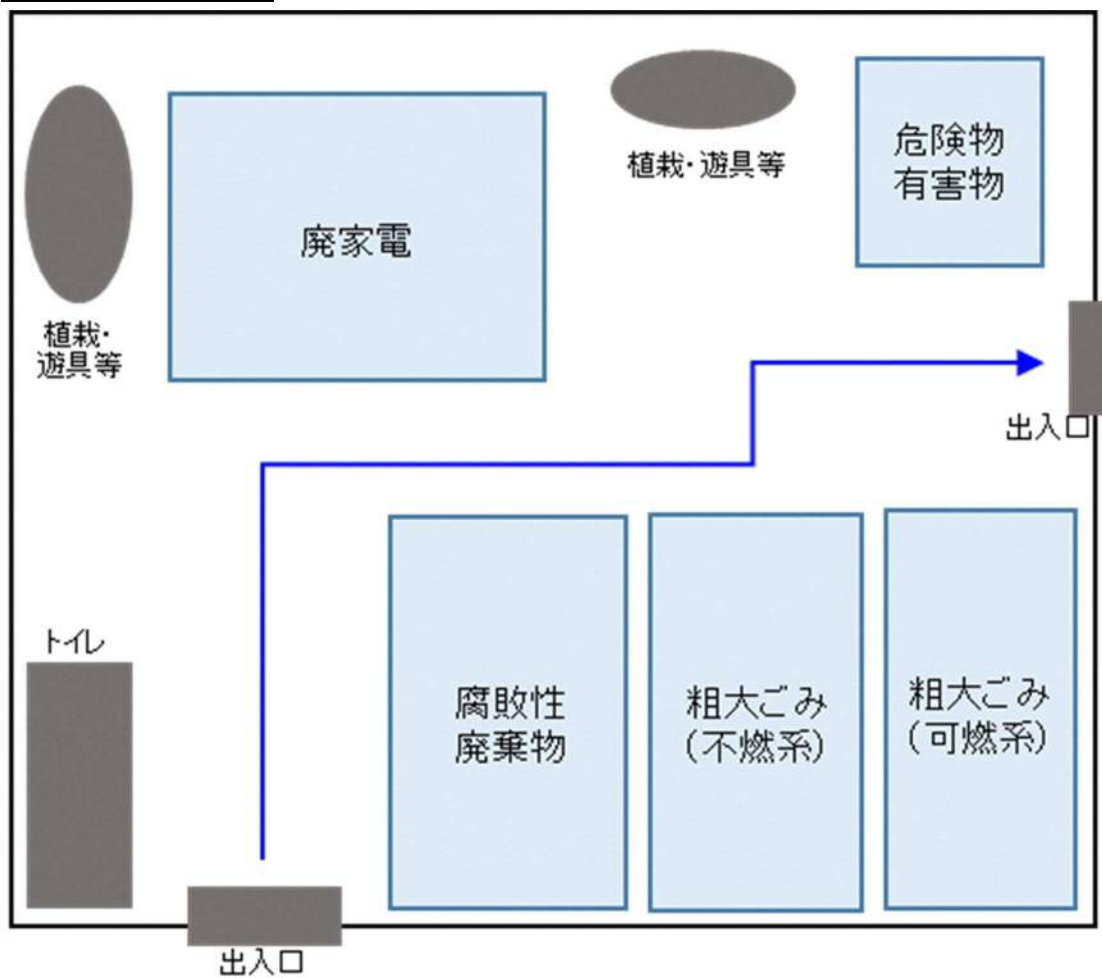
1. 地区仮置場のレイアウト（例）

（1） 地区仮置場の基本的なレイアウト（例）

■設置条件等

- ・被災者が自ら片づけごみ等を排出することを踏まえ、住居地域等を中心に設置
- ・確保のしやすさを考慮し、面積の目安は～10,000 m²程度とするが、地区ごとに災害廃棄物発生量や公園数・面積が異なる事を踏まえて、設置条件を検討する。

■分別・レイアウト



- ・粗大ごみ（可燃系）、粗大ごみ（不燃系）、腐敗性廃棄物、危険物・有害物の4区分を基本
- ・廃家電のスペースも確保

(2) 地区仮置場と応急仮置場を併設する場合のレイアウト（例）

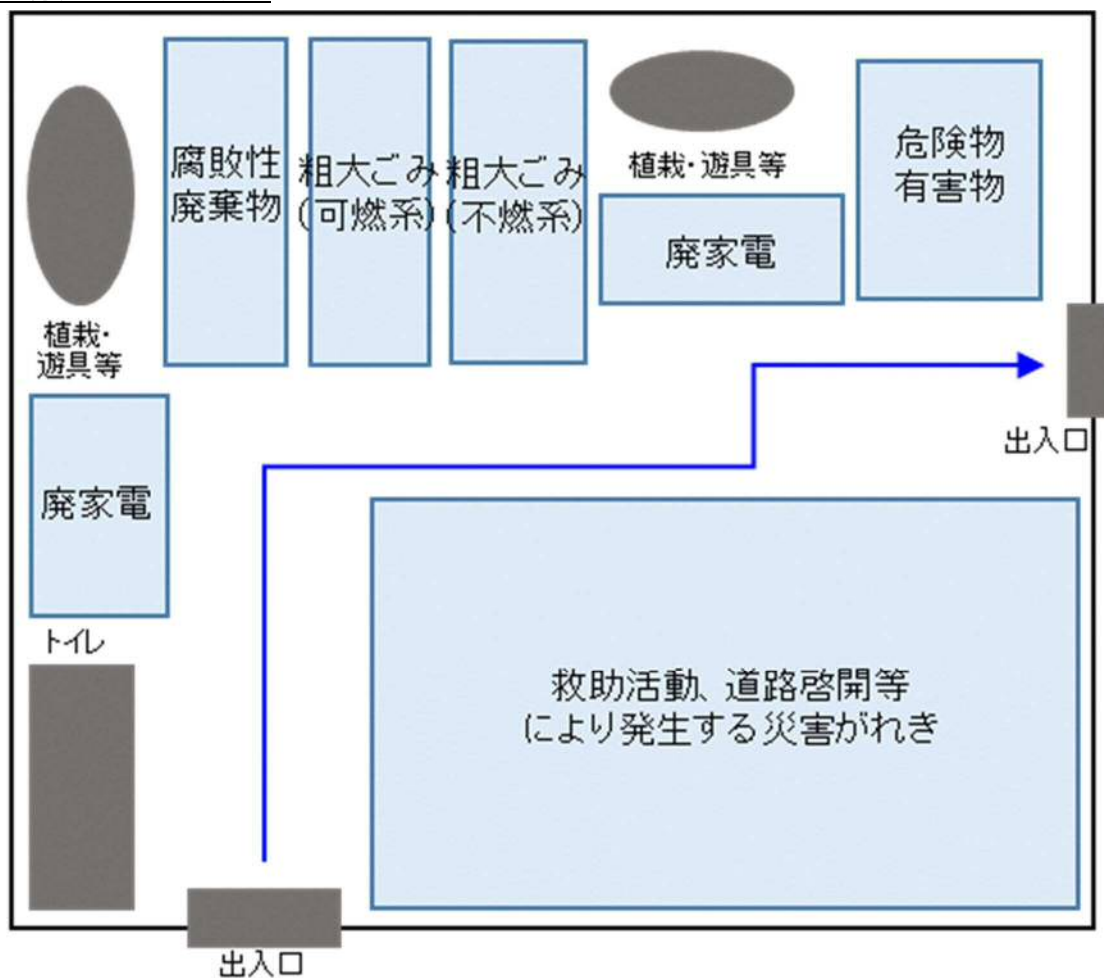
■設置条件等

- ・救助、救出活動への影響を考慮し、(1)の設置条件に加えて以下の応急仮置場の設置条件に当てはまる公園

(応急仮置場の設置条件)

- ⇒特定緊急輸送道路および緊急輸送道路付近の公園
- ⇒建物倒壊や火災などの地域危険度が高い地域

■分別・レイアウト



- ・粗大ごみ（可燃系）、粗大ごみ（不燃系）、腐敗性廃棄物、危険物・有害物の4区分を基本
- ・廃家電のスペースも確保
- ・救助活動、道路啓開等により発生する災害がれきのスペースも確保

(3) 地区仮置場の準備・運営方法（例）

■準備事項

- ・使用方法、分別ルールなどの設置（管理者がいないことを想定）
- ・分別基準に沿った災害廃棄物の搬入、保管ができるような場内整備
- ・災害廃棄物の飛散防止対策の実施
- ・土壌汚染防止対策の実施
- ・閉鎖時における現状復帰 など

■運営事項（現場管理関係）

- ・搬入車両の管理・災害廃棄物の記録、貴重品
- ・思い出の品などの管理
- ・火災防止対策及び不法投棄防止対策の実施
- ・環境モニタリングの実施
- ・搬入災害廃棄物量、管理状況等報告 など

■運営事項（災害廃棄物処理関係）

- ・一次仮置場への搬入を考慮した災害廃棄物の分別
- ・災害廃棄物の運搬・液状化等により発生した土砂の運搬 など

■留意点

- ・遊具や樹木などの設置状況を踏まえると、仮置き可能な面積が限られるため、仮置き可能な廃棄物の優先度や、排出可能な廃棄物を限定することを検討する必要がある。
- ・廃棄物を配置することも踏まえると、公園内への車両の乗り入れ通路を確保することが困難である。廃棄物を搬出入する最低限の動線を確保する必要がある。

2. 一次仮置場のレイアウト（例）

（1）一次仮置場の基本的なレイアウト（例）

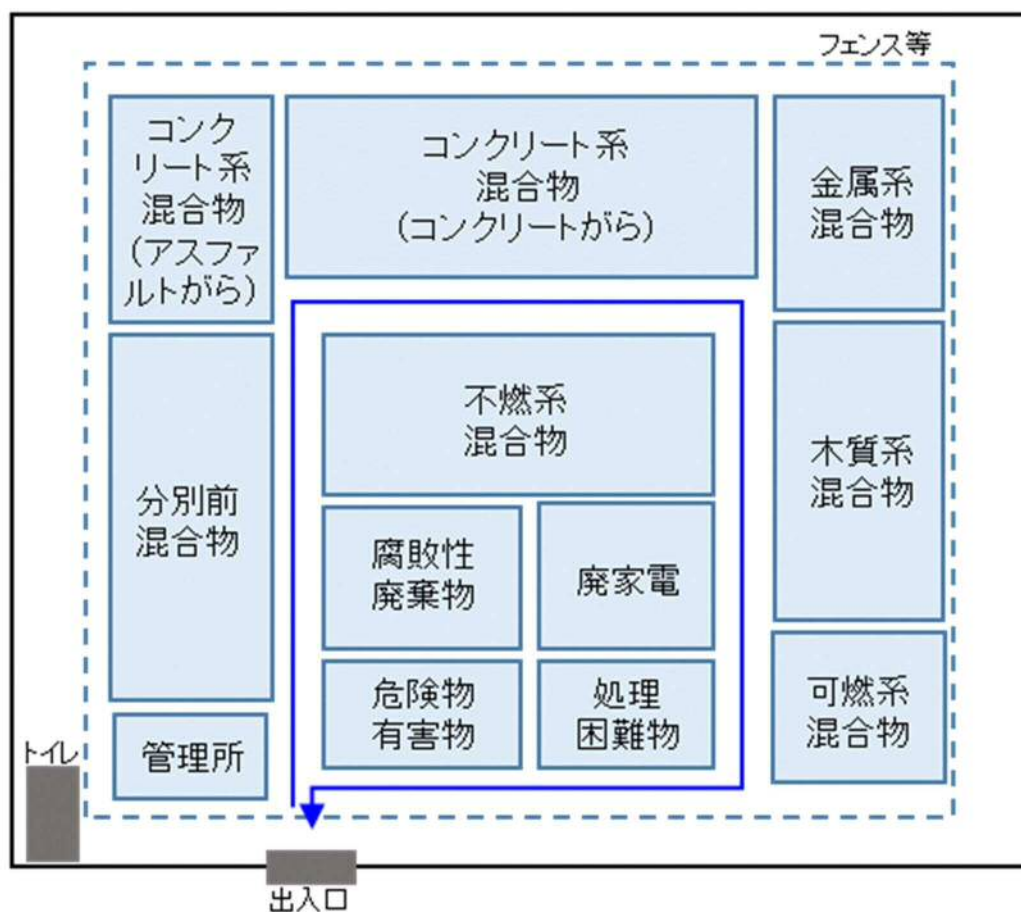
■設置条件等

- ・災害廃棄物の集約や、収集した災害廃棄物の分別作業を考慮し、面積の目安は10,000～100,000 m²程度とするが、地区ごとに災害廃棄物発生量や公園数・面積が異なる事を踏まえて、設置条件を検討する。

※100,000 m²以上の公園は、特別区により二次仮置場に指定される可能性あり。

- ・地区仮置場や応急仮置場からの搬入や二次仮置場等への搬出を考慮し、接道条件や敷地内進入路などのアクセス性がよい公園を中心に設置。
- ・運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響に配慮し、住宅地や医療施設、避難所などとの近接状況に留意して設置。

■分別・レイアウト



・23区共通の分別基準

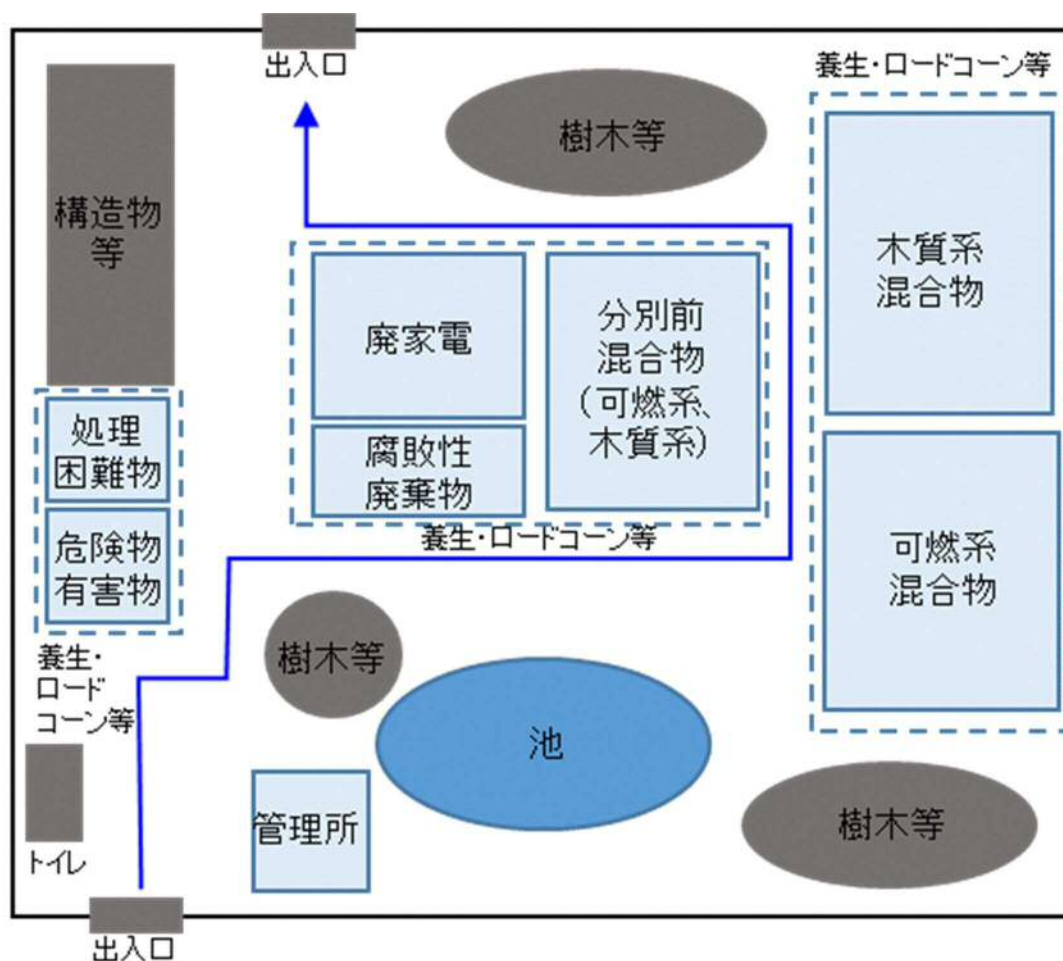
- ①可燃系混合物 ②木質系混合物 ③不燃系混合物 ④金属系混合物
- ⑤コンクリート系混合物（コンクリートがら、アスファルトがらは別）
- ⑥廃家電、⑦危険物、有害物（種類ごと分別）
- ⑧上記①～⑦に分別困難な混合物（腐敗性廃棄物、処理困難物）

(2) 十分な面積を確保できない場合のレイアウト (例)

■設置条件等

- ・(1) の設置条件のほか、樹木、池や構造物により仮置きに十分な面積を確保できない場合に設置

■分別・レイアウト



- ①現場や地区仮置場から搬出する時点で分別し、一次仮置場Aは可燃性混合物と木質系混合物、一次仮置場Bは不燃性混合物と金属性混合物の様に、一次仮置場ごと廃棄物の種類を変える方法も検討する。
- ②現場や地区仮置場で分別し、コンクリート系混合物や金属系混合物を現場に残し腐敗性廃棄物、危険物・有害物、可燃性混合物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。

(3) 一次仮置場の準備・運営方法（例）

■準備事項

- ・場内にある、災害廃棄物処理の支障となる工作物等の撤去
- ・分別基準に沿った災害廃棄物の搬入、保管ができるような場内整備
- ・現場事務所の整備
- ・災害廃棄物の計量用の台貫設置
- ・災害廃棄物の飛散防止対策の実施
- ・土壌汚染防止対策の実施
- ・一次仮置場閉鎖時における現状復帰 など

■運営事項（現場管理関係）

- ・搬入車両の受付、誘導
- ・災害廃棄物の計量と記録、貴重品・思い出の品などの管理
- ・火災防止対策及び不法投棄防止対策の実施
- ・環境モニタリングの実施
- ・搬入車両台数、搬入災害廃棄物量、一次仮置場の管理状況等報告 など

■運営事項（災害廃棄物処理関係）

- ・23区共通分別基準に沿った災害廃棄物の分別、保管・処理施設等の受入基準に合致させるために必要な範囲で災害廃棄物の切断等の処理
- ・災害廃棄物の運搬
- ・液状化等により発生した土砂の運搬 など

■留意点

- ・出入口の柵や扉を開けるためには鍵が必要な場合がある。
- ・入り口は高さ制限がある場合がある。
- ・周辺道路の幅員が狭く、場所によっては大型車両の通行が困難な場合がある。
（2トン車両は通行できるが、4トン車両は難しいなど）
- ・周囲に一方通行の道路があり、平時の規制状況では搬入が困難な場合がある。